

建設業許可申請の手引き

令和 7 年 2 月 改訂版

長崎県土木部監理課

許可申請全般に関する問い合わせ先

長崎県土木部監理課 建設業指導班

〒850-8570 長崎市尾上町 3-1 電 話：095-894-3015

FAX：095-894-3460

目 次

第1章 建設業許可の制度

1 建設業許可の概要について	1
(1) 建設業とは	1
(2) 建設業の許可とは	1
(3) 建設業の種類（業種）	2
(4) 知事許可と国土交通大臣許可	2
(5) 特定建設業の許可と一般建設業の許可	2
(6) 許可の有効期間	3
(7) 許可を受けた後に必要な手続き	3
2 許可の要件（基準）について	3
(1) 経營業務の管理責任者等	4
Ⅰ 経營業務の管理責任者等の配置	4
Ⅱ 適正な社会保険等に参加	6
(2) 営業所技術者等の配置	7
(3) 誠実性	9
(4) 財産的基礎等	9
(5) 欠格要件等	11

第2章 建設業許可の申請

1 長崎県知事許可の手続き	12
〈建設業許可の電子申請について〉	12
〈書面による申請手続き〉	12
(1) 書面申請書類等の提出先	12
(2) 申請書類の受付日時	13
(3) 申請書の部数	13
(4) 申請書の入手方法	13
(5) 許可の申請区分	13
(6) 許可申請手数料	14
(7) 審査	14
(8) 標準処理期間	15
(9) 許可通知書の送付	15
(10) 許可の拒否と申請の取下げ	15
(11) 申請手続きの代理	15

第3章 許可申請書の作成

〈許可申請書記載についての注意事項〉	17
1 許可申請書と添付書類一覧	18
2 許可申請書類の記載例	19

第4章 許可取得後の必要な手続き等

1 必要な手続き等	57
〈許可後の注意事項〉	57
2 工事にあたっての主な留意事項	59

(1) 許可標識の掲示	59
(2) 主任技術者、監理技術者の現場配置	60
(3) 一括下請負の禁止	60
3 変更届の提出	61
〈早見表（変更の届出に必要な書類）〉	61
(1) 各種変更届の提出書類一覧	62
4 各種変更届の記載例	65
5 建設業許可証明書	71
6 建設業許可申請書の閲覧	72
7 「申請書を受付されたことの証明」について	73

第5章 「解体工事業」について

1 解体工事の内容、例示、区分の考え方	74
2 解体工事業の技術者要件	74
3 実務経験の取り扱い	75

第6章 事業承継等に係る認可の制度

1 建設業許可の事業承継・相続について	76
2 承継の要件	77
3 認可申請の手続	78
4 認可後の届出（後日提出資料）	81
5 認可申請提出書類一覧	82
6 認可申請書類の記載例	84

第7章 建設業許可申請等の電子申請について

1 電子申請の手続き	92
------------	----

第8章 資料編

(1) 都道府県・市町コード	94
(2) 工事の内容と具体的な例示	95
(3) 一式工事の考え方	106
(4) 工事発注証明書	108
(5) 建設業の業種別指定学科	109
(6) 営業所技術者等の実務経験要件の緩和	110
(7) 有資格コード一覧	111
(8) 登録基幹技能者について	118
(9) 確認資料	
常勤役員等（経營業務の管理責任者等）	119
営業所技術者等	123
営業所	124
(10) 75歳以上の常勤性確認	127
(11) 社会保険等について	129
(12) 工事経歴書「チェックリスト」	135
(13) よくあるお問い合わせ（Q&A）	136
(14) 問い合わせ先等	139

第1章 建設業許可の制度

1 建設業許可の概要について

(1)建設業とは ー建設業法(以下「法」という。)第2条ー

建設業とは、元請・下請その他のいかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいいます。(法第2条第2項)

※「営業」とは、利益を得ることを目的として、同種の業務を継続的かつ集団的に行うこと。

※「請負」とは、当事者の一方がある仕事を完成することを約束し、相手方がその仕事の結果に対して、報酬を与えることを約束する契約のことをいいます。

建設工事とは、土木建築に関する工事で建設業法別表第1上欄(P95～104最左欄参照)に掲げる29の種類をいいます。※該当しない工事についてはP25参照

(2)建設業の許可とは ー法第3条ー

建設業を営もうとする者は、「軽微な建設工事」のみを請け負う場合を除き、建設業の許可を受けなければなりません。

※軽微な工事とは (法施行令第1条の2)

建築一式工事 ※右のいずれか	①工事1件の請負代金の額が1,500万円未満の工事(消費税を含んだ金額) ②延べ面積が150㎡未満の木造住宅工事
建築一式工事 以外の建設工事	工事1件の請負代金の額が500万円未満の工事(消費税を含んだ金額)

○「木造」...建築基準法第2条第5号に定める主要構造部が木造であるもの

○「住宅」...住宅、共同住宅及び店舗等との併用住宅で、延べ面積が2分の1以上を居住の用に供するもの

(注) ①1つの工事を2以上の契約に分割して請け負うときは、各契約の請負代金の額の合計額となります。(工事現場や工期が明らかに別である等、正当な理由に基づく場合を除く。)

②注文者が材料を提供する場合においては、その市場価格又は市場価格及び運送費を当該請負契約の請負代金の額に加えたものが請負代金の額となります。

「解体工事」、「浄化槽工事」について〈注意事項〉

①「解体工事」を請け負うためには、軽微な工事であっても、元請・下請の別にかかわらず「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく登録」が必要となります。

なお、建設業者が建設業法に基づく「土木工事業」、「建築工事業」、「解体工事業」のいずれかの許可を受けている場合は登録は不要です。

ただし、当該3業種の許可を受けた場合でも、工事1件の請負代金の額が500万円以上(※1)の解体工事については、許可を受けている各業種に属する解体工事しか請け負うことはできません(例えば、請負代金の額が500万円以上で総合的な企画・指導・調整のもとに土木工作物を解体する工事(原則元請)は土木一式工事に該当しますので、土木工事業の許可を受けていなければ請け負えません。)

※1 建築一式工事に該当する場合は、1,500万円以上(延べ面積が150㎡未満の木造住宅工事を除く。)

②浄化槽工事業を営もうとする者は軽微な工事であっても「浄化槽法第21条」に基づく登録が必要です。なお、建設業法に基づく「土木工事業」、「建築工事業」、「管工事業」のいずれかの許可を受けている者は登録は不要ですが、浄化槽工事業を営む場合は、浄化槽法第33条に基づく特例事業者として届出が必要です。

(3)建設業の種類(業種)

建設業の許可は、29業種(表1)に分かれており、業種ごとに許可を受ける必要があります。

建設工事の種類は一式工事(土木一式工事、建築一式工事)と専門工事(一式工事以外の27業種)に分かれます。一式工事は「総合的な企画、指導、調整」のもとに土木工作物又は建築物を建設する工事であり、すべての建設工事の種類を請け負えるものではありません。専門工事に分類される工事を単独で請け負うためには、各専門工事の許可を受ける必要があります。なお、許可を受けた建設工事に附帯して生じる他の業種に属する工事にあつては、請け負った工事に含めて行うことができます。(※一式工事の考え方及び附帯工事についてはP106～107を参照)

(表1) 建設業の種類(業種) 建設工事の種類の詳細については、P95～104を参照

土木工事業	電気工事業	板金工事業	電気通信工事業
建築工事業	管工事業	ガラス工事業	造園工事業
大工工事業	タイル・れんが・ブロック工事業	塗装工事業	さく井工事業
左官工事業	鋼構造物工事業	防水工事業	建具工事業
とび・土工工事業	鉄筋工事業	内装仕上工事業	水道施設工事業
石工事業	舗装工事業	機械器具設置工事業	消防施設工事業
屋根工事業	しゅんせつ工事業	熱絶縁工事業	清掃施設工事業
解体工事業 ※平成28年6月1日追加(とび・土工から分離)			

(4)知事許可と国土交通大臣許可 ー法第3条ー

① 知事許可

長崎県内にのみ「営業所」を設けて営業を行う場合は、長崎県知事許可が必要です。

② 国土交通大臣許可

二つ以上の都道府県内に「営業所」を設けて営業を行う場合は、国土交通大臣許可が必要です。

※建設業法でいう「営業所」とは、本店若しくは支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所(請負契約の見積もり、入札、請負契約等の実態的な業務を行っている事務所)をいいます。したがって、建設業に無関係な支店、単なる登記上の本店、事務連絡所、工事事務所、作業所などは営業所と認められません。なお、「営業所」には、その営業所ごとに、資格を有する営業所技術者等が常勤している必要があります。

(5)特定建設業の許可と一般建設業の許可 ー法第3条ー

① 特定建設業の許可 (第1項第2号)

発注者から直接請け負った1件の建設工事につき、下請代金の合計額が**5,000万円(税込)以上(建築工事業は8,000万円(税込)以上)**となる下請契約を締結して施工する場合は、特定建設業の許可が必要です。(施行令第2条)

※「下請代金の額」について、発注者から直接請け負う一件の建設工事につき、元請負人が**5,000万円(建築一式工事にあつては8,000万円)以上**の工事を下請施工させようとする時の**5,000万円**には、元請負人が提供する材料等の価格は含みません。

② 一般建設業の許可 (第1項第1号)

特定建設業の許可を要しない工事のみを施工する場合は、一般建設業の許可が必要です。

(6) 許可の有効期間(5年間)

許可の有効期間は、許可のあった日から5年目を経過する日の前日をもって満了となります。(許可通知書で確認してください)

許可の有効期間の末日が日曜日等の行政庁の休日であっても、同様の取扱いとなります。

したがって、建設業者は、引き続き建設業を営もうとする場合には、有効期間が満了する日の30日前までに許可の更新申請書を提出しなければなりません。手続きを怠れば、期間満了とともに許可の効力は失われ、許可が必要な建設工事を請け負うことはできなくなります。

なお、許可又は不許可の処分があるまでは、有効期間の満了後であっても従前の許可が有効となります。

(7) 許可を受けた後に必要な手続き (詳しくはP57以降を参照して下さい。)

① 更新申請 一法第3条一

許可の有効期間は5年間ですので、引き続き許可を受けて建設業を営業する場合は、更新申請が必要です。有効期間が満了する3か月前から30日前までに申請してください。

② 決算変更届(決算報告書)の提出 一法第11条一

毎事業年度終了後、4か月以内に決算変更届(決算報告)を提出しなければなりません。

③ 変更届の提出 一法第11条一

・経営業務の管理責任者(P4参照)、営業所技術者等(P7参照)が交替した場合などは、2週間以内に変更届を提出しなければなりません。

・商号・名称、所在地、役員などを変更した場合は、30日以内に変更届を提出しなければなりません。

④ 業種追加申請、般・特新規申請 一法第3条一

許可を受ける建設業種を追加する場合や、一般建設業・特定建設業の区分を変更する場合は、業種追加申請や般・特新規申請が必要です。

⑤ 許可換え新規申請 一法第9条一

営業所の新設、廃止、所在地の変更等により許可行政庁を異にすることとなった場合には、新たな許可行政庁に許可換え新規申請を行い、新たな許可を受けることが必要です。この場合、従前の建設業の許可の効力は、新たな許可を受けたときに失われます。

⑥ 廃業届の提出 一法第12条一

許可業者であることを止めたり、許可の要件を欠いた場合等は、30日以内に廃業届を提出しなければなりません。(事業承継又は相続の認可を受けた場合を除く。)

2 許可の要件(基準)について

建設業の許可を受けるためには、法第7条(特定建設業は第15条)に規定する許可の基準に適合していること及び法第8条に規定する「欠格要件」に該当しないことが必要です。

- (1) 建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足る能力を有するものであること
 - I 経営業務の管理責任者等の配置
 - II 適切な社会保険等に参加していること
 - (2) 営業所技術者等を有していること
 - (3) 請負契約に関して誠実性を有すること
 - (4) 請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること
 - (5) 欠格要件等に該当しないこと

(1)建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足る能力を有するものであること

I 経営業務の管理責任者等の配置（建設業法施行規則第7条第1号）

次のイ又はロのいずれかに該当すること。

イ：常勤役員等が経営業務の管理責任者等である場合

常勤役員等（法人である場合には業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者、また個人である場合には本人又は支配人）のうちの1人が、次の(1)～(3)のいずれかに該当すること。

(1)	規則第7条第1号イ(1)該当	建設業に関し5年以上の経営業務の管理責任者としての経験を有する者
(2)	規則第7条第1号イ(2)該当	建設業に関し5年以上の経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者（執行役員等）として経営業務を管理した経験を有する者
(3)	規則第7条第1号イ(3)該当	建設業に関し6年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経営業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者

ロ：常勤役員等とこれを直接補佐する者を置くことで経営管理の体制をとる場合

常勤役員等（法人である場合には業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者、また個人である場合には本人又は支配人）のうちの1人が、次のI又はIIのいずれかに該当する者であって、かつ、当該常勤役員等を直接に補佐する者として、次の(a)、(b)及び(c)に該当する者をそれぞれ置くものであること。

常勤役員等	I	規則第7条第1号ロ(1)該当	建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有し、かつ、5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。）としての経験を有する者 ※通算5年以上
	II	規則第7条第1号ロ(2)該当	5年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有する者 ※通算5年以上
補佐する者	(a)	許可申請等を行う建設業者等において、5年以上の 財務管理 の経験を有する者	
	(b)	許可申請等を行う建設業者等において、5年以上の 労務管理 の経験を有する者	
	(c)	許可申請等を行う建設業者等において、5年以上の 業務運営 の経験を有する者	

＊(a)(b)(c)は一人が複数の経験を兼ねることが可能です。

「財務管理」、「労務管理」及び「業務運営」については、次のとおりです。

業務経験名	経験の内容
財務管理	建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどに関する業務経験
労務管理	社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きに関する業務経験
業務運営	会社の経営方針や運営方針を策定、実施に関する業務経験

※「ロ」については個別認定（県の事前確認）が必要になります。十分な期間をもって事前にご相談ください。

※「常勤役員等」とは

法人である場合：役員のうち常勤であるもの。

個人である場合：その者又はその支配人。

「役員」とは

- ①業務を執行する社員…持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）の業務を執行する社員
 - ②取締役…株式会社、有限会社の取締役
 - ③執行役…委員会設置会社の執行役
 - ④これらに準ずるもの…法人格のある各種の組合等の理事
 - ⑤これらに準ずるもの（執行役員等）…業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあって、建設業の経營業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等（建設業に関する事業の一部のみ分掌する事業部門（例えば、建築部門・土木部門の両方を有する会社において建築部門のみを分掌する場合など一部の営業分野のみを分掌する場合や資金・資材調達のみを分掌する場合等）の業務執行に係る権限移譲を受けた執行役員等を除く。）
- *執行役員（⑤に該当する者を除く）、監査役、会計参与、監事及び事務局長は含まれない。

※「役員等」とは P 9 「（３）誠実性」を参照

※「常勤であるもの」とは

原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに、毎日所定の時間中、その職務に従事（テレワークを行う場合を含む。）している者をいいます。その営業所に常勤して専ら職務に従事することを要するもので、以下に掲げる者は除く。

- ① 住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者
- ② 他の営業所（他の建設業者）の営業所技術者等となっている者
- ③ 建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引主任者等他の法令により特定の事務所において専任を要することとされている者（建設業において専任を要する営業所と他の法令より専任を要する事務所が同一企業、同一場所である場合を除く）
- ④ 他に個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者等他の営業等について専任であると認められる者

※「建設業に関し」とは

全ての建設業の種類をいい、建設業の業種ごとの区別はなく、全て建設業に関するものとします。

※「経營業務の管理責任者としての経験を有する者」とは

業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、経營業務の執行等建設業の経營業務について総合的に管理した経験を有する者をいう。

※「支配人」とは

営業主に代わって、その営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する使用人をいい、これに該当するか否かは、商業登記の有無を基準として判断します。

※「執行役員等としての経験」とは

取締役会設置会社において、取締役会の決議により、特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいいます。

※「経營業務を補佐した経験」とは

経營業務の管理責任者に準ずる地位（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位にある者）にあって、建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経營業務全般について、従事した経験をいいます。

※「役員等に次ぐ職制上の地位」とは

当該地位での経験を積んだ会社内の組織体制において役員等に次ぐ役職上の地位にある者をいい、必ずしも代表権を有することは要しません。「組織図」等で確認します。

※「直接に補佐する」とは

組織体系上及び実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行うことをいう。

※「許可申請等を行う建設業者等」とは

許可を受けている建設業者にあっては当該建設業者、許可を受けようとする建設業を営む者にあっては当該建設業を営む者を指します。

※【営業所技術者等との兼任】

I のイ、ロのいずれかに該当する経營業務の管理責任者が営業所技術者等としての基準を満たしている場合には、同一の営業所（原則として主たる営業所）内に限って当該技術者を兼ねることができます。

※【出向社員について】

出向契約に基づく出向先においての常勤性が確認できれば、経營業務の管理責任者になることができます。

※【建設業法施行規則第7条第1号イ(1)から(3)に掲げる経験の通算について】

P 4 表に掲げる経験のうち、(1)と(2)を通算して5年以上ある場合は、(2)該当とします。

また、(1)、(2)、(3)を通算して6年以上ある場合は、(3)該当とします。

【経験期間等の早見表】

経験期間の 地位	〔建設業に関する経 営業務の管理責任 者〕 法人：役員， 支店長， 営業所長等 個人：事業主， 支配人	〔建設業に関する経営業務の管理責 任者に準ずる地位〕		建設業の役員等 ＋ 建設業の役員等又は 役員等に次ぐ職制上 の地位	建設業の役員等 ＋ 他業種の役員等
	執行役員等	役員，支店長， 営業所長等に次 ぐ地位にある者 事業主，支配人 に次ぐ地位にあ る者			
経験期間の 内容	経営業務の管理責任 者としての経験	執行役員としての 経営管理経験	経営業務を補佐 した経験	役員等に次ぐ職制上の地位の場合は財 務管理・労務管理・業務運営のいづれ かの業務	
必要経験年 数	5 年	5 年	6 年	5 年 (建設業の役員等で、建設業の経営業務を 管理した経験 2 年以上を含むこと)	
常勤役員等 を直接補佐 する者				建設業の財務管理・労務管理・業務運営に ついてそれぞれ業務経験 5 年以上の者 (1 人が複数の経験を兼ねることが可能)	
根拠法令	規則第 7 条第 1 号イ (1)	規則第 7 条第 1 号 イ (2)	規則第 7 条第 1 号イ (3)	規則第 7 条第 1 号 ロ (1)	規則第 7 条第 1 号ロ (2)

II 適切な社会保険等に参加していること (規則第 7 条第 2 号) ※令和 2 年 10 月 1 日要件化

下記のいずれにも該当する者であることが必要です。

- イ) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 3 条第 3 項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し、健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号）第 19 条第 1 項の規定による届書を提出した者であること。
- ロ) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 6 条第 1 項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し、厚生年金保険法施行規則（昭和 29 年厚生省令第 37 号）第 13 条第 1 項の規定による届書を提出した者であること。
- ハ) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 5 条第 1 項に規定する適用事業の事業所に該当する全ての営業所に関し、雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 141 条第 1 項の規定による届書を提出した者であること。

*「営業所」とは、建設業法第 3 条に規定する営業所（本店又は支店若しくは常時請負契約を締結する事務所）をいいます。

※ 社会保険等の取り扱いについては P 1 2 9 を参照

(2) 営業所技術者等(営業所技術者+特定営業所技術者)の配置

営業所ごとに次のいずれかに該当する営業所技術者等がいること

一般建設業の許可【法第7条第2号】	
許可を受けようとする業種の工事について、	
イ 高等学校又は中等教育学校の指定学科を卒業後5年以上の実務経験を有する者、 大学又は高等専門学校の指定学科を卒業後3年以上の実務経験を有する者	
ロ 10年以上の実務経験を有する者 ※学歴・資格は問わない	
ハ イ又はロと同等以上の知識技術、技能を有すると認められた者	
① (1) 国土交通大臣が定める試験に合格した者又は免許を受けた者 【P111～113表の資格区分に該当する者】	
(2) 国土交通大臣が定める試験の一級の第一次検定又は第二次検定に合格後3年以上の実務経験を有する者(注)	
(3) 国土交通大臣が定める試験の二級の第一次検定又は第二次検定に合格後5年以上の実務経験を有する者(注)	
② 複数業種について一定期間以上の実務経験を有する者 ※P109参照	
③ 指定学科に関し、旧実業学校卒業程度検定 に合格後5年以上又は旧専門学校卒業程度検定に合格後3年以上の実務経験を有する者	
④ 専修学校指定学科卒業後3年以上の実務経験を有する者で専門士又は高度専門士を称するもの	
⑤ 専修学校指定学科卒業後5年以上の実務経験を有する者	
⑥ その他、国土交通大臣が個別の申請に基づき認めた者	
特定建設業の許可【法第15条第2号】	
許可を受けようとする業種の工事について、	
イ 国土交通大臣が定める試験に合格した者又は免許を受けた者 【P114～117表の資格区分に該当する者】	
ロ 一般建設業許可のいずれかに該当し、かつ元請として4,500万円以上の工事について 2年以上指導監督的な実務経験を有する者(注)	
ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者 (大臣認定者)	

(注) 一般建設業の許可「ハ①(2)及び(3)」、特定建設業許可「ロ」については、指定建設業(土、建、電、管、鋼、舗、園)及び電気通信工事業は除きます。

※「専任のもの」とは、

その営業所に常勤(テレワークを行う場合を含む。)して専ら職務に従事することを要するもので、以下に掲げる者は除く。

- ① 住所又はテレワークを行う場所の所在地が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者
- ② 他の営業所(他の建設業者)の営業所技術者等となっている者
- ③ 建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引主任者等他の法令により特定の事務所において専任を要することとされている者(建設業において専任を要する営業所と他の法令より専任を要する事務所が同一企業、同一場所である場合を除く)
- ④ 他に個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者等他の営業等について専任であると認められる者

※「実務の経験」とは

建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、ただ単に建設工事の雑務のみの経験年数は含まれませんが、建設工事の発注にあたって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等も含めて取り扱うものとします。

また、実務の経験の期間は、具体的に建設工事に携わった実務の経験で、当該建設工事に係る経験期間を積み上げ合計して得た期間とします。なお、同一人物で経験期間が重複しているものに

あつては二重に計算しませんが、平成 28 年 5 月 31 日までにとび・土工事業許可で請け負った解体工事についての実務の経験の期間については、とび・土工事業と解体工事両方の実務の経験として二重に計算できるものとします。

※「一定の指導監督的な実務の経験」とは

許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額（税込み）が 4,500 万円（昭和 59 年 10 月 1 日前の経験にあつては 1,500 万円、昭和 59 年 10 月 1 日以降平成 6 年 12 月 28 日前の経験にあつては 3,000 万円）以上であるものに関する指導監督的な実務の経験をいいます。

なお、発注者の側における経験又は下請負人としての経験は含みません。

「指導監督的な実務の経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。

※「指定学科」とは

許可を受けようとする建設業の種類に応じ、【指定学科一覧表】P109に掲げるものです。

※「指定建設業」とは

土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び造園工事業の 7 業種をいいます。

※【経營業務の管理責任者との兼任】

上表中のイ～ハまでのいずれかに該当する者が経營業務の管理責任者としての基準を満たしている場合には、同一の営業所（原則として主たる営業所）内に限って当該経營業務の管理責任者を兼ねることができます。

※【出向社員について】

出向契約に基づく出向先においての常勤性が確認できれば、営業所技術者等になることができます。

下記の場合は営業所技術者等が現場技術者との兼務が可能です。

【監理技術者等を専任で配置する必要がない工事（請負金額 4,500 万円（建築工事業は 9,000 万円）未満の場合）】

以下の全てを満たすことで兼務が可能。

- ①当該営業所で契約締結した建設工事であること。
- ②工事現場の職務に従事しながら営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接していること。
- ③当該営業所との間で常時連絡をとり得る体制にあること。
- ④営業所技術者等と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

※令和 6 年 12 月 13 日から（金額要件は令和 7 年 2 月 1 日から）

【監理技術者等を専任で配置する必要のある工事（請負金額 1 億円（建築工事業は 2 億円）未満の場合）】

以下の全てを満たすことで兼務が可能。

- ①当該営業所で契約締結した建設工事であること。
- ②工事現場数が 1 以下であること。
- ③営業所から工事現場間が 1 日の勤務時間内に巡回可能、かつ営業所から工事現場間の移動時間が概ね 2 時間以内であること。
- ④下請次数が 3 を超えていないこと。
- ⑤監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずる者を工事現場に置いていること。
- ⑥工事現場の施工体制について、情報通信技術を利用する方法により確認する措置を講じていること。
- ⑦人員の配置計画書を作成し、工事現場毎に据え置いていること（作成等は電磁的方法によることも可能）。
- ⑧工事現場の状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機が設置され、かつ通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
- ⑨営業所技術者等と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

※令和 6 年 12 月 13 日から（金額要件は令和 7 年 2 月 1 日から）

(3) 誠実性

請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれがないこと

法人である場合においては、当該法人又はその役員等若しくは政令で定める使用人が、個人である場合においては、その者又は政令で定める使用人が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。

その例として、上記の者が暴力団の構成員である場合や建築士法・宅地建物取引業法等で「不正」又は「不誠実な行為」を行ったことにより免許等の取消処分を受け、その最終処分の日から5年を経過しない者である場合は、許可を受けることはできません。

※「役員等」とは

業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいいます。

同等以上の支配力を有するものと認められる者である可能性がある者として、少なくとも「総株主の議決権の100分の5以上を有する株主」及び「出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者」（個人であるものに限る。）を含みます。

※「政令で定める使用人」とは

支配人及び支店又は営業所の代表者（支配人除く）をいう。（令3条使用人）

※「不正な行為」とは

請負契約の締結又は履行の際における詐欺、脅迫、横領等法律に違反する行為をいう。

※「不誠実な行為」とは

工事内容、工期、天災等不可抗力による損害の負担等について請負契約に違反する行為をいう。

(4) 財産的基礎等

請負契約を履行する財産的基礎を有すること

一般建設業の許可 －法第7条第4号－	特定建設業の許可 －法第15条第3号－
次のいずれかに該当すること イ 自己資本の額が500万円以上であること ロ 500万円以上の資金調達能力があること ハ 直前5年間許可を受けて継続して営業した実績があること ※ロに関して、取引金融機関の預金残高証明、融資証明は、「現在残高証明日（残高日）」が申請日前1か月以内のもの（複数金融機関の証明の場合は、同一残高日のもの） ※ハに関して、許可失効後、新規申請する場合は該当しない	次の <u>全て</u> に該当すること イ 欠損の額が資本金の20%を越えていないこと ロ 流動比率が75%以上であること ハ 資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること ※この基準を1つでも満たさない場合は、一般建設業へ区分換えを行うことになります（※注2）

（注1）1. この表の判断基準は、既存の企業にあつては許可申請時の直前の決算期における財務諸表、新規設立の企業にあつては創業時の財務諸表によること。なお、一般建設業に係る申請時に直前の財務諸表を提出できない場合は、ロ又はハの要件を備えていることが必要です。

2. 「自己資本」とは、法人にあつては貸借対照表における純資産合計の額を、個人にあつては

ては期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいいます。

3. 「500 万円以上の資金の調達能力」とは、担保とすべき不動産等を有していること等により、金融機関等から 500 万円以上の資金について融資を受けられる能力をいい、具体的には、取引金融機関の預金残高証明書又は融資証明書等により確認します。

4. 「欠損の額」とは、法人にあっては貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合にその額が資本剰余金、利益準備金及びその他の利益剰余金の合計額を上回る額を、個人にあっては事業主損失が事業主借勘定の額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいいます。

※欠損比率について

法人の申請で次の場合は欠損の額が発生しないので、次の計算式を使う必要はありません。

○ 繰越利益剰余金が正の場合

○ 繰越利益剰余金が負である場合、その絶対値の金額を、資本剰余金、利益準備金、その他の利益剰余金（繰越利益剰余金を除く。）の合計額が上回るとき

〈計算式〉

欠 損 比 率	
法 人	※繰越利益剰余金が負の場合、以下の式にあてはめて判断する (繰越利益剰余金が正の場合は、欠損が出ていないので要件を満たす) $\frac{\text{繰越利益剰余金} - (\text{資本剰余金} + \text{利益準備金} + \text{その他の利益剰余金})}{\text{資本金}} \times 100 \leq 20\%$ 繰越利益剰余金のマイナスをとる
個 人	$\frac{\text{事業主損失} - (\text{事業主借勘定} - \text{事業主貸勘定} + \text{利益留保性の引当金} + \text{準備金})}{\text{期首資本金}} \times 100 \leq 20\%$

5. 「流動比率」とは、流動資産を流動負債で除して得た数値に 100 を乗じた数をいいます。

$$\text{〈計算式〉} \frac{\text{流動資産合計}}{\text{流動負債合計}} \times 100 \geq 75\%$$

6. 「資本金」とは、法人にあっては株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金額を、個人にあっては期首資本金をいいます。

(注 2) 1. 資本金の増資による特例 (特定建設業)

資本金の額について、申請時直前の決算期における財務諸表では、資本金の額に関する基準を満たさないが、申請日までに増資を行うことによって基準を満たすこととなった場合には、資本金の額に関する基準を満たしているものとして取り扱います。

この取扱いが資本金に限ったもので、自己資本は財務諸表で基準を満たすことが必要です。

2. 特定建設業の財産的基礎の要件は、許可の申請時に審査されるものであり、許可の有効期間中に基準に適合しない状態が生じてても、許可を取り消されることはありません。

(5)欠格要件等 ー法第8条ー

下記のいずれかに該当する場合には、許可を受けられません。

- 1 許可申請書又はその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり又は重要な事実の記載が欠けている場合
- 2 法人にあってはその法人、役員等、支店又は営業所の代表者が、個人にあってはその本人、支配人等が次のいずれかに該当しているとき
 - ①破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ②不正の手段により許可を受けたこと、又は営業停止処分に違反したこと等によりその許可を取り消されて5年を経過しない者
 - ③許可の取消処分を免れるために廃業の届出を行い、その届出の日から5年を経過しない者
 - ④許可の取消処分を免れるための廃業の届出を行った事業者について、許可の取消処分に係る聴聞の通知の前60日以内に当該法人の役員等若しくは政令で定める使用人又は個人の使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しない者
 - ⑤営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - ⑥営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者
 - ⑦禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ⑧建設業法、又は一定の法令の規定（※）に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ⑨暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ⑩心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの
 - ⑪営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記のいずれか又は法定代理人が法人でその役員等のうちに上記①②③④⑥⑦⑧⑨までのいずれかに該当する者
 - ⑫暴力団員がその事業活動を支配する者

※「一定の法令の規定」とは次に掲げるもの

- ・建築基準法、宅地造成等規制法、都市計画法、景観法、労働基準法、職業安定法、労働者派遣法の規定で政令で定めるもの
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
- ・刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条又は247条
- ・暴力行為等処罰に関する法律

第2章 建設業許可の申請

1 長崎県知事許可の手続き

【許可申請についての注意事項】

○ 申請書の作成・申請について

許可申請書類の作成に当たっては、各種様式の記載要領及びこの手引きをよくお読みのうえ、正確に記載、作成してください。

申請書類や添付資料に虚偽の記載をするなど、不正の手段により許可を受けた場合、建設業法第29条に基づく取消処分の対象となります。また、建設業法第50条に定める罰則の対象となる場合があります。（6月以下の懲役又は100万円以下の罰金）

○ 重複について

申請に当たって、経營業務の管理責任者や営業所技術者等が、すでに許可を受けている他の建設業許可業者の経營業務の管理責任者、営業所技術者等と重複している場合や、他で常勤勤務をしている場合は許可できません。事前にご確認ください。

○ 受付後について

個別に申請書を審査していく過程で、この手引きに記載のない資料等を求める場合がありますのでご了承ください。

記入漏れや添付書類に不備があった場合、補正により許可までに時間がかかることがあります。許可基準を満たさない場合には、許可の拒否処分となりますが、手数料は返還できません。申請者の都合による取下げも同様です。

○ 個人番号（マイナンバー）が記載された書類について

確認資料等として個人番号が記載された書類（所得税確定申告書等）を提出する場合は、個人番号の部分を隠した状態で複写し、提出してください。

建設業許可の電子申請について

令和5年1月10日より建設業許可の電子申請の受付を開始しました。令和6年4月1日より、原則、電子申請での手続きとなります。詳細は「第7章建設業許可の電子申請について」をご確認ください。

なお、従来どおり、電子申請ではなく、書面による提出（以下「書面申請」という。）も可能です。

書面による申請手続き

長崎県知事許可の書面申請にかかる書類の申請方法は郵送又は持参です。提出先、受付時間等は次のとおりです。許可更新の申請は、有効期間満了の日の3か月前から30日前まで受け付けています。

（1）書面申請書類等の提出先

長崎県 土木部監理課 建設業指導班（県庁行政棟6階） ※郵送又は持参

（〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話：095-894-3015）

※各振興局での受付は、令和6年3月31日で終了しました

(2) 申請書類の受付日時

受付日：月曜日～金曜日（休日、祝日、その他閉庁日を除く）

受付時間： 9時00分～12時00分、13時00分～17時45分

※上記受付時間内の来庁にご協力ください。

(3) 申請書の部数

申請書の部数は、正本1部です。

控えが必要な場合は、副本と切手を貼った返信用封筒を同封（又は持参）してください。

※ 営業所技術者等の資格証明書（合格証、免許証等）及び経營業務管理責任者・営業所技術者等の常勤性の確認資料である健康保険被保険者証については、原本の提示は不要です。写しをご提出願います。

※「申請書を受付されたことの証明」が必要な場合は、公文書の写しの交付申請ができます。

P 7 3 参照

(4) 申請書の入手方法

許可申請書の様式については、長崎県土木部監理課のホームページからダウンロードできます。

（県 HP＞組織で探す＞土木部＞監理課＞建設業関係＞建設業の許可）

(5) 許可の申請区分

	申請区分	概 要
1	新規	現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が、許可申請をする場合
2	許可換え新規	現在有効な許可を受けている許可行政庁以外の許可行政庁に対して新たに許可を申請する場合 (例) 国土交通大臣許可←→長崎県知事許可 福岡県知事許可→長崎県知事許可
3	般・特新規	①一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合 ②特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合
4	業種追加	①一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合 ②特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合
5	更新	既に受けている建設業の許可について、その更新を申請する場合
6	般・特新規＋業種追加	3と4を同時に申請する場合
7	般・特新規＋更新	3と5を同時に申請する場合
8	業種追加＋更新	4と5を同時に申請する場合
9	般・特新規＋業種追加 ＋更新	3と4と5を同時に申請する場合

(注1) 5の申請については、有効期間満了の日の3か月前から30日前までに申請してください。

(注2) 7・8・9の申請については、許可の有効期間の満了の日の40日前までに申請してください。

(注3) 個人から個人の代替わり、個人から法人成、企業合併等の申請で不明な点は直接ご相談ください。

※事業承継（事業譲渡・合併・分割）・相続（死亡）に係る認可の制度についてはP 7 6 参照

■ 許可の有効期間の調整（許可の一本化）

同一の建設業者で、許可日の異なる許可を2つ以上受けている場合は、更新申請する際に、有効期間の残っている他のすべての建設業の許可についても同時に1件の許可の更新として申請し、許可を一本化することができます。これを「許可の有効期間の調整（許可の一本化）」といいます。

また、既に許可を受けたあと、更に他の建設業について追加して許可の申請をしようとする場合にも、有効期間の残っている他のすべての許可についても同時に許可の更新を申請し、許可を一本化することができます。ただし、この場合は、現在有効な許可の満了日まで40日以上残っていることが必要です。

※申請区分1～4及び6では一本化はできません。

※申請区分5で許可年月日を複数保有している場合は、一本化するかどうか選択が可能です。

※申請区分7～9では必ず一本化されます。

※一本化は保有する全ての許可業種が対象になります。一本化する業種を選ぶことはできません。

注意 特定建設業を一般建設業に変えるとき

営業所技術者等に係る基準を満たさなくなったことにより特定建設業の許可を受けた業種を一般建設業の許可に換える場合は、一般建設業の申請と併せて特定建設業許可に係る廃業届を提出する必要があります。

一方、営業所技術者等に係る基準は満たしているが、更新時の直前の決算において財産的基礎を満たさないことから、特定建設業の許可を受けた業種について一般建設業許可に換える場合は、特定建設業許可に係る廃業届を提出することなく、一般建設業許可を申請することとなります。

(6) 許可申請手数料

管轄区分	許可区分	新規	更新	業種追加	手数料の払い込み
知事許可	一般	9万円	5万円	5万円	Pay-easy または長崎県収入証紙等 ※長崎県収入証紙は令和7年3月31日まで利用可能
	特定	9万円	5万円	5万円	〃

※ 一般及び特定のそれぞれの区分ごとに手数料が必要です。

複数申請する場合は全て加算して納付が必要です。

※長崎県収入証紙は令和6年12月末をもって販売が終了しました。なお、既に購入済の証紙は令和7年3月31日までご利用になれます。

※証紙以外の支払い方法については、JCIPを利用した申請の場合、Pay-easy がご利用になれます。それ以外の支払い方法については、県HP掲載の「手数料納付方法について」を参照願います。オンライン決済、キャッシュレス決済、手数料納付書による支払いが可能です。

(7) 審査

許可申請書類（届出含む）を受付後、土木部監理課で審査を行います。窓口に持参された場合は受理のみで審査は行いません。審査に際して書類不備により補正を求める場合や、必要に応じて追加資料等を求めることもありますので、ご了承ください。

また、記入漏れや添付書類に不備があった場合、補正により許可までに時間がかかることがあります。許可基準を満たさない場合には、許可の拒否処分となります。

すべての許可要件を満たしており、書類に不備がない場合は許可となります。

(8) 標準処理期間

書類を受付してから**40日間**（更新申請のみを行う場合は**30日間**）とします。（但し、補正に要した期間を除く。）

(9) 許可通知書の送付

許可の通知書は、申請者に直接郵送します。（配達証明）

※電子申請の場合、建設業許可・経営事項審査電子システム（JCIP）に通知書をアップロードします。

(10) 許可の拒否と申請の取下げ

申請内容が許可の基準に適合していない場合は、許可は拒否されます。また、申請書を提出し、受付された後に取り下げる場合は、「許可申請の取下げ願」を提出してください。

なお、長崎県知事許可の申請にあたり納入した手数料は許可申請の審査に対するものであり、許可を受けられなかった場合でも返還いたしません。（長崎県手数料条例第5条）

（A4縦）

		令和 年 月 日	
長崎県知事 様		住 所 商号又は名称 代表者氏名	
一般 特定	建設業の許可申請の取下げ願		
令和 年 月 日付で	一般 特定	建設業の許可申請をしましたが、下記の理由により	
許可の取下げを致します。			
		記	
取下げ理由			

(11) 申請手続きの代理

行政書士が行政書士法第1条の3第1号の規定に基づいて申請手続きを代理される場合の取り扱いは次のとおりです。

1 取 扱 い ※電子申請の場合を除く

(1) 代理申請者の確認（写しを提出してください）

- ア 行政書士の場合、行政書士証票
- イ 行政書士の補助者の場合、行政書士補助者証

(2) 申請書の記載

- ア 申請者、届出者の欄は、申請者に加え、代理人の氏名も併記する。代理人による記名を可又は不可とする許可申請書類は、（５）（６）のとおり。
- イ 連絡先欄には、当該代理申請を行った行政書士の連絡先を必ず記載すること。

(3) 委任状の添付

- ア 委任状は各申請・届出ごとに作成し、委任状の日付は各申請・届出の日から３か月以内のものとする。
 - イ 委任の範囲は具体的に記載すること。
 - ウ 委任状には受任する行政書士の登録番号（行政書士証票の番号）を記載すること。
 - エ 委任状は、正本（原本）１部並びに副本（写し可）を申請書の部数提出すること。
なお、様式は任意とする。
 - オ 委任者の記名・押印が必要です。
- ※ 許可通知書の送付については、委任状に記載があっても、申請者本人に直接郵送する。

(4) 申請後の申請書類等の訂正

代理人申請により長崎県に提出した書類に訂正等が生じた場合は、（５）で「行政書士が代理人として記名できる書類」については、委任権限がある場合に限り代理人（印）による訂正を認めることとする。

(5) 行政書士が代理人として記名できる書類

- ・ 建設業許可申請書（様式第１号）の申請者の欄
- ・ 営業所技術者等証明書（新規・変更）（様式第８号）の申請者・届出者の欄
（営業所技術者等の交代に伴う削除届（区分４）に限る）
- ・ 変更届出書（様式第２２号の２）の届出者の欄
- ・ 届出書（様式第２２号の３）の届出者の欄
- ・ 廃業届（様式第２２号の４）の届出者の欄

(6) 代理人の記名不可とする書類

- ・ 誓約書（様式第６号）の申請者の欄
- ・ 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書（様式第７号）の証明者及び又は申請者の欄
- ・ 常勤役員等の略歴書（様式第７号別紙）の氏名の欄
- ・ 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（様式第７号の２）の証明者又は申請者の欄
- ・ 常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書（様式第７号の２別紙一及び別紙二）の氏名の欄
- ・ 健康保険等の加入状況（様式第７号の３）の申請者又は届出者の欄
- ・ 営業所技術者等証明書（新規・変更）（様式第８号）の申請者・届出者の欄
（営業所技術者等の交代に伴う削除の場合を除く）
- ・ 実務経験証明書（様式第９号）の証明者の欄
- ・ 指導監督の実務経験証明書（様式第１０号）の証明者の欄
- ・ 許可申請者の住所、生年月日等に関する証書（様式第１２号）の氏名の欄
- ・ 建設業法施行令第３条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する証書（様式第１３号）の氏名の欄

行政書士でない者は、他の法律に別段の定めがある場合を除き、「官公署へ提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類の作成」を業とすることができません。

参照：行政書士法 第１９条

第3章 許可申請書の作成

【許可申請書記載についての注意事項】

押印について

令和3年1月1日から、すべての法定様式について押印は不要となりました。個人名の記載はすべて記名で差し支えありません。

記入・訂正について

申請書の記入は、直接入力するか、黒色ボールペン等、容易に消えない耐性のあるものを使用してください。 ※鉛筆、消せるボールペンなど修正可能な筆記具は使用不可

申請書の作成に当たっては、後の「2 申請書類の記載例」を参考のうえ、正確に記入してください。

訂正するときは、書き間違えた箇所を二重線で消し、正しい内容を枠外等にかき加え、申請者印による訂正印を押印してください。

＜訂正が認められない書類＞

- ①「誓約書」（様式第6号）
- ②「常勤役員等の略歴書」（様式第7号別紙）
- ③「常勤役員等の略歴書」（様式第7号2別紙1）
- ④「常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書」（様式第7号2別紙2）
- ⑤「許可申請者の住所、生年月日等に関する調書」（様式第12号）
- ⑥「建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書」（様式第13号）

行政書士による代理申請の場合は、代理人による記名を不可とする申請（届出）書類を除き、行政書士の職印による訂正処理を可とします。

記名について

法人の商号にあっては登記上の文字を、個人の氏名にあっては「身分証明書」の文字を確認し、正確に記載してください（法人の役員等の氏名も含む）。

なお、公的機関が発行する下記のもので確認できる文字に限り、通常使用される字体として認めるものとする。

- | | |
|---------------------|------------|
| ・健康保険被保険者証（建設国保は除く） | ・運転免許証 |
| ・商業登記簿 | ・パスポート |
| ・住民基本台帳カード | ・マイナンバーカード |

1 許可申請書と添付書類一覧

早見表(許可申請書と添付書類)

○提出部数 1部

長崎県

提出時期			随時				3～1か月前	随時	40日前まで			参照ページ
申請区分	①新規	②許可換え新規	③般特新規	④業種追加	⑤更新	⑥般特新規＋業種追加	⑦般特新規＋更新	⑧業種追加＋更新	⑨般特新規＋業種追加＋更新			
	○…提出必要 □…該当する次のいずれかを提出 ①規則第7条第1号イ(1)、(2)又は(3)該当の場合は第7号及び別紙 ②規則第7条第1号ロ該当の場合は第7号の2、別紙1 及び別紙2 ※…変更がない場合には省略可 ◇…更新業種のものについては省略可 ▲…必要となる場合に提出											
提出書類												
法定書類	(長崎県様式) 建設業許可申請書[表紙] ※電子申請の場合は不要	○	○	○		○	○		○		19	
	様式第1号 建設業許可申請書	○	○	○		○	○		○		20	
	別紙1 役員等一覧表 ^{注1}	○	○	○		○	○		○		21	
	別紙2(1) 営業所一覧表(新規許可等)	○	○	○		—	○		○		22	
	別紙2(2) 営業所一覧表(更新)	—	—	—		○	—		○		23	
	別紙3 「長崎県収入証紙」はり付け用紙 ^{注9}	○	○	○		○	○		○		23	
	別紙4 営業所技術者等一覧表	○	○	○		○	○		○		24	
	第2号 工事経歴書	○	○	○ ^{注7}		—	○		◇		25	
	第3号 直前3年工事施工金額	○	○	○		—	○		○		26	
	第4号 使用人数	○	○	○		—	○		○		27	
	第6号 誓約書	○	○	○		○	○		○		27	
		登記されていないことの証明書	○	○	○		○	○		○	28	
		身分証明書	○	○	○		○	○		○	28	
	第7号 常勤役員等(経管等)証明書	□	□	□		□	□		□		29	
	別紙 常勤役員等の略歴書	□	□	□		□	□		□		30	
	第7号の2 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	□	□	□		□	□		□		31	
	別紙1 常勤役員等の略歴書	□	□	□		□	□		□		33	
	別紙2 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	□	□	□		□	□		□		33	
	第7号の3 健康保険等の加入状況	○	○	○		○	○		○		34	
	第8号 営業所技術者等証明書(新規・変更)	○	○	○		—	○		○		35	
		合格証・実務経験証明書・監理技術者資格者証等	○	○	○		—	○		◇	36	
	第11号 令3条使用人一覧表 ^{注3}	○	○	○		○	○		○		37	
	第12号 役員等の住所、生年月日の調書 ^{注4}	○	○	○		○	○		○		38	
	第13号 令3条使用人の住所、生年月日の調書 ^{注5}	○	○	○		○	○		○		39	
		定款(法人)	○	○	—		※	—	※		39	
	第14号 株主(出資者)調書(法人)	○	○	—		※	—		※		39	
	第15号 貸借対照表(法人)	○	○	—		—	—		—		41	
	第16号 損益計算書・完成工事原価報告書(法人)	○	○	—		—	—		—		44	
	第17号 株主資本等変動計算書(法人)	○	○	—		—	—		—		47	
	第17号の2 注記表(法人)	○	○	—		—	—		—		48	
	第17号の3 附属明細表(法人) ^{注6}	○	○	—		—	—		—			
	第18号 貸借対照表(個人)	○	○	—		—	—		—		51	
	第19号 損益計算書(個人)	○	○	—		—	—		—		53	
		商業登記簿謄本	○	○	—		※	—	※		55	
	第20号 営業の沿革	○	○	—		○	—		○		55	
	第20号の2 所属建設業者団体	○	○	—		※	—		※		56	
		納税証明書(事業税)	○	○	—		—		—			
	第20号の3 主要取引金融機関名	○	○	—		※	—		※		56	
		委任状(行政書士による代理申請の場合)	▲	▲	▲		▲	▲	▲		15	
確認資料	営業所の写真(本店及び支店等)	○	○	—		—		—		125		
	500万円以上の残高証明書 ^{注8}	▲	▲	▲		—	▲	▲		10		
	経管等の「経験」の確認資料	○	○	*		—	*	*		119		
	75歳以上常勤していることの申立書(経管等、専技)	▲	▲	▲		▲	▲	▲		127		
	経管等の「常勤性」の確認資料	○	○	○		○	○	○		119		
	営業所技術者等の「常勤性」の確認資料	○	○	○		○	○	○		123		
	営業所技術者等「実務経験」の確認資料	▲	▲	▲		—	▲	▲		123		
第7号の3確認資料(雇用、健康保険及び厚生年金保険)	○	○	○		○	○		○		129		

*…前回の許可申請時(又は変更の届出)において、既に経管として置かれていた者の場合には、前回の許可申請時に提出した経営業務の管理責任者証明書(様式第7号)の写をもってかえることができます。

(注1) 個人の場合は添付不要。「役員等」とは、従来からの役員に加え、相談役及び顧問(非常勤を含む)、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主等を含む。

(注2) 顧問、相談役、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主については、提出不要。(注3) 必ず添付が必要。

(注4) 経管等は作成しない。顧問、相談役、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主については、賞罰の記載及び署名押印は不要。

(注5) 役員等が令3条使用人を兼ねている場合は省略可。該当なしの場合は添付不要。

(注6) 附属明細表については特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が提出します。ただし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)

第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。

① 資本金の額が1億円超であるもの ② 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であるもの

(注7) 業種追加の場合は追加業種分のみ添付。(注8) 一般許可申請で、直近の財務諸表の自己資本の額が500万円に満たないときに必要。

(注9) JCIPを利用した申請におけるPay-easy及び長崎県収入証紙以外の方法で支払う場合は「(許可申請用)審査手数料支払い申込書」「手数料納付済申出書」を両面印刷したものを提出してください。

2 許可申請書類の記載例

(1)建設業許可申請書 表紙

建設業許可申請書

申請年月日 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

区 分		申 請 区 分	
長崎県知事許可		①	新 規
		2	許可換え新規
		3	般・特新規
		4	業種追加
許可の種類		5	更 新
①	一 般	6	般・特新規+業種追加
		7	般・特新規+更新
②	特 定	8	業種追加+更新
		9	般・特新規+業種追加+更新

※該当する区分について○で囲むこと。

許 可 番 号	長崎県知事許可 般 - 第 号 特
---------	----------------------

※許可番号がある場合のみ記入。

(〒 850 - 8570)

住 所 長崎市尾上町3-1

商号又は名称 (株)長崎建設

代 表 者 名 長崎 太郎

電 話 095-894-3015

(2)建設業許可申請書(様式第一号)

様式第一号 (第二条関係)

行政書士による代理申請の場合に記名が必要

(用紙A4)
00001

建設業許可申請書

この申請書により、建設業の許可を申請し、この申請書及び添付書類の記載事項は、申請書に記入すること。

不要なものは消す

事実上の所在地と登記上の所在地が異なる場合は、2段階書きで記入
(例) (登記上) ○○○・……………
(事実上) ○○○・……………

許可申請書の提出日
令和○年○月○日

長崎市五島町○-△
申請代理人 行政書士 ○○ ○○

長崎市尾上町3-1
(株)長崎建設
代表取締役 長崎 太郎

押印不要

地方整備局長
北海道開発局長
長崎県 知事 殿

許可行政庁記入欄
(申請者は記入しないこと)

申請者の「住所」、「商号又は名称」、「役職名」、「氏名」を記入

行政庁側記入欄

大臣コード

許可番号

申請の区分

申請年月日

国土交通大臣 許可 (一般-) 第 号 令和 年 月 日

許可の有効期間の調整

既に許可を受けている建設業の全部について、本申請で有効期間の調整を行う場合は「1」を記入

許可を受けようとする建設業

申請時において既に許可を受けている建設業

商号又は名称のフリガナ

濁音・半濁音は1文字で記入。「・」等は記入しない

商号又は名称

濁音・半濁音は1文字で記入

代表者又は個人の氏名のフリガナ

代表者又は個人の氏名

主たる営業所の所在地市区町村コード

主たる営業所の所在地

市町コード(P93参照)及び県名・市町村名を記入

個人の場合で、支配人登記している場合に記入

「番地」等は記入しないこと。「丁目」「番」「号」は「- (ハイフン)」を使用すること

郵便番号

電話番号

左詰めで記入

法人のみ記入。個人は空欄。
株式会社は資本金額、それ以外は出資総額

資本金額又は出資総額

法人番号

法人又は個人の別

兼業の有無

建設業以外に行っている営業の種類

建築資材等の販売

許可換えの区分

大臣コード

旧許可番号

国土交通大臣 許可 (一般-) 第 号 令和 年 月 日

旧許可年月日

役員等、営業所及び営業所技術者等 (建設業法第7条第2号に規定する営業所技術者及び同法第15条第2号に規定する特定営業所技術者をいう。以下同じ。)については別紙による。

申請書作成者等、県の問い合わせ等に対応可能な職員を記入

許可換え新規の場合にのみ記入

所属等 総務部

氏名 長崎 花子

電話番号 095-894-3015

ファックス番号 095-894-3460

(3)建設業許可申請書 別紙一

※個人の場合は添付不要

※法人の役員に加えて顧問、相談役、総株主の議決権の5%以上を有する株主若しくは出資の総額の5%以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る。)について記入

別紙一

(用紙)

役員等の一覧表

フリガナを必ず記入

令和 〇 年 〇 月 〇 日

役員等の氏名及び役名等			
フリ 氏	フリ 氏	役 名 等	常勤・非常勤の別
ナガサキ 長崎	タロウ 太郎	代表取締役	常勤
ナガサキ 長崎	ケンジ 健志	取締役	常勤
イサハヤ 諫早	サブロウ 三郎	取締役	常勤
シマハラ 島原	シロウ 四郎	相談役	常勤
ヒラド 平戸	ゴロウ 五郎	顧問	非常勤
マツウラ 松浦	ゴロウ 吾郎	株主等	
法人の役員等とは ・株式会社・有限会社の取締役 → 代表取締役、取締役 ・委員会設置会社の執行役 ・持分会社(合資会社、合名会社、合同会社)の業務を執行する社員 → 代表社員、業務執行社員 ・法人格のある各種組合等(協同組合、協業組合、企業組合)の理事 → 代表理事、理事 ・執行役員等…業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあって、建設業の経營業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等 ※執行役員(上記執行役員等を除く)、監査役、会計参与、監事、事務局長等は含まれない 注1) 相談役、顧問等がある場合は、必要に応じて記入 注2) 株主等については、「株主等」と記入			
常勤・非常勤の区別を記入する。 「常勤の役員」とは、原則として本店、支店等において休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに常時所定の時間中、その職務に従事しているものをいう。 ※株主等については、常勤・非常勤の別は記入不要			

- 1 法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る。以下「株主等」という。)について記載すること。
- 2 「株主等」については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「常勤・非常勤の別」の欄に記載することを要しない。

(4)建設業許可申請書 別紙二(1)

許可申請時には必ず必要(更新除く)。従たる営業所がない場合は、余白に「該当なし」と記入

別紙二（１）

(用紙 A 4)

營業所一覽表（新規許可等）

許可行政庁記入欄
(申請者は記入しないこと)

行政庁側記入欄																													
区	分	項番	3																										
		8	1	1																									
				大臣 知事	コード																								
許	可	番	号	項番	3																								
				8	2																								
						国土交通大臣 知事	許可（般特	（			）	第	5						10	号									
																				許可年月日									
																				令和	11		年	13		月	15		日

従たる営業所が複数あることにより二枚以上にわたる場合は、二枚目以降については主たる営業所についての記入を省略可

(主たる営業所)

主たる営業所の 名称		フリガナ ホンシャ 本 社																			
営業しよう とする建設業		土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 3 5 10 15 20 25 30 31																			
変更前																					

(従たる営業所)

業種追加・般特新規で営業しようとする建設業が変更にならない営業所については記入不要

従たる営業所の所在地市区町村コード 都道府県名 長崎県 市区町村名 佐世保市

従たる営業所の所在地

郵便番号 電話番号

営業しようとする建設業

変更前

(従たる営業所)

[illegible]

(5) 営業所一覧表 別紙二(2)

別紙二(2)

※更新申請時に必要

(用紙 A 4)

営 業 所 一 覧 表 (更 新)

営業所の名称		所在地 (郵便番号・電話番号)	営業しようとする建設業	
			特定	一般
営主 業たる 所	本 社	〒850-8570 長崎市尾上町3-1 (095-894-3015)	土・建	大・と・石・鋼・ 舗・しゅ・塗・内・ 園・水
従 た る 営 業 所	佐世保営業所	〒857-8502 佐世保市木場田町3-25 (0956-23-4211)	土・建	大・と・石・鋼・ 舗・しゅ・塗・内・ 水
	諫早営業所	〒854-0071 諫早市永昌東町25-8 (0957-22-0010)	土	と・石・鋼・舗・ しゅ・塗・水
	業種追加等と更新の同時申請の場合、別紙二(1)及び(2)の添付が必要 (1)に、業種追加等により営業しようとする建設業が変更になった営業所の情報を記載し、(2)には、 更新に係る営業所の情報を記入 (2)には、更新に係る部分のみを記載すればよく、業種追加等に係る部分は記入しない			

- 1 「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載すること。
- 2 「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業しようとする建設業を、許可申請書の記載要領6の表の()内に示された略号により、一般と特定に分けて記載すること。

(6) 建設業許可申請書 別紙三

別紙三(第二条関係)

収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄

※長崎県知事許可申請は、P 1 4 記載の所定の金額の「長崎県収入証紙」(収入印紙ではありません)を正本に貼り付けて納入する(電子納付を除く)。

(7)建設業許可申請書 別紙四

別紙四

建設業許可申請書「別紙2(1)(2)」に
記載した営業所順にすべて記入する

営業所技術者等一覧表

令和 〇 年 〇 月 〇 日

営業所の名称	フリガナ 営業所技術者等の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本 社	ナガサキ イチロウ 長崎 一郎	土－9、と－7、石－7 鋼－7、舗－7、しゅ－7 塗－7、水－7 建－9、大－7、内－7 園－7	13 20 34
佐世保営業所	サセボ ジロウ 佐世保 二郎	土－9、と－7、石－7 鋼－7、舗－7、しゅ－7 塗－7、水－7 建－9、大－7、内－7	13 37
諫早営業所	イサハヤ サブロー 諫早 三郎	土－9、と－7、石－7 鋼－7、舗－7、しゅ－7 塗－7、水－7	13

※今回申請する業種の営業所
技術者等だけでなく、既に許可
を受けている場合にはその営
業所技術者等も含む全員を記
入すること

営業所技術者等となっている
業種の略号を記入する

P111～117のコード表を
参考に記入する

記載要領

1 「建設工事の種類」の欄は、建設業許可申請書（別記様式第一号）別紙二（1）「営業所一覧表（新規許可等）」又は別紙二（2）「営業所一覧表（更新）」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が営業所技術者等となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土－9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを－（ハイフン）で結んで記載すること。

- ・一般建設業の場合
「1」・・・・・・法第7条第2号イ該当
「4」・・・・・・法第7条第2号ロ該当
「7」・・・・・・法第7条第2号ハ該当
- ・特定建設業の場合
「2」・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
「3」・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
「5」・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
「6」・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
「8」・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
「9」・・・・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が営業所技術者等として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

※工事実績のない業種については、1枚にまとめて作成するようお願いします

申請業種ごとに作成。工事実績がない場合は「実績なし」、決算期末到来の場合は「決算期末到来」で作成すること。

土木一式工事の工事について「プレストレストコンクリート構造物工事」が含まれるときは「PC」のところに○印を付したうえで、工事金額を記入してください。

また、及び「土工コンクリート工事」については「法面処理工事」が含まれるとき、鋼構造物工事については「鋼橋上部工事」が含まれるときは、同様に○印を付して、工事金額を記入してください。

工事实績がない業種については、まとめて記入。例：(土)(と)(舗)

(建設工事の種類) **土木一式** 工事 (税込・**税抜**) ← 該当するものに丸を記入

元請工事に係る請負金額の合計

- ① ＪＶ（共同企業体）の構成員たる建設業者が当該ＪＶから下請受注した工事高（「自己契約」に該当）
- ② 調査等の受託、維持管理委託契約（設計書等に基づき工事完成を請け負う業務ではないもの。）
- ③ 公共構造物の維持業務で側溝掃除、草刈、樹木伐採業務（工事を伴わないもの）
- ④ 建設業者による自社ビルの建築や、分譲目的の住宅建設（モデルハウスなどを含む）の建設費
- ⑤ 電気、電気通信、機械器具設置工事業者などが行う部品交換、保守点検などの役務提供・メンテナンス業務で工事を伴わないもの
- ⑥ 船舶に係る電気、内装などの工事高（造船業は製造業であり、建設工事ではない。）
- ⑦ 建設工事現場への労働者派遣
（建設工事現場への労働者の派遣については、労働者派遣法により禁止されており、これらの業務の対価を請負工事として計上することは認められません。）

25

(9)直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第三号)

※申請をする日の直前3年の各事業年度について記入
※決算期未到来の場合は、「決算期未到来」と記入

様式第三号(第二条、第十三条の二、第十三条の三関係)

直前3年の各事業年度における工事施工金額

複数枚に記入する場合は、最終ページに記入

許可申請業種及び既許可業種の業種ごとに記入。実績がない場合も業種名は記入

該当する方に丸を記入

(税込・税抜/単位:千円)

事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額			水道施設工事	その他の建設工事の施工金額	合計
			土木一式工事	建築一式工事	とび・土工工事			
第○期 令和○年○月○日から 令和○年○月○日まで	元請	公共	761,400	162,000	37,695	0	0	961,095
		民間	0	68,292	0	0	3,000	71,292
	下請		0	0	14,343	0	12,250	26,593
	計		761,400	230,292	52,038	0	15,250	1,058,980
第○期 令和○年○月○日から 令和○年○月○日まで	元請	公共	615,000	320,000	35,200	0	0	970,200
		民間	0	44,000	33,000	0	3,370	80,370
	下請		0	0	15,200	0	16,300	31,500
	計		615,000	364,000	83,400	0	19,670	1,082,070
第○期 令和○年○月○日から 令和○年○月○日まで	元請	公共	399,900	600,500	49,020	192,000	0	1,241,420
		民間	0	118,900	34,900	0	13,700	167,500
	下請		0	0	22,100	0	5,500	27,600
	計		399,900	719,400	106,020	192,000	19,200	1,436,520
第○期 令和○年○月○日から 令和○年○月○日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							

施工金額は工事経歴書と一致。また合計は財務諸表の完成工事高と一致する

省略

許可を受けていない建設工事の施工金額を記入

※業種追加、般特新規を申請する場合は、今回の申請によって許可を受けようとする業種および既許可業種について「許可に係る建設工事の施工金額」に記入してください。許可を受けていない業種については「その他の建設工事の施工金額」にまとめて記入して下さい。

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「(単位:千円)」とあるのは「(単位:百万円)」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

(10)使用人数(様式第四号)

様式第四号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）
役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者について記入。法人にあっては代表権を有する役員及び個人事業主を含む（用紙A4）
 令和〇年〇月〇日

使 用 人 数				
営 業 所 の 名 称	技 術 関 係 使 用 人		事務関係使用人	合 計
	建 設 業 法 第 7 条 第 2 号 イ、ロ 若 し く は ハ 又 は 同 法 第 15 条 第 2 号 イ 若 し く は ハ に 該 当 す る 者	その他の技術関係使用人		
本 社	20 人	8 人	8 人	36 人
佐世保営業所	8	3	2	13
諫早営業所	3	1	1	5
	↑	↑		
各営業所に所属する技術者のうち、営業所技術者等の要件を満たす者の数について記入		その他常時雇用している技術者の数について記入		
同一の者が「その他の技術関係使用人」と「事務関係使用人」の両方に該当する場合には、その者の職務内容を勘案し、どちらか主として従事する職務の区分に記入				
合 計	31 人	12 人	11 人	54 人

記載要領

- この表には、法第5条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、法第17条の2の規定に基づく認可の申請の場合は、譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割をした後に、法第17条の3の規定に基づく認可の申請の場合は、相続の認可を受けた後に建設業に従事する予定である使用人数を、営業所ごとに記載すること。
- 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいう。
- 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

(11)誓約書(様式第六号)

様式第六号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）
 （用紙A4）

誓 約 書

申請者
~~譲受人~~
 合併存続法人
 分割承継法人

、

申請者
~~譲受人~~
 合併存続法人
 分割承継法人

の役員等及び建設業法施行令第3条に規定する使

用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、建設業法第8条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

令和〇年〇月〇日

地方整備局長
北海道開発局長
長崎県 知事 殿

不要なものは消す

申請者
~~譲受人~~
~~合併存続法人~~
~~分割承継法人~~

長崎市尾上町3-1
 (株)長崎建設
 代表取締役 長崎 太郎

(12) 登記されていないことの証明書・診断書、身分証明書

申請者等（法人の役員、本人及び建設業法施行令第3条に規定する使用人）が法第8条に定める欠格要件に該当しない旨を証明する以下の1及び2の書類の提出が必要です。
証明書は発行後3か月以内のものを提出してください。

1 登記されていないことの証明書、又は医師の診断書

1-1 登記されていないことの証明書

「成年被後見人及び被保佐人」に該当しない旨の証明書です。
（※該当する者である場合は、下記の1-2を提出してください）
証明書の発行は全国の法務局・地方法務局（本局のみ。支局では取り扱っていません。）で行っています。交付申請手続きの詳細については長崎地方法務局にお問い合わせください。
また、郵送による同証明書の発行業務は「東京法務局民事行政部後見登録課」のみでの取扱となっていますので、ご注意ください。

（窓口での申請） 【長崎地方法務局 戸籍課】
長崎市万才町8番16号 長崎法務合同庁舎 3階
（電話番号）095-820-5953（直通）
（郵送での申請） 【東京法務局 民事行政部 後見登録課】
〒102-8226
東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎
（電話番号）03-5213-1360（直通）

※外国籍の者については、「本籍」欄に国籍を記載した証明書を提出してください。

1-2 医師の診断書

契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書（建設業法施行規則第8条の2）

2 身分証明書

「禁治産・準禁治産宣告」、「後見の登記」、「破産者で復権を得ない」のいずれにも該当しないことの証明書です。証明書の交付は本籍地の市区町村で行っています。
なお、外国籍の者については、証明書の交付を受けられないため身分証明書は不要です。

[見本]

登記されていないことの証明書	
①氏名	〇〇 〇〇
②生年月日	昭和〇年〇月〇日
③住所	長崎県〇市〇町〇番〇号
④本籍(任意)	長崎県〇市〇町〇番地

上記の者について、後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人とする記録がないことを証明する。

令和〇年〇月〇日
東京法務局 登記官 〇〇

身 分 証 明 書	
本 籍	長崎県〇市〇町〇番地
本人氏名	〇〇 〇〇
生年月日	昭和〇年〇月〇日
1. 禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていない。 1. 後見の登記の通知を受けていない。 1. 破産の通知を受けていない。 (破産宣告又は破産手続き開始決定の通知を受けていない。など表記) 上記のとおり証明する。	
令和〇年〇月〇日	区市町村長 〇〇

※医師の診断書による場合の診断書様式についてはホームページに掲載しています

(13)常勤役員等(経營業務の管理責任者)証明書(様式第七号) ※証明者ごとに作成してください

【規則第7条第1号イ(1)～(3)該当の場合】

※経營業務の管理責任者としての経験等を有する者1名備えることで、適正な建設業の経営体制を有することを証明する場合

様式第七号 (第三条関係) (用紙A4)

00002

常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書

(1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イ { (1)
 (2)
 (3) } に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 取締役 ← 経験した当時の役職名を記入

経験年数 平成 27 年 4 月から 令和 2 年 3 月まで 満 5 年 0 月

証明者と被証明者との関係 役員 ← 証明者の立場からみた被証明者との関係を記入

備考 長崎県知事(般-01)第××××号 土木工事業 令和1年10月1日許可

※「経營業務を補佐した経験」の場合は、備考欄に従事内容を記入すること(P117参照)

令和 〇 年 〇 月 〇 日

長崎市尾上町3-1
(株)長崎建設
代表取締役 長崎 太郎

証明者

(2) 下記の者は、許可申請者 { 常勤の役員
 本 人
 の 支 配 人 } で建設業法第7条第1号イ { (1)
 (2)
 (3) } に該当する者であることに相違ありません。

地方整備局長
北海道開発局長
長崎県 知事 殿

・常勤の役員:申請者が法人の場合
・本人:申請者が個人の場合
・支配人:申請者が個人で支配人を置いている場合

申請者 長崎市尾上町3-1
(株)長崎建設
代表取締役 長崎 太郎

提出者

該当しない方を消す

申請又は届出の区分 1 7 1 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変 更 日 令和 〇 年 〇 月 〇 日

大臣コード 国土交通大臣 長崎県知事

許可番号 1 8 4 2 国土交通大臣 長崎県知事 許可(般-01)第 0 1 2 3 4 5 号

許可年月日 令和 〇 1 年 〇 5 月 1 0 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ 1 9 ナ ガ

氏 名 2 0 長 崎 太 郎

住 所 長崎市江戸町〇-〇

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 13 14 15 16 17 18 S 5 7 年 0 1 月 1 5 日

◎【変 更 前】

氏 名 2 1

生年月日 13 14 15 16 17 18

備考 常勤役員等の略歴については、別紙による。

【証明者について】

証明者は、被証明者が在籍した業者の使用者（法人の代表者又は個人事業主）とします。
法人の解散など、正当な理由により、使用者の証明を得ることができない場合は、「備考」欄にその理由を記入して、この証明書に記載された事実を証明し得る他の者（当時の役員等）を証明者とすることができます。

確認資料を添付すること。P119参照

(14)常勤役員等の略歴書 別紙

別紙

(用紙A 4)

常勤役員等の略歴書

現	住	所	長崎市江戸町〇ー〇		
氏	名	長崎 太郎		生	年 月 日 昭和 57 年 1 月 15 日生
職	名	代表取締役			
	期	間	従 事 し た 職 務 内 容		
職	自	平成 21 年 4 月 1 日	(株)長崎建設 入社 本社営業部勤務		
	至	年 月 日			
	自	平成 24 年 4 月 1 日	〃 営業部長		
	至	年 月 日			
歴	自	平成 27 年 4 月 1 日	〃 取締役		
	至	年 月 日			
	自	平成 29 年 4 月 1 日	〃 代表取締役 現在に至る		
	至	年 月 日			
歴	自	年 月 日			
	至	年 月 日			
	自	年 月 日	現在に至るまでの職歴を記入。特に建設業に関するものは 全て記入すること		
	至	年 月 日			
	自	年 月 日			
	至	年 月 日			
	自	年 月 日			
	至	年 月 日			
	自	年 月 日			
	至	年 月 日			
	自	年 月 日			
	至	年 月 日			
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容			
		な し			
		↑ 建設業の行政処分及び行政罰、その他の賞罰を記入。 該当がない場合は「なし」と記入			
上記のとおり相違ありません。					
		令和 〇 年 〇 月 〇 日	氏 名 長崎 太郎		

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

(15) 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書

【施行規則口該当である場合】

※常勤役員等を1名とその者を直接に補佐する者を3名(同一人可)備えることで、適正な建設業の経営体制を有することを証明する場合

○常勤役員等(口(1)該当)

様式第七号の二 (第三条関係) (用紙A4) 00002

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書 (第一面)

該当しないものを消す

(1) 下記の者は、次のとおり第7条第1号口 $\left\{ \begin{matrix} (1) \\ (2) \end{matrix} \right\}$ に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 執行役員(財務、労務)、取締役 ← 代表取締役、取締役等、経験期間中の被証明者の役職名を記入

経験年数 平成 27 年 4 月から 令和 2 年 10 月まで 満 5 年 6 月

証明者と被証明者との関係 役員

備考 長崎県知事(般-01)第××××号土木工事業 令和1年10月1日許可
令和○年○月○日個別認定済
個別認定日を記入(P5参照)

口(1)該当では、建設業に関する2年以上役員としての経験が必要。この2年と合わせて、建設業の役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位であるもので、建設業に関する財・労又は業の管理職の経験が5年以上あること

証明者が申請者以外の建設業者である場合は、許可番号、許可年月日、許可業種を「備考」欄に記入

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

長崎市尾上町3-1 (株)長崎建設 代表取締役 長崎 太郎

証明者

該当しないものを消す

(2) 下記の者は、許可申請者 $\left\{ \begin{matrix} \text{の常勤の役員} \\ \text{本人} \\ \text{の支配人} \end{matrix} \right\}$ で第7条第1号口 $\left\{ \begin{matrix} (1) \\ (2) \end{matrix} \right\}$ に該当する者であることに相違ありません。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

地方整備局長 北海道開発局長 長崎県 知事 殿

申請者 長崎市尾上町3-1 (株)長崎建設 代表取締役 長崎 太郎

申請者 長崎市尾上町3-1 (株)長崎建設 代表取締役 長崎 太郎

該当しない方を消す

項番 3

○常勤役員等(口(2)該当)

様式第七号の二 (第三条関係) (用紙A4) 00002

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書 (第一面)

該当しないものを消す

(1) 下記の者は、次のとおり第7条第1号口 $\left\{ \begin{matrix} (1) \\ (2) \end{matrix} \right\}$ に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 取締役 ← 代表取締役、取締役等、経験期間中の被証明者の役職名を記入

経験年数 平成 27 年 5 月から 令和 2 年 10 月まで 満 5 年 5 月 (内建設業2年0月)

証明者と被証明者との関係 役員

備考 長崎県知事(般-01)第××××号土木工事業 令和1年10月1日許可
令和○年○月○日個別認定済
個別認定日を記入(P5参照)

口(2)該当の場合、建設業に関して2年以上の役員等の経験が必要であるため、その期間を記す(役員等経験は建設業の役員等と合わせて5年以上必要)

証明者が申請者以外の建設業者である場合は、許可番号、許可年月日、許可業種を「備考」欄に記入

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

長崎市尾上町3-1 (株)長崎建設 代表取締役 長崎 太郎

証明者

該当しないものを消す

(2) 下記の者は、許可申請者 $\left\{ \begin{matrix} \text{の常勤の役員} \\ \text{本人} \\ \text{の支配人} \end{matrix} \right\}$ で第7条第1号口 $\left\{ \begin{matrix} (1) \\ (2) \end{matrix} \right\}$ に該当する者であることに相違ありません。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

地方整備局長 北海道開発局長 長崎県 知事 殿

申請者 長崎市尾上町3-1 (株)長崎建設 代表取締役 長崎 太郎

申請者 長崎市尾上町3-1 (株)長崎建設 代表取締役 長崎 太郎

該当しない方を消す

項番 3

2社での経験を有する場合は、証明者ごとに作成(2枚必要)

※項番17～21は、P29に示す様式第7号の項番17～21と同様に記載すること。

※確認資料を添付すること。P119～122参照

○財務管理の業務経験を有する者(様式第7号の2第二面)

(用紙A4)

(第二面)

(3) 下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の**財務管理**の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

地方整備局長
北海道開発局長
長崎県 知事 殿

財務管理に関する経験期間中の被
証明者の役職名を記入

該当しない方を消す

申請者
届出者

長崎市尾上町3-1
(株)長崎建設
代表取締役 長崎 太郎

役職名等 ○〇部長(財務管理、労務管理、業務運営担当)

申請会社において5年以上の経験が必要

経験年数 平成 27 年 4 月から 令和 2 年 10 月まで 満 5 年 6 月

証明者と被証明者との関係 従業員

備考 令和〇年〇月〇日個別認定済 個別認定日を記入(P5参照)

右の区分番号を記入

申請又は届出の区分 2 2 1 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更年月日 令和 年 月 日

大臣コード
知事

許可番号 2 3 4 2 国土交通大臣 長崎県知事 許可(一般 0 1) 第 0 1 2 3 4 5 号 許可年月日 令和 0 1 年 0 5 月 1 0 日

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ 2 4 ス ズ

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名 2 5 鈴木 太郎

生年月日 13 14 16 18 S 5 7 年 1 1 月 2 5 日

住 所 長崎市五島町〇-〇

◎【変 更 前】

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名 2 6

生年月日 13 14 16 18

備考

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

○労務管理の業務経験を有する者(様式第7号の2第三面) 【記載方法は第二面と同じ】

(用紙A4)

(第三面)

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の**労務管理**の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

○業務運営の業務経験を有する者(様式第7号の2第四面) 【記載方法は第二面と同じ】

(用紙A4)

(第四面)

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の**業務運営**の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

一人が複数の業務の補佐を行う場合であっても、第二面、第三面、第四面はそれぞれ作成が必要です。

※確認資料を添付すること。P119~122参照

(16)常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書

別紙一

○規則第7条第1号口(1)

別紙一

(用紙A4)

常勤役員等の略歴書

現住所	長崎市江戸町〇ー〇			
氏名	五島 太郎		生年	昭和 57 年 1 月 15 日生
職名	取締役			
職歴	期 間		従事した職務内容	
	自 平成 21 年 4 月 1 日	至 年 月 日	(株)長崎建設 入社 土木部土木課勤務	
	自 平成 24 年 4 月 1 日	至 年 月 日	〃 営業部長	
	自 平成 27 年 4 月 1 日	至 年 月 日	〃 執行役員 〇〇部長 (財務担当 1年)	
	自 平成 28 年 4 月 1 日	至 年 月 日	〃 執行役員 〇〇部長 (労務担当 2年)	
	自 平成 30 年 4 月 1 日	至 年 月 日	〃 取締役 現在に至る	
	自 年 月 日	至 年 月 日		
	自 年 月 日	至 年 月 日		
	自 年 月 日	至 年 月 日		
	自 年 月 日	至 年 月 日		
賞罰	年 月 日		賞 罰 の 内 容	
			なし	
上記のとおり相違ありません。				
令和 〇 年 〇 月 〇 日			氏 名 五島 太郎	

記載要領
※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

○規則第7条第1号口(2)

別紙一

(用紙A4)

常勤役員等の略歴書

現住所	長崎市江戸町〇ー〇			
氏名	五島 太郎		生年	昭和 57 年 1 月 15 日生
職名	取締役			
職歴	期 間		従事した職務内容	
	自 平成 21 年 4 月 1 日	至 年 月 日	(株)長崎建設 入社 土木部土木課勤務	
	自 平成 24 年 4 月 1 日	至 年 月 日	〃 営業部長	
	自 平成 27 年 4 月 1 日	至 年 月 日	(株)佐世保 取締役就任 (不動産業 3年)	
	自 平成 30 年 4 月 1 日	至 年 月 日	(株)長崎建設 取締役就任 (建設業 2年) 現在に至る	
	自 年 月 日	至 年 月 日		
	自 年 月 日	至 年 月 日		
	自 年 月 日	至 年 月 日		
	自 年 月 日	至 年 月 日		
	自 年 月 日	至 年 月 日		
賞罰	年 月 日		賞 罰 の 内 容	
			なし	
上記のとおり相違ありません。				
令和 〇 年 〇 月 〇 日			氏 名 五島 太郎	

記載要領
※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書

現住所	長崎市尾上町〇ー×		
氏名	松浦 太郎	生年月日	昭和 57 年 1 月 20 日生
職名	〇〇部長		
職歴	期 間	従事した職務内容	
歴	自 平成 21 年 4 月 1 日	(株)長崎建設 入社 土木部土木課勤務	
	至 平成 27 年 4 月 1 日	〇〇部長(財務管理、労務管理、業務運営担当)現在に至る	
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし	
上記のとおり相違ありません。			
令和 〇 年 〇 月 〇 日		氏 名 松浦 太郎	

記載要領
※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

(17)健康保険等の加入状況(様式第七号の三)

様式第七号の三 (第三条、第七条の二関係)

(用紙A4)

健康保険等の加入状況

① 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
② 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があつたので、提出します。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

地方整備局長
北海道開発局長
長崎県 知事 殿

申請者
届出者 長崎市尾上町3-1
(株)長崎建設
代表取締役 長崎 太郎

許可年月日
令和 〇 1 年 5 月 1 0 日

営業所一覽表に記載した順に記入

許可(一般) 〇 1 第 12345 号

(営業所毎の保険加入状況)

営業所の名称	従業員数	保険の加入状況			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険
本社	36 (3 人)	1	1	1	健康保険	〇〇〇 〇〇〇
					厚生年金保険	〇〇〇 〇〇〇
					雇用保険	〇〇〇〇〇〇〇
佐世保営業所	13 (0 人)	3	3	3	健康保険	本店一括
					厚生年金保険	本店一括
					雇用保険	本店一括
諫早営業所	5 (0 人)	3	3	3	健康保険	本店一括
					厚生年金保険	本店一括
					雇用保険	本店一括

役員又は個人事業主を含め全ての常勤の従業員数を記入
※建設業以外の従業員数も含む
()内には、常勤役員又は個人事業主(同居の親族である従業員を含む)の人数を内数として記入

・加入は「1」
・適用が除外される場合は「2」
・一括適用の承認に係る営業所は「3」を記入

○健康保険・厚生年金保険:事業所整理記号及び事業所番号を記入
※健康保険組合に加入→「健康保険」の欄に組合名を記入(〇〇健康保険組合)
○雇用保険:労働保険番号を記入

一括適用の承認や継続事業の一括の認可に係る営業所ではない場合で、当該営業所で小規模であるため、人事管理部門がある本店で全ての営業所の保険加入手続きを行っている場合は、当該営業所について加入有「1」を記入し、「事業所整理記号等」の欄は本店に記入した内容と同一の内容を記入する。

一括適用の承認に係る営業所と継続事業の一括認可に係る営業所とは
・「健康保険」は健康保険法第34条第1号の規定による一括適用の承認に係る営業所
・「厚生年金保険」は厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所
・「雇用保険」は労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所

※適用除外についての内容、確認資料についてはP129~134参照のこと。

(18) 營業所技術者等証明書(様式第八号)

様式第八号（第三条関係）

(用紙A4)

(用紙A4)

0	0	0	0	3
---	---	---	---	---

一般建設業の場合は下段を、特定建設業の場合は上段を消します。「一般・特定」の申請の場合には消さない。該当しない部分を消す

營業所技術者等証明書（新規・変更）

- (1) 下記のとおり、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{建設業法第7条第2号} \\ \text{建設業法第15条第2号} \end{array} \right\}$ に規定する営業所技術者等を営業所に置いていることに相違ありません。
- (2) 下記のとおり、営業所技術者等の交替に伴う削除の届出をします。

令和〇年〇月〇日

地方整備局
北海道開発局
長崎県 知事

【新規・業種追加・般特新規申請の場合】コードは「1」
【変更の場合】コード毎に本様式を別に作成します。交代の場
合は、「3:追加」「4:削除」の2枚が必要

申請者 長崎市尾上町3-1
届出者 (株)長崎建設
代表取締役 長崎 太郎

区 分 (1. 新規許可等 2. 営業所技術者等の担当業種又は有資格区分の変更 3. 営業所技術者等の追加 4. 営業所技術者等の交替に伴う削除 5. 営業所技術者等が置かれる営業所のみの変更)

大臣 知事 コード

許可 番号 国土交通大臣 鳥嶋 隆寛 知事 許可 (一般 0 1) 第 号

許可年月日 令和 年 月 日

		項番	フリガナ	(フリガナ) ナガサキ イチロウ	元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏名		63	ナガ	崎一郎	生年月日 S 30年 10月 01日
今後担当する建設工事の種類		64	997	77	
現在担当している建設工事の種類					
有資格区分		65	13	20	34
変更、追加又は削除の年月日		令和 年 月 日			営業所の名称 (旧所属)
営業所技術者等の住所					長崎市江戸町〇ー△ 本 社

		項番	フリガナ	(フリガナ) サセボ ジロウ	元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏名		63	サセ	佐世保二郎	生年月日 S 29年 05月 01日
今後担当する建設工事の種類		64	997	77	
現在担当している建設工事の種類					
有資格区分		65	13	37	
変更、追加又は削除の年月日		令和 年 月 日			営業所の名称 (旧所属)
営業所技術者等の住所					佐世保市木場田町〇ー△ 保営業所

**【有資格区分の変更の場合】
追加の資格コードのみではなく、登録済みのコードもすべて記入

新たに上位免許を取得した場合は、上位免許のみを記入
(2級→1級)**

		項番	フリガナ	(フリガナ) イサハヤ サプロウ	元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏名		63	イサ	諫早三郎	生年月日 S 37年 05月 15日
今後担当する建設工事の種類		64	9	77	
現在担当している建設工事の種類					
有資格区分		65	13		
変更、追加又は削除の年月日		令和 年 月 日			営業所の名称 (旧所属)
営業所技術者等の住所					諫早市栄田町〇ー△ 諫早営業所

確認資料を添付すること。P123参照

(19)実務経験証明書(様式第九号)

様式第九号(第三条関係)

実 務 経 験 証 明 書

下記の者は、土木一式 工事に關し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します

押印廃止に伴い、第三者を証明者とする場合は、証明内容について当該第三者の十分な理解と了承を得た上で、必要事項を記入してください。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

証明者は、原則として使用者(法人の場合は代表者、個人の場合は事業主)とします

長崎市尾上町3-1
(株)長崎建設
代表取締役 長崎 太郎

証明者の立場からみた被証明者との関係を記入

社 員

技 術 者 の 氏 名	上五島 五郎	生年月日	S40.5.5	使用された期間	平成 6 年 4 月から 平成 31 年 3 月まで
使 用 者 の 商 号 又 は 名 称	(株)長崎建設 実際に雇用されていた期間を記入				
職 名	実 務 経 験 の 内 容			実 務 経 験 年 数	
現場技術員	一般県道〇〇線道路改良工事 他6件			18年 4月から19年 3月まで	
"	長崎市〇〇農道整備工事 他4件			19年 4月から20年 3月まで	
"	〇〇川改修工事 他4件			20年 4月から21年 3月まで	
工事係長	公共下水道事業〇〇幹線管渠布設工事 他4件			21年 4月から22年 3月まで	
"	〇〇1丁目汚水管布設工事 他4件			22年 4月から23年 3月まで	
"	〇〇川小規模河川改修工事 他4件			23年 4月から24年 3月まで	
"	〇〇地区排水路工事 他4件			24年 4月から25年 3月まで	
工事課長	〇〇川砂防自然災害防止工事 他4件			25年 4月から26年 3月まで	
"	〇〇橋設置工事 他5件			26年 4月から27年 3月まで	
"	〇〇2丁目汚水管布設工事 他6件			27年 4月から28年 3月まで	
通年にわたってきれめなく建設工事が続く場合にはその年の代表的な工事の件名を記入し、その他の工事は「他〇件」として、1年分を1行に合算して記入可。 また、工事名だけでは業種の特定ができない場合は()書きで詳細を記入する。		★実務経験年数の積み上げ方法★ 【計算・記載例】 (月ごとに記載する場合) 令和2年4月～5月 → 1月計算 (1年ごとに1行記載する場合) 〇〇工事 他〇件 令和2年4月～令和3年3月 1年空白期間がある場合は、1年として計算できないため注意すること。		他業種の実務経験として使用した期間との重複はできない	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由		使用者の証明を得ることができない正当な理由がある場合は、その理由を記入 ・令和〇年〇月 会社解散のため ・令和〇年〇月 事業主死亡のため 等		合計 満 10 年 月	

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成する。
- 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

合計は使用された期間ではなく、記載した実務経験年数の合計を記入する。
10年以上の経験が必要

「実務の経験」とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、ただ単に建設工事の雑務のみの経験年数は含まれませんが、建設工事の発注にあたって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等も含めて取り扱うものとします。
また、同一人物で経験期間が重複しているものにあつては原則として二重に計算しませんが、平成28年5月31日までにとび・土工工事業許可で請け負った解体工事についての実務の経験の期間については、とび・土工工事業と解体工事業両方の実務の経験として二重に計算できるものとします。
なお、電気工事及び消防施設工事については、それぞれ電気工事士法、消防法等により電気工事士免状及び消防設備士免状等の交付を受けた者等でなければ、一定の工事に直接従事できません。また、建設リサイクル法施行後の解体工事の経験は、とび・土工工事業許可又は建設リサイクル法に基づく解体工事業登録で請け負ったものでないと経験期間に算入されません。

※この証明書の内容について、必要と認める場合は、証明者に問い合わせることがありますのでご了承ください。

確認資料を添付すること。P123参照

(20)指導監督的実務経験証明書(様式第十号)

※特定の営業所技術者で実務経験又は2級の国家資格等の場合に必要(指定建設業(土・建・電・管・鋼・舗・園)は除く)

様式第十号(第十三条関係)

(用紙A4)

指導監督的実務経験証明書

下記の者は、**水道施設** 工事に、下記の元請工事について指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和〇年〇月〇日

「指導監督的な実務の経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいう
この経験は、発注者から最初の元請負人として請け負った建設工事に関する経験であり、注文者の側における経験又は下請負人としての経験は含まれません

実務経験証明書記載例
(前頁)と同様

証明者

長崎市尾上町3-1
(株)長崎建設
代表取締役 長崎 太郎

被証明者との関係

社員

記

技 術 者 の 氏 名	波佐見 啓介		生 年 月 日	S40.10.22		使用された	平成 3年 4月から	
使 用 者 の 商 号 又 は 名 称	(株)長崎建設					期 間	平成 31年 3月まで	
発 注 者 名	請負代金の額	職 名	実 務 経 験 の 内 容			実 務 経 験 年 数		
長崎市上下水道局	46,000 千円	工事課長	〇〇町配水管布設工事			22年 7月から23年 1月まで		
佐世保市水道局	48,000 千円	〃	〇〇下水処理場建設工事			23年 8月から24年 3月まで		
長与町	45,000 千円	〃	〇〇地区簡易水道改良工事			24年 9月から25年 3月まで		
島原市	45,000 千円	〃	〇〇線配水管布設工事			25年 8月から26年 2月まで		
	千円					年 月から 年 月まで		
1件の請負代金が4,500万円(H6.12.28前は3,000万円、さらにS59.10.1前は1,500万円)以上の元請工事を記入(消費税含む)。 JVの場合は出資割合ではなく、請負代金の総額を記入			各経験年数の始まりの月は計算しない (例) H23.3～H24.5は1年2ヶ月となる			月 月から 年 月まで		
						年 月から 年 月まで		
使用者の証明を得ることができない場合はその理由						合計	満	2 年 1 月

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成し、1件ごとに記載すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が従事した工事現場において就いていた地位を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した元請工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

2年以上の経験が必要

※この証明書の内容について、必要と認める場合は、証明者に問い合わせることがありますのでご了承ください。

確認資料を添付すること。P123参照

(21)建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第十一号)

様式第十一号(第四条関係)

※該当がない場合は「なし」と記入

(用紙A4)

建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表

令和〇年〇月〇日

営業所の名称	職名	フリ氏 名	フリ名
佐世保営業所	佐世保営業所長	サセボ ジロウ 佐世保 二郎	
諫早営業所	諫早営業所長	イサハヤ サブロー 諫早 三郎	

(22) 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書(様式第十二号)

※別紙一[役員の一覧表]に記載した役員等全員について必要。ただし、常勤役員等(経営業務の管理責任者)を除く。

様式第十二号 (第四条関係)

(用紙A4)

許可申請者 $\left(\begin{array}{c} \text{法人の役員等} \\ \text{本} \text{---} \text{人} \\ \text{法} \text{---} \text{定} \text{---} \text{代} \text{---} \text{理} \text{---} \text{人} \\ \text{法定代理人の役員等} \end{array} \right)$ の住所、生年月日等に関する調書

不要なものは消す

住	所	長崎市江戸町〇ー〇					
氏	名	長崎 健志	生	年	月	日	昭和 20 年 1 月 15 日生
役	名	取締役					
賞 罰	年	月	日	賞 罰 の 内 容			
				なし			
				建設業の行政処分及び行政罰、その他の賞罰を記入。 該当がない場合は「なし」と記入			
上記のとおり相違ありません。							
令和 〇 年 〇 月 〇 日 氏 名 長崎 健志							

記載要領

- 「 $\left(\begin{array}{c} \text{法人の役員等} \\ \text{本} \text{---} \text{人} \\ \text{法} \text{---} \text{定} \text{---} \text{代} \text{---} \text{理} \text{---} \text{人} \\ \text{法定代理人の役員等} \end{array} \right)$ 」については、不要のものを消すこと。
- 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る。以下「株主等」という。)について記載すること。
- 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

【株主等がいる場合】

様式第十二号 (第四条関係)

(用紙A4)

許可申請者 $\left(\begin{array}{c} \text{法人の役員等} \\ \text{本} \text{---} \text{人} \\ \text{法} \text{---} \text{定} \text{---} \text{代} \text{---} \text{理} \text{---} \text{人} \\ \text{法定代理人の役員等} \end{array} \right)$ の住所、生年月日等に関する調書

不要なものは消す

住	所	長崎市江戸町〇ー〇					
氏	名	松浦 吾郎	生	年	月	日	昭和 20 年 10 月 15 日生
役	名	株主等					
賞 罰	年	月	日	賞 罰 の 内 容			
				株主等の場合、賞罰欄への記載及び署名は不要			
上記のとおり相違ありません。							
令和 年 月 日 氏 名							

(23)建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書
(様式第十三号)

様式第十三号 (第四条関係)

※令第3条に規定する使用人一覧表(様式第十一号)に記載した全員について作成。
ただし役員を兼ねている場合は作成不要(様式十二号をもって替える)

(用紙A4)

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

現 所	諫早市栄田町〇ー△		
氏 名	諫早 三郎	生 年 月 日	昭和 37 年 5 月 15 日生
営 業 所 名	諫早営業所		
職 名	諫早営業所長		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし	
上記のとおり相違ありません。			
令和 〇 年 〇 月 〇 日		氏 名 諫早 三郎	

記載要領

「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

(24)定 款(法人)

現行定款と同一内容のものを添付してください。新規設立の場合、公証人の認証を添付。
原始定款を使用している場合は、変更の変遷がわかる議事録の写しも併せて添付してください。
また、原本証明(「当社の現行定款に相違ない」等を記載し押印)をすること。

(25)株主(出資者)調書(様式第十四号)

様式第十四号 (第四条関係)

(用紙A4)

株 主 (出 資 者) 調 書

株主(出資者)名	住 所	所有株数又は出資の価額
〇〇建設(株)	長崎市五島町〇ー〇	20,000株
長崎 健志	長崎市江戸町〇ー×	15,000株
株主(出資者)名は次により記入 個人:個人名 法人:商号又は名称		総株主の議決権(出資総額)の100分の5以上の株主(出資者)について記入 ・株式会社:株数(単位:株) ・その他法人:出資額(単位:円)

記載要領

この調書は、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。

(26) 財務諸表(法人)

※財務諸表は両面印刷してください。(記載要領は添付不要。)
※新規設立の場合は、創業時の財務諸表を作成してください。
※記載する金額は千円単位とし、千円未満の端数については、四捨五入、切上げ又は切捨てのいずれかで処理してください。(端数処理によって、各部の合計額と内訳科目の合計額に差異が生じても調整は不要です。)
※記入漏れや計算間違いのないよう、必ず確認(検算)の上ご提出ください。(決算変更届提出時も同様。)
※税込・税抜は「工事経歴書」「直前3年の各事業年度における工事施工金額」と一致させること。

[表紙]

財 務 諸 表

(法 人 用)

様式第15号 貸 借 対 照 表
様式第16号 損 益 計 算 書
完成工事原価報告書
様式第17号 株主資本等変動計算書
様式第17号の2 注 記 表

事業年度 $\left[\begin{array}{l} \text{自 令和 } \bigcirc \text{ 年 } \bigcirc \text{ 月 } \bigcirc \text{ 日} \\ \text{至 令和 } \bigcirc \text{ 年 } \bigcirc \text{ 月 } \bigcirc \text{ 日} \end{array} \right]$

(決算期未到来)

創業時の財務諸表の場合
のみ記載する。

(会社名)

(株) 長 崎 建 設

貸 借 対 照 表

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 現在

(会社名) (株) 長崎建設

資 産 の 部

I 流 動 資 産			千円
現金預金		205,486	①
受取手形		132,355	②
完成工事未収入金		81,287	③
有価証券			④
未成工事支出金		385,933	⑤
材料貯蔵品		53,431	⑥
短期貸付金			⑦
前払費用			⑧
その他		21,301	⑨
貸倒引当金	△	2,196	⑩
流動資産合計		877,598	a
		a=①～⑨の合計－⑩	
II 固 定 資 産			
(1) 有形固定資産			
建物・構築物		96,345	①
減価償却累計額	△	29,434	②
機械・運搬具		105,099	④
減価償却累計額	△	60,917	⑤
工具器具・備品		15,699	⑦
減価償却累計額	△	10,191	⑧
土 地			
リース資産			⑪
減価償却累計額	△		⑫
建設仮勘定			⑭
その他			⑮
減価償却累計額	△		⑯
有形固定資産合計		165,981	b
		b=③+⑥+⑨+⑩+⑬+⑭+⑰	
(2) 無形固定資産			
特許権			①
借地権			②
のれん			③

リース資産		④
その他	678	⑤
無形固定資産合計	678	c
	c=①～⑤の合計	

(3) 投資その他の資産		
投資有価証券	3,102	①
関係会社株式・関係会社出資金	2,700	②
長期貸付金		③
破産更生債権等		④
長期前払費用		⑤
繰延税金資産		⑥
その他	19,495	⑦
貸倒引当金		⑧
投資その他の資産合計	25,297	d
固定資産合計	191,957	e
	e=b+c+d	
	d=①～⑦の合計-⑧	

Ⅲ 繰延資産			
創立費			①
開業費			②
株式交付費			③
社債発行費			④
開発費			⑤
繰延資産合計	f=①～⑤の合計		f
資産合計		<u>1,069,555</u>	g
		<u>g=a+e+f</u>	
	負債純資産合計と一致 (g=x)		
	負債の部		

Ⅰ 流動負債		
支払手形	331,825	①
工事未払金	118,065	②
短期借入金	3,000	③
リース債務		④
未払金		⑤
未払消費税等	10,900	⑥
未払費用		⑦
未払法人税等	13,500	⑧
未成工事受入金	358,750	⑨
預り金	2,319	⑩
前受収益		⑪
引当金	2,017	⑫
その他		⑬
流動負債合計	840,378	h
	h=①～⑬の合計	

II 固定負債

社債		①
長期借入金	118,786	②
リース債務		③
繰延税金負債		④
退職給与引当金	2,409	⑤
負ののれん		⑥
その他		⑦
固定負債合計	$i = \text{①} \sim \text{⑦} \text{の合計}$	i
負債合計	961,573	j
	$j = h + i$	

純資産の部

I 株主資本

(1) 資本金	40,000	k
(2) 新株式申込証拠金	0	l
(3) 資本剰余金		
資本準備金		①
その他資本剰余金		②
資本剰余金合計		m
(4) 利益剰余金	$m = \text{①} + \text{②}$	
利益準備金	5,000	①
その他利益剰余金		
準備金		②
積立金	30,000	③
繰越利益剰余金	32,982	④
利益剰余金合計	$n = \text{①} \sim \text{④} \text{の合計}$	n
(5) 自己株式	Δ	o
(6) 自己株式申込証拠金		p
株主資本合計	107,982	q

II 評価・換算差額等

(1) その他有価証券評価差額金		$q = k + l + m + n - o + p$	r
(2) 繰延ヘッジ損益			s
(3) 土地再評価差額金			t
評価・換算差額等合計	$u = r + s + t$		u

III 新株予約権

純資産合計	$w = q + u + v$	107,982	w
負債純資産合計		1,069,555	x
		$x = j + w$	

資産合計と同じ
($x = g$)

損 益 計 算 書

自 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

至 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

直前3年の各事業年度
における工事施工金額
(様式第三号)の合計
と一致

(会社名) (株) 長崎建設

I	売 上 高			千円
	完成工事高	1,436,520	A	
	兼業事業売上高		B	
				1,436,520 C
				C = A + B
II	売 上 原 価			
	完成工事原価	1,250,190	D	
	兼業事業売上原価		E	
				1,250,190 F
	売上総利益 (売上総損失)	G = A - D		F = D + E
	完成工事総利益 (完成工事総損失)	186,330	G	
	兼業事業総利益 (兼業事業総損失)		H	
				186,330 I
				I = C - F
III	販売費及び一般管理費			
	役員報酬	25,080	①	
	従業員給料手当	52,713	②	
	退職金	501	③	
	法定福利費	3,253	④	
	福利厚生費	4,060	⑤	
	修繕維持費	575	⑥	
	事務用品費	2,571	⑦	
	通信交通費	7,321	⑧	
	動力用水光熱費	688	⑨	
	調査研究費		⑩	
	広告宣伝費	2,745	⑪	
	貸倒引当金繰入額		⑫	
	貸倒損失		⑬	
	交際費	8,978	⑭	
	寄付金		⑮	
	地代家賃	7,064	⑯	
	減価償却費	7,091	⑰	
	開発費償却		⑱	
	租税公課	2,392	⑲	
	保険料	1,264	⑳	
	雑 費	6,857	㉑	
	営業利益 (営業損失)			J = ①～㉑の合計
				133,157 J
				53,172 K
				K = I - J

IV 営業外収益		
受取利息及び配当金	5,824 ①	$L = ① + ②$
その他	<u>1,563 ②</u>	<u>7,387 L</u>
V 営業外費用		
支払利息	21,181 ①	
貸倒引当金繰入額	<u>②</u>	
貸倒損失	<u>③</u>	$M = ① \sim ④ \text{の合計}$
その他	<u>④</u>	<u>21,181 M</u>
経常利益（経常損失）		<u>39,378 N</u>
		$N = K + L - M$
VI 特別利益		
前期損益修正益	<u>①</u>	$O = ① + ②$
その他	<u>4,550 ②</u>	<u>4,550 O</u>
VII 特別損失		
前期損益修正損	<u>①</u>	$P = ① + ②$
その他	<u>10,010 ②</u>	<u>10,010 P</u>
税引前当期利益（税引前当期損失）		<u>33,918 Q</u>
法人税、住民税及び事業税	13,000 ①	$R = ① \pm ②$
法人税等調整額	<u>△ 2,000 ②</u>	<u>11,000 R</u>
当期純利益（当期純損失）		<u><u>22,918 S</u></u>

完 成 工 事 原 価 報 告 書

自 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日
至 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

(会社名) (株) 長崎建設

千円

I	材 料 費		350,053	A
II	労 務 費		146,272	B
	(うち労務外注費	20,000)		
III	外 注 費		515,093	C
IV	経 費		238,771	D
	(うち人件費	66,610)		

完成工事原価

1,250,190 E

$E = A + B + C + D$

損益計算書の完成工事
原価と一致
($E = P 44$ の D)

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日
至 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

(会社名) (株) 長崎建設

前期の貸借対照表の各数値と一致する。

自社で定めている積立金の名称を記入する。

千円

	株 主 資 本										資 本					評 価 ・ 換 算 差 額 等				新株 予 約 権	純 資 産 合 計
	資本金	新株式 申込証 拠金	資 本 剰 余 金			利 益 準 備 金	益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計						
			資 本 準 備 金	その他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計		利 益 剰 余 金 合 計	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計												
当期首残高	40,000					5,000	25,000	18,864	48,864	△	88,864							88,864			
当期変動額																					
新株の発行																					
剰余金の配当								△3,800	△3,800		△3,800							△3,800			
当期純利益								22,918	22,918		22,918							22,918			
自己株式の処分																					
() 積立金の積立							5,000	△5,000													
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)																					
当期変動額合計							5,000	14,118	19,118		19,118							19,118			
当期末残高	40,000					5,000	30,000	32,982	67,982	△	107,982							107,982			

当期の貸借対照表の各数値と一致する。

必要に応じ項目を追加する。

注 記 表
自 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日
至 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

（会社名）（株）長崎建設

注

- 1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況
- 2 重要な会計方針
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券
 - ア 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法で処理、売却原価は移動平均法で算定）
 - イ 時価のないもの 移動平均法による原価法
 - ② 販売用不動産
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産 建物については定額法、その他の資産は定率法
 - ② 無形固定資産 定額法
 - (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金の計上基準

一般債権については法人税法の規定による法定繰入率、その他の債権については個々の債権の回収可能性を勘案して計上している。
 - (4) 収益及び費用の計上基準

工事収益の計上基準

期末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用している。
 - (5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

税抜方式
 - (6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産・負債の本邦通貨への換算基準

期末日の直物為替相場により円貨換算し、換算差額は損益として処理している。
- 3 会計方針の変更
- 4 表示方法の変更
 - 4－2 会計上の見積り
- 5 会計上の見積りの変更
- 6 誤謬の訂正
- 7 貸借対照表関係
 - (1) 担保に供している資産及び担保付債務
 - ① 担保に供している資産の内容及びその金額
 - ② 担保に係る債務の金額
 - (2) 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額

受取手形割引高	〇〇〇〇千円
裏書手形譲渡高	千円
 - (3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務
 - (4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務
 - (5) 親会社株式の各表示区分別の金額
 - (6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額

- (1) 売上高のうち関係会社に対する部分
- (2) 売上原価のうち関係会社からの仕入高
- (3) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額
- (4) 関係会社との営業取引以外の取引高
- (5) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）

(1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数	普通株式	〇〇〇〇株
(2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数	普通株式	〇〇〇〇株
(3) 剰余金の配当		

ア	配当総額	〇〇〇〇〇円
イ	一株当たりの配当額	〇〇円
ウ	配当原資	利益剰余金
エ	基準日	令和〇〇年〇月〇〇日
オ	効力発生日	令和〇〇年〇月〇〇日

取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容	科目	期末残高 (千円)

(1) 取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高 (千円)

18 その他

(27) 財務諸表(個人)

※財務諸表は両面印刷してください。(記載要領は添付不要。)

※新規で事業を開始した場合は、開始時の財務諸表を作成してください。

※記載する金額は千円単位とし、千円未満の端数については、四捨五入、切上げ又は切捨てのいずれかで処理してください。(端数処理によって、各部の合計額と内訳科目の合計額に差異が生じても調整は不要です)

※記入漏れや計算間違いのないよう、必ず確認(検算)の上ご提出ください。(決算変更届提出時と同様。)

※税込・税抜は「工事経歴書」「直前3年の各事業年度における工事施工金額」と一致させること。

[表紙]

財 務 諸 表

(個 人 用)

様式第18号 貸 借 対 照 表

様式第19号 損 益 計 算 書

事業年度 $\left[\begin{array}{l} \text{自 令和 } \bigcirc \text{ 年 } \bigcirc \text{ 月 } \bigcirc \text{ 日} \\ \text{至 令和 } \bigcirc \text{ 年 } \bigcirc \text{ 月 } \bigcirc \text{ 日} \end{array} \right]$

(決算期未到来)

創業時の財務諸表の場合のみ記載する。

(商号又は名称) 長 崎 建 設

貸 借 対 照 表

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 現在

商号又は名称 長 崎 建 設

資 産 の 部

I 流 動 資 産		千円
現金預金	11,147	①
受取手形	2,916	②
完成工事未収入金	2,927	③
有価証券	400	④
未成工事支出金	3,494	⑤
材料貯蔵品	2,700	⑥
その他		⑦
貸倒引当金	△	⑧
流動資産合計	23,915	a
	a = ①～⑦の合計 - ⑧	
II 固 定 資 産		
建物・構築物	415	①
機械・運搬具	5,115	②
工具器具・備品	1,559	③
土地	3,085	④
建設仮勘定		⑤
破産更生債権等		⑥
その他		⑦
固定資産合計	10,175	b
資産合計	34,090	c
	b = ①～⑦の合計	
	c = a + b	
	負債純資産合計と同じ (c = h)	
	負 債 の 部	

I 流 動 負 債		
支払手形	2,012	①
工事未払金	2,724	②
短期借入金	2,735	③
未払金	1,342	④
未払消費税	413	⑤
未成工事受入金	1,911	⑥
預り金	48	⑦
引当金		⑧
その他	168	⑨
流動負債合計	11,353	d
	d = ①～⑨の合計	

Ⅱ 固 定 負 債

長期借入金

その他

固定負債合計

負債合計

$$e = ① + ②$$

5,625	①
	②
5,625	e
16,979	f
$f = d + e$	

純 資 産 の 部

期首資本金

事業主借勘定

事業主貸勘定

事業主利益

純資産合計

負債純資産合計

損益計算書の事業主利益と一致 (④ = I)

$$g = ① + ② + ③ + ④$$

資産合計と一致
(h = c)

14,171	①
471	②
2,434	③
4,903	④
17,111	g
34,090	h
$h = f + g$	

注 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

税抜処理方式

損 益 計 算 書

自 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

至 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

商号又は名称 長 崎 建 設

直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第3号)の合計と一致

千円

I 完成工事高	70,832 ①	
兼業事業売上高	②	70,832 A

II 完成工事原価			
材料費	17,636 ①		
労務費	15,096 ②		
(うち労務外注費)			
外注費	13,610 ③	B = ① + ② + ③ + ④	
経費	14,442 ④	60,785 B	
兼業事業売上原価	⑤		C
売上総利益(売上総損失)		C = B + ⑤	
完成工事総利益(完成工事総損失)	10,046 ⑥		
兼業事業総利益(兼業事業総損失)	⑦	10,046 D	

$$D = (A - B) = ⑥ + ⑦$$

III 販売費及び一般管理費			
従業員給料手当	1,110 ①		
退職金	887 ②		
法定福利費	240 ③		
福利厚生費	279 ④		
維持修繕費	470 ⑤		
事務用品費	214 ⑥		
通信交通費	52 ⑦		
動力用水光熱費	147 ⑧		
広告宣伝費	91 ⑨		
交際費	561 ⑩		
寄付金	⑪		
地代家賃	149 ⑫		
減価償却費	210 ⑬		
租税公課	424 ⑭		
保険料	137 ⑮	E = ① ~ ⑮ の合計	
雑 費	206 ⑯	5,182 E	
営業利益(営業損失)		4,864 F	

$$F = D - E$$

IV 営業外収益

受取利息及び配当金

209 ①

$G = ① + ②$

その他

70 ②

279 G

V 営業外費用

支払利息

240 ①

$H = ① + ②$

その他

②

240 H

事業主利益（事業主損失）

4,903 I

$I = F + G - H$

貸借対照表の事業主利益と一致
(I = 純資産の部④)

(28)登記事項証明書

法人では、登記事項証明書（商業登記簿謄本）を添付します。個人事業で登記上の支配人がいる場合には、その証明書（謄本）を添付します。（正本には原本を添付、副本は写しで可。）
なお、証明書（謄本）は、申請日より3か月以内に発行されたものを提出してください。

(29)営業の沿革(様式第二十号)

様式第二・・i 第四条関係 (用紙A 4)

営 業 の 沿 革			
創業以後の沿革	昭和60年 4月 1日	(株)長崎建設設立(資本金1,000万円)	最初に事業(建設業以外の業を含む)を開始した年月日を記入
	平成2年 4月 1日	島原営業所開設	
	平成10年 3月 10日	資本金の増資(資本金2,000万円)	「創業以後の沿革」の欄記載内容 ・商号又は名称の変更 ・組織の変更 ・合併又は分割 ・資本金額の変更 ・営業の休止
	平成11年 4月 1日	佐世保営業所、諫早営業所開設	
	平成12年 3月 31日	島原営業所廃止	
	平成15年 3月 8日	資本金の増資(資本金4,000万円)	
	年 月 日		
建設業の登録及び許可の状況	平成2年 5月 10日	長崎県知事許可(般一2) 第12345号(建築、大工、内装)	創業以後最初に許可を取得した年月日、許可番号を記入
	平成7年 8月 25日	長崎県知事許可(般一7) 第12345号	
	年 月 日	(土木、とび・土工、石、舗装、しゅんせつ、塗装、水道)	
	平成10年 5月 14日	一般建設業を特定建設業に許可換(特一10)第12345号(土木、建築)	
	年 月 日	更新については記入しない	
	年 月 日		
	年 月 日		
賞罰	年 月 日	なし	賞罰(行政処分、行政罰)
	年 月 日		
	年 月 日		

記載要領

- 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資・金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。
- 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等（更新を除く。）について記載すること。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

(30) 所属建設業者団体(様式第二十号の二)

※未加入の場合は「なし」と記入

様式第二十号の二 (第四条関係)

(用紙A4)

所 属 建 設 業 者 団 体

団 体 の 名 称	所 属 年 月 日
(一社)長崎県建設業協会 建設業法第27条の37の規定に基づき、国土交通省又は都道府県に届出を行っている団体が対象	平成12年5月1日

(31) 納税証明書

許可区分	発行するところ	法 人	個 人
知 事	各振興局 税務部局	法人事業税 (新規設立等で最初の決算期が未到来の場合も必要)	個人事業税 (新規設立等で最初の決算期が未到来の場合も必要)

(注意事項)

※直前1年の事業年度分についての納税証明書を添付します。(正本には原本を添付、副本は写しで可。)

※事業税の納付すべき額及び納付済額が記入された納税証明書に限ります。

※申請時点で発行後3か月以内のものを添付すること。

(32) 主要取引金融機関名(様式第二十号の三)

様式第二十号の三 (第四条関係)

(用紙A4)

主 要 取 引 金 融 機 関 名

政 府 関 係 金 融 機 関	普 通 銀 行 長 期 通 信 用 銀 行	株式会社商工組合中央金庫 信用金庫・信用協同組合	そ の 他 の 金 融 機 関
独立行政法人住宅金融支援機構、(株)日本政策金融公庫、(株)日本政策投資銀行等について記入	十八親和銀行 県庁支店 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区分まで記入		

財産的基礎等の確認で「金融機関の残高証明書」を提出する場合は、この様式に記載の金融機関と同一となるようにしてください

第4章 許可取得後の必要な手続き等

1 必要な手続き等

【許可後の注意事項】

建設業許可を取得した後に課せられる義務や必要な主な手続きは以下のとおりです。

- ・ 営業所及び工事現場には許可標識を掲示しなければなりません。 (P 5 9 参照)
- ・ 工事現場には主任技術者又は監理技術者を置かなければなりません。 (P 6 0 参照)
- ・ 毎事業年度終了後、4 か月以内に決算変更届を提出しなければなりません。
(P 6 4 参照)
- ・ 許可の有効期間は5年間です。引き続き許可を受ける場合は、有効期間の満了の日の3 か月前から3 0 日前までに、更新申請が必要です。 (P 3, 1 2 ~ 1 6 参照)
- ・ 商号・名称、役員、所在地などの変更をした場合は、3 0 日以内に変更届を提出しなければなりません。
(P 6 1 参照)
- ・ 経營業務の管理責任者や営業所技術者等又は令 3 条使用人が交替した場合は、1 4 日以内に変更届を提出しなければなりません。
(P 4, 7, 6 3 参照)
- ・ 業種を追加する場合や一般建設業・特定建設業の区分を変更する場合は、業種追加申請や般・特新規申請が必要です。
(P 1 3 ~ 1 6 参照)
- ・ 営業所の新設、廃止、所在地の変更等により、許可行政庁を異にすることとなった場合は、新たな許可行政庁に対する許可換え新規申請が必要です。
(申請手続きについては、新たな許可行政庁の指示に従ってください。)
- ・ 許可業者であることを止めたり、許可の要件を欠いた場合は、3 0 日以内に廃業届を提出しなければなりません。(承継認可申請を行う場合を除く。)
(P 4 ~ 1 1、6 4 参照)

(その他)

○住宅瑕疵担保履行法に基づく届出

請負人として発注者（宅地建物取引業者は除く）に新築住宅を引き渡す建設業者は、住宅品質確保法に基づく10年間の瑕疵担保責任履行のための資力確保措置（保証金の供託又は保険への加入）を講じることが義務付けられています。また、その措置の状況について、年に1回の基準日（毎年3月31日）から3週間以内に許可行政庁である長崎県への届出が必要です。届出を行わない場合、新たな新築住宅の請負契約の締結が禁止されるほか、履行法に基づく罰則、建設業法に基づく監督処分の対象となります。（詳細はホームページをご覧ください。）

○電気工事業の届出

電気工事業を営む者は、別途電気工事業法に基づく届出が必要です。建設業の許可（通知）受理後、電気工事業を行う前に届け出てください。

【問い合わせ先】 長崎県 産業労働部 新産業推進課
(直通) 095-895-2525

○浄化槽法に基づく届出

浄化槽法第21条第1項の規定による浄化槽工事業者（登録事業者）であって、「土木工事業、建築工事業、管工事業」のいずれかの許可を取得した場合、当該登録は効力を失います。この場合、廃業届を提出してください。

また、当該許可（3業種）を取得後も浄化槽工事業を営む場合は、同法第33条第3項に基づく（特例浄化槽工事業者の）届出が必要です。（詳細はホームページをご覧ください。）

○建設リサイクル法に基づく届出

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）第23条第1項の規定による解体工事業者（登録事業者）であって、「土木工事業、建築工事業、解体工事業」のいずれかの許可を取得した場合、当該登録は効力を失います。この場合、廃業届を提出してください。

2 工事にあたっての主な留意事項

(1) 許可標識の掲示 —法第40条—

建設業の許可を受けた許可業者は、その店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見易い場所に次の標識を掲げなければなりません。

〈店舗に掲げる標識〉

35 cm 以上	建設業の許可票			
	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	一般建設業又は 特定建設業の別	許可を受けた 建設業	許可番号	許可年月日
			国土交通大臣 知事 許可()第 号	
			国土交通大臣 知事 許可()第 号	
	この店舗で営業 している建設業			
40cm以上				

記載要領

「国土交通大臣
知事」については、不要のものを消すこと。

※現場ごとに掲げる標識の掲示義務は元請業者のみ
(R2.10.1 改正)

〈建設工事の現場ごとに掲げる標識〉

25 cm 以上	建設業の許可票			
	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	主任技術者の氏名	専任の有無		
	資格名	資格者証交付番号		
	一般建設業又は特定建設業の別			
	許可を受けた建設業			
	許可番号	国土交通大臣 知事 許可()第 号		
許可年月日				
35cm以上				

記載要領

- 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項本文の規定に該当する場合には、「専任」と記載し、同項第1号に該当する場合には、「非専任(情報通信技術利用)」、同項第2号に該当する場合には、「非専任(監理技術者を補佐する者を配置)」と記載すること。
- 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第3項の規定により専任の者でなければならない監理技術者又は同項第1号若しくは第2号に該当する監理技術者を置く場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 「国土交通大臣
知事」については、不要のものを消すこと。

※デジタルサイネージ等 I C T 機器を活用した掲示可

(2)主任技術者、監理技術者の現場配置 —法第26条—

許可を受けた建設業者がその請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し、当該建設工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（主任技術者）を置かなければなりません。

また、発注者から直接建設工事を請け負った（元請）特定建設業者は、**下請代金の総額が5,000万円（ただし建築一式工事にあつては8,000万円）以上**になる場合、当該建設工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（監理技術者）を置かなければなりません。

主任技術者の要件・・・一般建設業の専任技術者と同じ。

（法第7条2号イ、ロ、ハ該当）

監理技術者の要件・・・特定建設業の専任技術者と同じ。

（法第15条2号イ、ロ、ハ該当）

(3)一括下請負の禁止 —法第22条—

建設工事の一括下請契約は、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合以外は、禁止されています。（共同住宅を新築する建設工事は上記承諾があっても不可）

また、公共工事については一括下請負は全面的に禁止されています。（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第12条）

なお、一括下請禁止違反は営業停止等監督処分の対象となります。

※許可業者に課せられる義務等については「よくわかる建設業法」(国土交通省 九州地方整備局作成)を参照してください。

【国土交通省 九州地方整備局】

〒812-0013

福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎

TEL：092-471-6331（代表）

URL：<https://www.qsr.mlit.go.jp/>

※P62～64をあわせてご覧ください

長崎県

○…提出必要 ◎…該当する場合提出必要 ▲…既に提出している場合には省略可 ☆…記載事項に変更がなければ省略可
※…変更がない場合には省略可 ◆…営業所の移転に伴って専技、令3に変更があった場合に必要 ■…登記がある場合のみ、提出必要
△…該当する場合に提出 ★…総株主の議決権の100分の5以上を有する株主等に変更がある場合に必要

61

(1)各種変更届の提出書類一覧

○許可を受けた後、下表に該当する変更事項が生じた場合、建設業法第11条および第12条により変更届出書・廃業届等を届出期間内に提出する必要があります。

○提出をしない場合、建設業法第50条による罰則があるほか、監督処分(指示処分等)の対象にもなります。また必要な届出がされないと許可申請の手続きを行うことができない場合がありますのでご注意ください。

▽必要書類及び添付書類で、発行日のあるものは、発行から3か月以内のものを提出してください(修業(卒業)証明書及び閉鎖事項全部証明書は除く)。

No.	変 更 事 項			必要書類・添付書類	提出期限
1	商号・名称 (会社の組織変更も含む)			☐ ①変更届出書(様式第22号の2)第一面 ☐ ②登記事項証明書 ※法人の場合 ※登記事項証明書は、変更前後の商号がわかるもの(履歴事項全部証明書)	
2	営業所	名 称 (従たる営業所)		☐ ①変更届出書(様式第22号の2)第一面、第二面 ※従たる営業所の名称変更の場合、第二面 区分4(旧営業所の廃止)及び区分3(新営業所の追加)の計2枚必要 ☐ ②登記事項証明書 ※登記している場合のみ ☐ ③No. 15の提出書類	
		所在地			
		主たる営業所		☐ ①変更届出書(様式第22号の2)第一面 ☐ ②登記事項証明書 ※法人の場合 ☐ ③営業所の確認資料(P124参照)	
		従たる営業所		☐ ①変更届出書(様式第22号の2)第一面、第二面 ☐ ②登記事項証明書 ※登記している場合のみ ☐ ③営業所の確認資料(P124参照)	
3	従たる営業所の新設			☐ ①変更届出書(様式第22号の2)第一面、第二面 ☐ ②登記事項証明書 ※登記している場合のみ ☐ ③ No. 12、No. 14「変更・追加」及びNo. 15の提出書類 ☐ ④営業所の確認資料(P124参照)	変更後 30日以内
4	従たる営業所の廃止			☐ ①変更届出書(様式第22号の2)第一面、第二面 ☐ ② No. 14「削除」、No. 15の提出書類	
5	従たる営業所の業種追加 ※既存の許可業種内での変更			☐ ①変更届出書(様式第22号の2)第一面、第二面 ☐ ② No. 14「変更・追加」の提出書類	
6	従たる営業所の業種削除			☐ ①変更届出書(様式第22号の2)第一面、第二面 ☐ ② No. 14「削除」の提出書類	
7	資 本 金 額			☐ ①変更届出書(様式第22号の2)第一面 ☐ ②株主(出資者)調書(様式第14号) ☐ ③登記事項証明書	
8	役員等	就 任		☐ ①変更届出書(様式第22号の2)第一面 ☐ ②役員等の一覧表(別紙1) ☐ ③誓約書(様式第6号) ☐ ④許可申請者の住所、生年月日等に関する調書(様式第12号) ☐ ⑤〈登記されていないことの証明書〉(P28参照) ☐ ⑥〈身分証明書〉(P28参照) ☐ ⑦登記事項証明書 ☐ ☆株主(出資者)調書(様式第14号) ※株主等に変更がある場合 ※ 顧問・相談役・株主等の場合は、⑤⑥⑦は不要 ※ 役職名変更(取締役⇄代表取締役)の場合は、③④⑤⑥は不要	
		代表者(申請者)		☐ ①変更届出書(様式第22号の2)第一面 ☐ ②役員等の一覧表(別紙1) ☐ ③登記事項証明書 ☐ ☆株主(出資者)調書(様式第14号) ※株主等に変更がある場合 ※ 顧問・相談役・株主等の場合は不要 ☐ ☆株主(出資者)調書(様式第14号) ※株主等に変更がある場合 ※ 経營業務の管理責任者になっている場合は、No. 13「変更・追加」の届出書を併せて提出	
		退 (辞) 任		☐ ①変更届出書(様式第22号の2)第一面 ☐ ②役員等の一覧表(別紙1) ☐ ③登記事項証明書 ☐ ☆株主(出資者)調書(様式第14号) ※株主等に変更がある場合 ※ 経營業務の管理責任者になっている場合は、No. 13「変更・追加」の届出書を併せて提出	
9	氏 名 (改 姓 ・ 改 名) ※法人の役員、事業主及び支配人			☐ ①変更届出書(様式第22号の2)第一面 ☐ ②役員等の一覧表(別紙1) ☐ ③登記事項証明書(法人の役員又は支配人の場合) ☐ ④戸籍抄本又は住民票の抄本(個人の場合)	

No.	変 更 事 項		必要書類・添付書類	提出期限
10	電 話 番 号	主たる営業所 従たる営業所	☐ ①変更届出書（様式第22号の2）第一面 ☐ ①変更届出書（様式第22号の2）第一面、第二面	変更後 速やかに
11	支 配 人	※退任の場合は①⑥のみ必要。	☐ ①変更届出書（様式第22号の2）第一面 ☐ ②誓約書（様式第6号） ☐ ③建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（様式第13号） ☐ ④〈登記されていないことの証明書〉（P28参照） ☐ ⑤〈身分証明書〉（P28参照） ☐ ⑥支配人が登記されている履歴事項全部証明書	変更後 30日以内
12	従たる営業所の代表者（建設業法施行令第3条に規定する使用人）の新任・変更・退任 ※退任の場合は①のみ必要。		☐ ①変更届出書（様式第22号の2）第一面 ☐ ②誓約書（様式第6号） ☐ ③建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（様式第13号） ☐ ④〈登記されていないことの証明書〉（P28参照） ☐ ⑤〈身分証明書〉（P28参照） ※既存の令第3条使用人が営業所の変更をする場合は、④⑤は不要	
13	常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者（経營業務の管理責任者等）	変更・追加	☐ ①変更届出書（様式第22号の2）第一面 ☐ ②常勤役員等証明書（様式第7号） ☐ ③常勤役員等の略歴書（様式第7号別紙） } [イ該当用] ☐ ④常勤役員等証明書（様式第7号の2（第一面）） } [ロ該当用] ☐ ⑤常勤役員等の略歴書（様式第7号の2別紙1） } ☐ ⑥常勤役員等証明書（様式第7号の2（二～四面）） } [直接補助者] ☐ ⑦直接補助者の略歴書（様式第7号の2別紙2） } ☐ ⑧常勤役員等の経験及び常勤の確認資料（P119～122参照） ※②～⑦については該当するものを提出	変更後 2週間以内
		氏名の変更（改姓・改名）	☐ ①変更届出書（様式第22号の2）第一面 ☐ ②常勤役員等証明書（様式第7号） ☐ ③常勤役員等の略歴書（様式第7号別紙） } [イ該当用] ☐ ④戸籍抄本又は住民票の抄本 ※②③について、ロ該当の場合は上記「変更・追加」の④⑤、直接補助者は⑥⑦に置き換え	
		削除	☐ ①変更届出書（様式第22号の2）第一面 ☐ ②届出書（様式第22号の3） ※ロ該当からイ該当に変更する場合、直接補助者の削除に必要	
14	営業所技術者等	変更・追加	☐ ①変更届出書（様式第22号の2）第一面 ☐ ②営業所技術者等証明書（様式第8号） ☐ ③技術者の要件を証する書類（P123参照） ※国家資格等については原本提示及び写しの添付が必要 ☐ ④営業所技術者等の常勤の確認資料（P123参照） ☐ ☆営業所技術者等の実務経験の確認資料（P123参照）※該当する場合	
		氏名の変更（改姓・改名）	☐ ①変更届出書（様式第22号の2）第一面 ☐ ②営業所技術者等証明書（様式第8号） ※項番61の区分3、4がそれぞれ1枚ずつ必要 ☐ ③戸籍抄本又は住民票の抄本 ※氏名変更が必要な合格証明書等は適宜手続きを行ってください	
		削除	☐ ①変更届出書（様式第22号の2）第一面 ☐ ②営業所技術者等証明書（様式第8号）※交替による削除の場合 ☐ ☆届出書（様式第22号の3） ※一部廃業（後任の技術者がいない場合）及び従たる営業所の廃止に伴う削除の場合	
		所属営業所	☐ ①変更届出書（様式第22号の2）第一面 ☐ ②営業所技術者等証明書（様式第8号） ※項番61：区分5	
15	健康保険等の加入状況 ※従業員数以外に変更があったとき		☐ ①変更届出書（様式第22号の2）第一面 ☐ ②健康保険等の加入状況（様式第7号の3） ☐ ③健康保険及び厚生年金保険加入状況の確認資料（P129参照） ☐ ④雇用保険加入状況の確認資料（P132参照） ※変更が従業員数のみである場合においては、決算変更届提出時に併せて提出。	

No.	変 更 事 項	↓チェック欄	必要書類・添付書類	提出期限
16	決 算 変 更 届 (決 算 報 告)	☐ ①決算変更届表紙 ☐ ②工事経歴書（様式第2号） ☐ ③直前3年の工事施工金額（様式第3号） ☐ ④財務諸表 法人（様式第15～17号の2） 個人（様式第18～19号） ☆附属明細表（様式第17号の3） ※資本金1億円超又は負債合計200億円以上の株式会社のみ提出。有価証券報告書提出会社については、有価証券報告書の写しの提出をもって免除 ☐ ⑤事業報告書（株式会社のみ）※任意様式可 ☐ ⑥納税証明書事業税（知事許可） ※法人：法人事業税 個人：個人事業税 （変更のあった場合のみ提出するもの） ☐ ⑦使用人数（様式第4号） ☐ ⑧建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第11号） ☐ ⑨健康保険等の加入状況（様式第7号の3） ※従業員数のみの変更の場合のみ ☐ ⑩定款		事業年度 終了後 4か月以内
17	廃 業	☐ ①廃業届（様式第22号の4） ※一部廃業のときは、No. 14「削除」の手続きを同時にしてください。		30日以内

（注意事項）

※ 変更事項が複数の場合には、変更届出書（様式22号の2）については1枚にまとめた記載可。

■提出期限の取扱いについて

法定期限外であるかどうかの判断は、次のとおりとします。

- ・ 届出の場合は、変更日の翌日から起算。（変更日が1日であって、14日以内の届出であれば、15日が届出期限。）
- ・ 決算変更届に係る4ヶ月以内とは、決算日が月の末日の場合は、当該月の4ヶ月後の末日を提出期限日とする。（2月末日決算の場合の提出期限は6月30日）
また、月の末日以外の日を決算日とする法人にあっては、当該月の4ヶ月後の応当日を提出期限日とする。
- ・ 提出期限となる日が閉庁日である場合であって、その日の直後の最初の開庁日に提出されたものは、提出期限内に提出されたものとみなす。

※ 届出を遅延した場合は、建設業法に基づき厳正に対処しますので、十分ご留意ください。

■廃業届について ※承継認可を除く

廃業届の届出をする者及び添付書類

	廃業等の届出事項	届出をすべき者	添付書類
1	許可に係る建設業者が死亡したとき （個人事業主）	その相続人	個人の事業主の死亡及び届出者が相続人であることが確認できる戸籍謄本
2	法人が合併により消滅したとき	その役員であった者	登記事項証明書 （履歴事項全部証明書）
3	法人が破産手続開始の決定により 解散したとき	その破産管財人	裁判所発行の破産管財人を証する 書面の写し
4	法人が合併又は破産手続開始の 決定以外の事由により解散したとき	その清算人	登記事項証明書 （履歴事項全部証明書）
5	許可を受けた建設業を廃止したとき	個人であるときはその者、 法人であるときはその役員	原則不要 ※商号、所在地、代表者に変更が あった場合は履歴事項全部証明書

4 各種変更届の記載例

(1) 変更届出書(様式第二十二号の二)

様式第二十二号の二 (第八条、第九条関係)

(用紙A4)
00006

届出事項に○をつける

変更届出書
(第一面)

下記のとおり、
{ ① 商号又は名称 (2) 営業所の名称、所在地又は業種 (3) 資本金額 (4) 役員等の氏名 (5) 個人業者の氏名
(6) 支配人の氏名 (7) 建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8) { 建設業法第7条第2号 に規定する営業所技術者
建設業法第15条第2号 に規定する特定営業所技術者 } }
について変更があったので届出をします。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

地方整備局長
北海道開発局長
長崎県 知事 殿

不要なものは消す

大臣 コード
知事

長崎市尾上町3-1
(株)長崎建設
代表取締役 長崎 太郎

届出者

許可番号 3 5 4 2

国土交通大臣
長崎県知事

許可(特 〇 1) 第 0 1 2 3 4 5 号

許可年月日 令和 〇 1 年 〇 5 月 1 〇 日

法人番号 3 6 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

法人のみ記入。個人は空欄。

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
商号	(有)長崎建設	(株)長崎建設	令和〇年〇月〇日	
役員の氏名	代表取締役 田中 三郎	代表取締役 長崎 太郎	〃	
経営業務の管理責任者	大瀬戸 三郎	長崎 太郎	〃	
営業所技術者等	大瀬戸 五郎	長崎 一郎	〃	本社
役員	東彼杵 太一	—	〃	辞任
営業所所在地	佐世保市天満町1-27	佐世保市木場田町3-25	令和〇年〇月〇日	佐世保営業所
郵便番号	857-0043	857-8502	〃	〃
令3条の使用人	田平 康	佐世保 二郎	〃	〃
資本金額	20,000千円	40,000千円	令和〇年〇月〇日	

変更の内容が、次の◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること

変更のあった部分のみ記入

◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

商号又は名称のフリガナ 3 7 ナ ガ サ キ ケ ン セ ツ

商号又は名称 3 8 (株)長崎建設

代表者又は個人の氏名のフリガナ 3 9 ナ ガ サ キ タ ロ ウ

代表者又は個人の氏名 4 0 長崎 太郎

主たる営業所の所在地市区町村コード 4 1 都道府県名 市区町村名

主たる営業所の所在地 4 2

所在地・電話番号、郵便番号の変更の場合は必ず4ヶ所とも記入

4 3 電話番号

資本金額又は出資総額 4 4 4 0 0 0 0 (千円)

連絡先
所属等 総務部 氏名 長崎 花子 電話番号 095-894-3015
ファックス番号 095-894-3460

「変更届出書（第一面）[様式22号の2]」の記載例

H27.4.1以降申請分

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
【営業所の新設】				
営業所の新設	—	諫早営業所	令和〇年〇月〇日	
建設業法施行令第3条に規定する使用人	—	諫早 太郎	〃	諫早営業所
営業所技術者等	—	諫早 太郎	〃	諫早営業所
営業所技術者等	—	諫早 浩	〃	諫早営業所
【営業所の廃止】				
営業所の廃止	島原営業所	—	令和〇年〇月〇日	
建設業法施行令第3条に規定する使用人	島原 一朗	—	〃	島原営業所
営業所技術者等	島原 一朗	—	〃	島原営業所
【経管の変更】取締役（経管者）が退任し、新たにこれまで役員ではなかった者が取締役兼経管者に就任				
常勤役員等の氏名	長崎 太郎	時津 二郎	令和〇年〇月〇日	取締役・経營業務管理責任者
【経管の変更】取締役（経管者）が退任し、これまで取締役だった者が新たに経管者に就任、また別途新たに役員でなかった者が取締役に就任				
役員等の氏名	長崎 太郎	—	令和〇年〇月〇日	取締役・経營業務管理責任者離任
常勤役員等の氏名（経營業務管理責任者の変更）	長与 五郎	長与 五郎	〃	経營業務管理責任者就任
役員等の氏名	—	時津 二郎	〃	取締役
【経管の変更】取締役（経管者）が経管者のみ離任し、これまで取締役であった者が経管者に就任				
常勤役員等の氏名（経營業務管理責任者の変更）	長崎 太郎	長崎 太郎	令和〇年〇月〇日	経營業務管理責任者離任
常勤役員等の氏名（経營業務管理責任者の変更）	長与 五郎	長与 五郎	〃	経營業務管理責任者就任
【営業所の業種の追加】				
営業所の業種の追加	土木工事業	土木工事業	令和〇年〇月〇日	佐世保営業所
	—	造園工事業		佐世保営業所
営業所技術者等	県北 太郎（土）	県北 太郎（土・園）	令和〇年〇月〇日	佐世保営業所
【営業所の業種の廃止】				
営業所の業種の廃止	建築工事業	建築工事業	令和〇年〇月〇日	五島営業所
	造園工事業	—		五島営業所
営業所技術者等	五島 吾郎	—	令和〇年〇月〇日	五島営業所
	上五島 一朗（建）	建設 花子（建）	〃	五島営業所
【営業所技術者等の交代】				
営業所技術者等	諫早 二郎	大村 博	令和〇年〇月〇日	大村営業所
【営業所技術者等の配置営業所のみの変更】				
営業所技術者等	対馬 健	壱岐 健太	令和〇年〇月〇日	対馬営業所
	壱岐 健太	対馬 健	〃	壱岐営業所

※上記は記載例ですので、届出内容がわかれば必ずしも上記のとおりでなくても構いません。

(2) 変更届出書(第二面)

※営業所に係る変更がない場合は添付不要(営業所に係る変更以外は第一面のみでよい)

(用紙A4)

(第二面)

区 分

大臣コード

右の区分番号を記入

項番

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】

(主たる営業所)

営業しようとする建設業

変更前

(従たる営業所)

フリガナ サセボエイギョウシヨ

従たる営業所の名称

(区分2の例)

内 容

従たる営業所の所在地市区町村コード

従たる営業所の所在地

郵便番号

営業しようとする建設業

変更前

従たる営業所の名称を変更する場合には、「3. 従たる営業所の名称の新設」により変更後の名称で当該営業所を追加するとともに、「4. 従たる営業所の廃止」により変更前の名称の当該営業所を廃止すること

(従たる営業所)

フリガナ ゴトウエイギョウシヨ

従たる営業所の名称

(区分3の例)

内 容

従たる営業所の所在地市区町村コード

従たる営業所の所在地

郵便番号

営業しようとする建設業

変更前

(従たる営業所)

フリガナ イサハヤエイギョウシヨ

従たる営業所の名称

(区分4の例)

内 容

従たる営業所の所在地市区町村コード

従たる営業所の所在地

郵便番号

営業しようとする建設業

変更前

(3)届出書(様式第二十二号の三)

様式第二十二号の三(第十条の二関係)

(用紙A4)
00008

届 出 書

該当する理由に○をつける

- 下記のとおり、
- (1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった
 - (2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった
 - ③ 営業所技術者等を削除した
 - (4) 欠格要件に該当するに至った
- ので届出をします。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

地方整備局長
北海道開発局長
長崎県 知事 殿

不要なものは消す

届 出 者 長崎市尾上町3-1
(株)長崎建設
代表取締役 長崎 太郎

項 番 大臣 コード
知事
許 可 番 号 5 1 4 2 国土交通大臣 許可(一般) 0 1 第 0 1 2 3 4 5 号 許可年月日 令和 0 1 年 0 5 月 1 0 日

記

該当するものに○をつける

- (1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準〔経營業務の管理責任者〕を満たさなくなった場合
元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名 5 2 生年月日 13 14 16 18 年 月 日

- (2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準〔営業所技術者等〕を満たさなくなった場合
(3) 営業所技術者等を削除した場合

氏 名 5 3 佐 藤 三 郎 生年月日 S 3 7 年 0 5 月 1 5 日

営業所の名称 諫早営業所 建設工事の種類 土、と、石、鋼、舗、し、塗、水

氏 名 5 3 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕 生年月日 13 14 16 18 年 月 日

営業所の名称 氏 名 5 3 生年月日 13 14 16 18 年 月 日

営業所の名称 建設工事の種類

- (4) 建設業法第8条第1号及び第7号から第14号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合

具体的事由

様式第二十二号の四（第十条の三関係）

(用紙 A 4)

0 0 0 0 9

下記のとおり、建設業を廃止したので届出をします。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

地方整備局長
北海道開発局長
長崎県知事 殿

不要なものは消す

長崎市尾上町3-1
(株)長崎建設
代表取締役 長崎 太郎

屈出者

届出の区分

	項番	3
	5	4
		2

 (1. 全部の業種の廃業
2. 一部の業種の廃業)

一部廃業の場合、従たる営業所の業種にも変更がある場合は、変更届出書(様式22号の2)が別途必要となる(第二面まで必要)

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入

許可番号 大臣知事コード 国土交通大臣 尾崎 知事 許可（一般特）第 012345 号 許可年月日 令和 01 年 05 月 10 日

廃止した建設業		5	6																			
届出時に許可を受けている建設業		5	7	3	5			10			15				20		25			30	30	
				2	2	1				1	1	1	1	1	1		1			1		

(1. 一般)
 (2. 特定)

行政庁側記入欄
整理区分

決裁年月日 5 9 令和 年 月 日

許可行政庁記入欄
(申請者は記入しないこと)

廃業等の年月日 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

廃業等の理由

- (1) 許可に係る建設業者が死亡したため
- (2) 法人が合併により消滅したため
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散したため
- (4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したため
- (5) 許可を受けた建設業を廃止したため

廃業等の届出事項	届出をすべき者
許可に係る建設業者が死亡したとき（個人事業主）	その相続人
法人が合併により消滅したとき	その役員であった者
法人が破産手続開始の決定により解散したとき	その破産管財人
法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したとき	その清算人
許可を受けた建設業を廃止したとき	個人であるときはその者、法人であるときはその役員

69

(5) 決算変更届 表紙

変 更 届 出 書

令和 〇 年 〇 月 〇 日

許可年月日 令和 01 年 5 月 10 日

長崎県知事許可 (般 特 — 1) 第 12345 号

法人番号を記載する(個人事業主は記載不要)

法人番号 1234567890123

届 出 者 長崎市尾上町3-1
(株)長崎建設
代表取締役 長崎 太郎

長崎県知事 殿

(1)(2)(3)(4) (法人のみ)は必ず提出
(5)(6)(7)(8) は該当するものを提出
(9)(10)(11)(12) は事業年度内に変更があった場合にのみ提出

事業年度 (第 〇 期 令和 〇 年 〇 月 〇 日から令和 〇 年 〇 月 〇 日まで) が終了したので、別添のとおり、下記の書類を提出します。

記

- (1) 工事経歴書 (2) 工事施工金額 (3) 貸借対照表及び損益計算書
(4) 株主資本等変動計算書及び注記表 (5) 事業報告書 (6) 附属明細表 (7) 法人税納付済額証明書
(8) 事業税納付済額証明書 (9) 使用人数 (10) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表
(11) 定款 (12) 健康保険等の加入状況

大臣許可・法人の場合

知事許可の場合

健康保険の加入状況に変更があった場合
(従業員数のみの変更の場合)

特例有限会社を除く株式会社の
場合のみ提出

資本金が1億円を超え、又は貸借対照表の負債合計が200億円以上の
株式会社のみ添付

記載要領

(1) から (12) までの事項については該当するものの番号を○でかこむこと。

添附書類

法人の場合 (1) から (6) 及び (8) 並びに (9) から (12) までの書類に変更があったときはその書類(法第11条2項. 3項規則第10条)
※株式会社以外の法人は (5)、(6) は不要。株式会社のうち小会社は (6) は不要。
個人の場合 (1). (2). (3). (8) 並びに (9) から (12) までの書類に変更があったときはその書類(法第11条2項. 3項規則第10条)

5 建設業許可証明書

建設業の許可通知書は、変更届を受け付ける都度新たに発行したり、紛失時に再発行はしておりません。申請により、現在の許可の内容についての証明書を有料で発行しています。下記の様式により、土木部監理課（P 1 3 9 参照）へ申請してください。用紙はホームページからダウンロードできます。

申請方法は、原則、長崎県電子申請システムにより電子申請をお願いします。電子申請の詳しい内容はホームページでご確認ください。電子申請が難しい場合は、従来どおり郵送又は持参もできます。持参の場合の窓口対応時間は下記の通りです。

9：00～11：30，13：00～16：30（休日、祝日、その他閉庁日を除く）

※証明に時間を要しますので、時間に余裕をもってお越しください。

証明手数料は、証明書1通につき400円です。書面申請は長崎県収入証紙、電子申請はシステムで納付方法をご確認ください。

なお、国土交通省『建設業者・宅建業者等企業情報検索システム』で、建設業許可情報（許可番号、商号又は名称、代表者氏名、所在地、許可有効期限、許可を受けた建設業の種類等）を常時、確認・出力することが可能となっていますのでご利用ください。

記載例 ※書面申請様式

(A 4)

建設業許可証明書交付願									
1 商号又は名称	(株)長崎建設								
2 代表者名	代表取締役 長崎 太郎								
3 主たる営業所所在地	長崎市尾上町3-1								
4 許可年月日、許可番号及び許可業種	<table border="1"> <tr> <td>令和01年5月10日 国土交通大臣 許可 長崎県知事 (般-01) 第12345号</td> <td>大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、内装仕上工事業、造園工事業、水道施設工事業</td> </tr> <tr> <td>令和01年5月10日 国土交通大臣 許可 長崎県知事 (特-01) 第12345号</td> <td>土木工事業、建築工事業</td> </tr> <tr> <td>令和 年 月 日 国土交通大臣 許可 長崎県知事 () 第 号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和 年 月 日 国土交通大臣 許可 長崎県知事 () 第 号</td> <td></td> </tr> </table>	令和01年5月10日 国土交通大臣 許可 長崎県知事 (般-01) 第12345号	大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、内装仕上工事業、造園工事業、水道施設工事業	令和01年5月10日 国土交通大臣 許可 長崎県知事 (特-01) 第12345号	土木工事業、建築工事業	令和 年 月 日 国土交通大臣 許可 長崎県知事 () 第 号		令和 年 月 日 国土交通大臣 許可 長崎県知事 () 第 号	
令和01年5月10日 国土交通大臣 許可 長崎県知事 (般-01) 第12345号	大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、内装仕上工事業、造園工事業、水道施設工事業								
令和01年5月10日 国土交通大臣 許可 長崎県知事 (特-01) 第12345号	土木工事業、建築工事業								
令和 年 月 日 国土交通大臣 許可 長崎県知事 () 第 号									
令和 年 月 日 国土交通大臣 許可 長崎県知事 () 第 号									
上記のとおり建設業法第3条により許可していることを証明ください。									
令和 年 月 日									
(申請者)	住所 長崎市尾上町3-1 (株)長崎建設 氏名 代表取締役 長崎 太郎								
長崎県知事 殿									
長崎県収入証紙貼り付け欄 証明書1枚につき400円です。	証明部数								
	2 部								
	※行政庁受付印								

国土交通省『建設業者・宅建業者等企業情報検索システム』

(<http://etsuran.mlit.go.jp/TAKKEN/>)

PDF出力

The left screenshot shows the search interface with fields for company name, license number, and location. The right screenshot shows the detailed information page for a specific business, including a table of permitted construction types and a PDF download button circled in red.

6 建設業許可申請書の閲覧

長崎県知事許可を受けている建設業者の申請書の閲覧ができます。

(1) 閲覧場所

- ・土木部監理課建設業指導班（長崎県庁行政棟6階）
 - ・各振興局窓口（P139参照）（※振興局では管内分のみ閲覧できます）
- ※長崎振興局での閲覧は令和6年3月31日をもって廃止しました。
4月1日以降は土木部監理課にて閲覧願います。

(2) 閲覧時間

9:00～11:30, 13:00～16:30（休日、祝日、その他閉庁日を除く）

(3) 注意事項

- ・手数料は無料ですが、あらかじめ閲覧簿を提出していただく必要があります。
- ・閲覧書類の撮影、スキャナを使用する場合は閲覧簿にチェックを入れて下さい。
- ・閲覧書類の持ち出しはできません。
- ・閲覧の規則や職員の指示に従っていただけない場合には閲覧を停止または禁止することがあります。
- ・混雑時等、状況により閲覧を制限させていただくことがあります。なお、書庫整理のため、一定期間全面的に閲覧を停止することもあります。

(4) 電子閲覧について

JCIPで申請・届出された建設業許可申請及び変更届（決算変更届含む）について、許可行政庁による審査が完了となったデータの閲覧ができます。

○<https://prod-internet.jcip.mlit.go.jp/Client/>

(4) 閲覧・閲覧対象外書類一覧（法定書類）

◎閲覧対象

NO	様式番号	書 類 名 称
1	第 1 号	建設業許可申請書
2	別紙 1	役員等一覧表
3	別紙 2 (1)	営業所一覧表（新規許可等）
4	別紙 2 (2)	営業所一覧表（更新）
5	別紙 3	収入印紙、又は登録免許税領収証書はり付け欄
6	別紙 4	営業所技術者等一覧表
7	第 2 号	工事経歴書
8	第 3 号	直前 3 年工事施工金額
9	第 4 号	使用人数
10	第 6 号	誓約書
11	第 1 1 号	令 3 条使用人一覧表
12		定款（法人）
13	第 1 5 号	貸借対照表（法人）
14	第 1 6 号	損益計算書・完成工事原価報告書（法人）
15	第 1 7 号	株主資本等変動計算書（法人）
16	第 1 7 号の 2	注記表（法人）
17	第 1 7 号の 3	附属明細表（法人）
18	第 1 8 号	貸借対照表（個人）
19	第 1 9 号	損益計算書（個人）
20	第 2 0 号	営業の沿革
21	第 2 0 号の 2	所属建設業者団体
22	第 2 0 号の 3	健康保険等の加入状況
23	第 2 0 号の 4	主要取引金融機関名
■変更届関係		
24	第22号の2	変更届出書（第 1 面）
25	第22号の2	変更届出書（第 2 面）
26	別紙8	変更届出書表紙 [決算変更届]

◎閲覧対象外

NO	様式番号	書 類 名 称
1	第 7 号	経管証明書
2	別紙	経管者の略歴書
3	第 8 号	営業所技術者等証明書（新規・変更）
4		技術検定合格証明書等の資格証明書
5		卒業証明書
6		監理技術者資格者証
7	第 9 号	実務経験証明書
8	第 1 0 号	指導監督の実務経験証明書
9	第 1 1 号の 2	国監者一覧表
10	第 1 2 号	役員等の住所、生年月日の調書
11	第 1 3 号	令 3 条使用人の住所、生年月日の調書
12	第 1 4 号	株主（出資者）調書（法人）
13		商業登記簿謄本 [履歴事項全部証明書・現在事項全部証明書等]
14		納税証明書（事業税）
15		登記事項証明書〈登記されていないことの証明書〉
16		市町村の長の証明書〈身分証明書〉
■変更・廃業届関係		
17	第22号の3	届出書
18	第22号の4	廃業届 ※一部廃業含む

7 「申請書を受付されたことの証明」について

行政書士の代理申請の場合等で、「申請書を受付されたことの証明（建設業許可申請書の表紙に受付印があるもの）」が必要な場合は、公文書の写しの交付申請ができます（有料）。用紙は土木部監理課に備えてあります。※1部、10円（長崎県収入証紙）

第5章 「解体工事業」について

1 解体工事の内容、例示、区分の考え方

H28.6.1 新設

建設工事の種類 (法律別表)	建設工事の内容 (昭和47年3月8日 建設省告示第350号)	建設工事の例示 (平成13年4月3日 国総建第97号)	建設工事の区分の考え方 平成13年4月3日 国総建第97号
解体工事	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。

※解体工事と専門工事の区分の考え方について

- それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当します。

(例) 信号機のみを解体する工事 ⇒ **電気工事業**に該当
足場のみを撤去する工事 ⇒ **とび・土工工事業**に該当

- また、総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ土木一式工事や建築一式工事に該当します。

(例) 古いビルの解体工事と、同じ敷地内に新たにビルを建設する工事を一体で請け負う工事 ⇒ **建築一式工事業**に該当

- 解体工事業は、各専門工事や総合的な企画、指導、調整のもとに行う一式工事に該当しない工作物の解体を行う工事です。

(例) 家屋等の工作物を解体する工事 ⇒ **解体工事業**に該当

2 解体工事業の技術者要件

■特定建設業

- 1級土木施工管理技士※1
- 1級建築施工管理技士※1
- 技術士（建設部門又は総合技術監理部門（建設））※2
- 一般建設業の営業所技術者等としての要件を満たす者のうち、元請として4,500万円以上の解体工事に関し2年以上の指導監督的な実務経験を有する者

■一般建設業

- 1級又は2級土木施工管理技士（2級は土木のみ）※1
- 1級又は2級建築施工管理技士（2級は建築又は躯体のみ）※1
- 技術士（建設部門又は総合技術監理部門（建設））※2
- とび技能士（1級）
- とび技能士（2級）合格後、解体工事に関し3年以上の実務経験を有する者
- 登録解体工事試験合格者 ※3
- 大卒（指定学科 ※4）又は1級第1次検定（対応種目）合格後3年以上、高卒（指定学科 ※4）又は2級第1次試験（対応種目）合格後5年以上、その他10年以上の実務経験を有する者
- 土木工事業（又は建築工事業、とび・土工工事業）及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者

- ※1 平成 27 年度までの合格者に対しては、当該技術検定に合格した後、解体工事に関する実務経験 1 年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。
- ※2 当面の間、当該試験に合格した後、解体工事に関する 1 年以上の実務経験又は登録解体工事講習の受講が必要。
- ※3 登録解体工事試験及び※1、2 に記載の登録解体工事講習の実施機関については、登録後、順次官報公告されます。実施機関は、国土交通省ホームページに掲載されますのでご覧ください。なお、国土交通大臣の登録を受けた試験・講習を実施している機関は次のとおりです。

○登録解体工事講習実施機関（令和 6 年 4 月 1 日現在）

登録番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号
1	（公社）全国解体工事業団体連合会	東京都中央区八丁堀 4－1－3	03-3555-2196

○登録解体工事試験実施機関（令和 6 年 4 月 1 日現在）

登録番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号
1	（公社）全国解体工事業団体連合会	東京都中央区八丁堀 4－1－3	03-3555-2196

※平成 17 年度までに実施された解体工事施工技士資格試験及び平成 27 年度までの解体工事施工技士試験に合格した者についても登録解体工事試験を合格した者とみなします。

○国土交通省HP

（講習）http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000126.html

（試験）http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000125.html

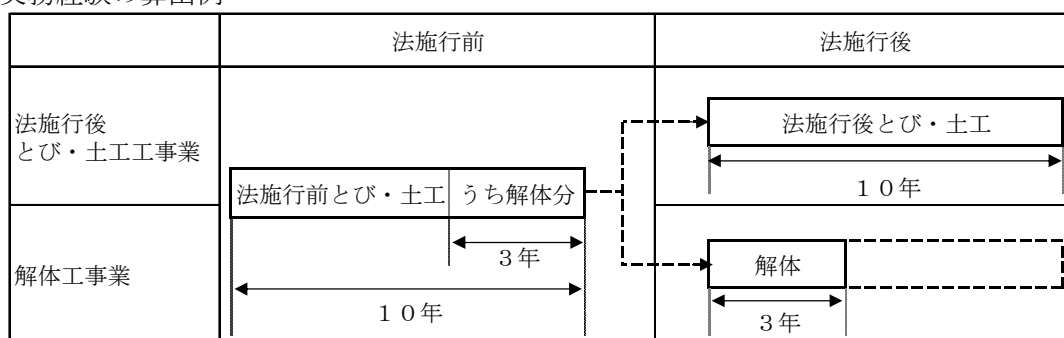
- ※4 指定学科とは、土木工学又は建築学に関する学科です。

3 実務経験の取り扱い

【実務経験の算出について】

- ・解体工事の実務経験年数は、旧とび・土工工事（平成 28 年 5 月 31 日までのとび・土工工事業）の実務経験年数のうち、解体工事に係る実務経験年数とします。
- ・新とび・土工工事（平成 28 年 6 月 1 日以降のとび・土工工事業）の実務経験年数は、旧とび・土工工事の全ての実務経験年数とします。

（例）実務経験の算出例



※今回の解体工事の実務経験期間の計算に限って、上記のとおり実務経験期間の重複が可能です。

【実務経験の内容の確認について】

解体工事に係る実務経験の内容の確認は、請負契約書等の書類で行います（P 1 2 3 実務経験の内容の確認について参照）。その際、解体工事の工期が分かる請負契約書等を添付してください。なお、1つの契約書で解体工事以外の工事もあわせて請け負っているものについては、当該契約の工期を解体工事の実務経験年数とします。

※平成 28 年 6 月 1 日以降の経験については、解体工事業の建設業許可通知書の写しでも可。

第6章 事業承継等に係る認可の制度

1 建設業許可の事業承継・相続について ―法第17条の2・第17条の3―

【概要】

令和2年10月1日から、建設業許可に関する事業承継及び相続に関する制度が新設されました。改正以前の建設業法（以下「法」という。）では、建設業者が事業譲渡・合併・分割（以下、「事業承継」という。）を行う時には、従前の建設業許可を廃業し、新たに建設業許可を新規申請する必要がありました。この場合、廃業日から新たな許可日までの間に、建設業（軽微な工事を除く。）を営むことのできない空白期間が生じるという不利益が生じていました。

改正法では、事業承継を行う場合はあらかじめ事前の認可を、相続の場合は死亡後30日以内に相続の認可を受けることで、空白期間を生じることなく、承継者及び相続人が、被承継者及び被相続人における建設業者としての地位を承継することが定められました。

※認可制度も申請主義のため、認可を受けない（又は受けられない）場合は、従前の方法（廃業、新規申請）によることになります。

○「建設業者としての地位の承継する」とは（国土交通省建設業許可事務ガイドラインより）

「法第3条の規定による建設業の許可（更新を含む。）を受けたことによって発生する権利と義務の総体をいい、承継人は被承継人と同じ地位に立つこととなる。このため、建設業者としての地位の承継人は、被承継人の受けた監督処分や経営事項審査の結果についても、当然に承継することとなる。一方、法第45条から第55条までに規定される罰則については、建設業者としての立場にかかわらず、罰則の構成要件を満たす違反行為を行った被承継人という法人（個人）そのものに対して刑罰を科すものであるため、当該刑罰については、承継人に承継されるものではない。」

※相続において同様。（承継人は相続人、被承継人は被相続人に読み替えてください。）

【承継の種類】

申請区分		説明
1	譲渡及び譲受け 〈法第17条の2第1項〉 ・代替わり ・法人成り	建設業許可業者を含む複数の事業者間で、建設業に関する事業の全部譲渡が行われる場合 ※個人事業主が生前に行う事業承継（代替わり等）、個人事業の法人化（いわゆる「法人成り」）も含みます。
2	法人の合併 （新設合併、吸収合併） 〈法第17条の2第2項〉	建設業許可業者を含む複数の事業者間で、既許可業者の消滅を伴う企業合併（新設）又は吸収合併が行われる場合
3	法人の分割 （新設分割、吸収分割） 〈法第17条の2第3項〉	建設業許可業者が、企業分割によって建設業部門を引き継ぐ新たな建設業者を新設する、もしくは複数の事業者間で、建設業に関する事業が吸収分割により全部譲渡される場合
4	相続（個人事業に限る。） 〈法第17条の3〉	建設業者である個人事業主が死亡後、他の個人事業主への相続が行われた場合

2 承継の要件

承継の認可を受けるためには、以下の全てに該当している必要があります。

① 承継の事実が発生する前（相続は死亡後30日以内）に申請を行い、認可を受ける

ア 相続以外の承継（事業譲渡、合併、分割）は、「あらかじめ」認可を受ける必要があります。
承継の事実が発生した後に遡って認可することはできません。遅くとも、承継の事実発生日の40日前までに申請を完了させてください。不足書類がある場合、受付は一切できません。

イ 相続については、必ず、被相続人（許可を受けている個人事業主）の死亡後30日以内に申請を行ってください。

※承継の申請を取り下げたり、承継の事実が発生しないことが確定（事業譲渡契約の解除等）したりした場合、その時点で被承継人や承継人が受けていた許可の有効期間が満了していると、従前の許可を更新することはできません。

② 事業譲渡等によって、建設業の全部を承継人に承継させる

被承継人が営んでいた建設業の全部を承継人に承継させる場合に限り、許可の承継が可能です。被承継人が営んでいた一部の業種のみを承継させることはできません。

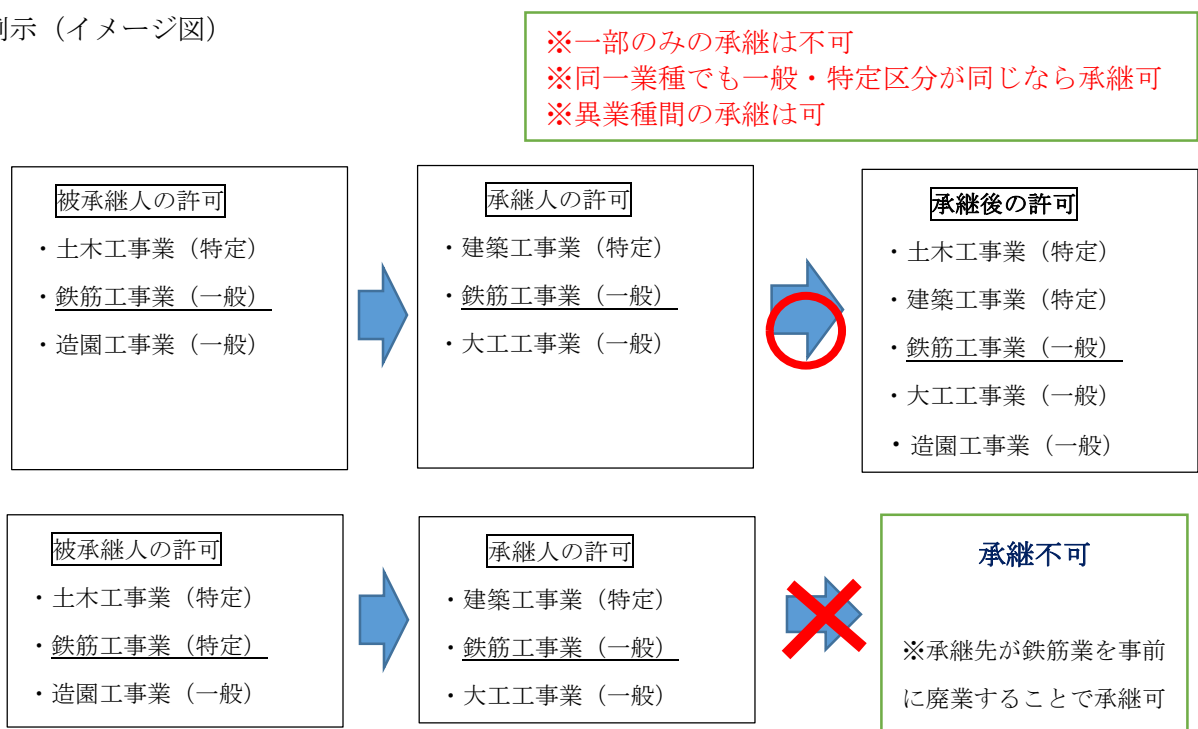
なお、認可申請の前に一部の業種を廃業し、残った業種を全て承継させることは差し支えありません。

③ 被承継人と承継人が同じ業種の許可を受けている場合、一般・特定の区分が同じ

1つの業者が同一の業種について一般建設業と特定建設業の許可を受けることはできません。被承継人と承継人が同じ業種の許可を受けている場合、一般・特定の区分が同じときに限り、許可の承継が可能です。

※認可を受けるためには、この要件を満たすよう、事前に業種の変更等の手続きが必要です。

例示（イメージ図）



④ 承継後の全ての業種について、承継人が許可の要件を満たすこと

承継人の業者は、承継後に有することになる全ての業種について、営業所技術者等の配置をはじめとする許可の要件（基準）を満たす必要があります。

⑤ 営業所技術者等は、原則として、承継の前後で変更がない ※相続を除く

営業所技術者等を変更する場合、変更手続きを済ませてから承継の申請を行ってください。
なお、認可前にやむを得ず営業所技術者等を変更した場合は、変更日から2週間以内に変更届を提出してください。（※認可でない場合もあります。）

（相続の場合）

相続開始の時に、「営業所技術者等に係る要件」を満たしているという前提の下、

- ① 「建設業の相続人」は、承継後の建設業の専技になることができる。
- ② 「建設業の相続人」ではない者については、相続開始前に承継の目的となる許可業者にいた者（従業員）に限り認める。

※被相続人の死亡の日において、専技要件を満たさない者は、被相続人の営んでいた建設業を切れ目なく営むことはできないことから承継不可

※その他、承継・相続認可は、会社法（譲渡・合併・分割）、民法（相続）等関係法令上の手続きが行われている（行われる）ことが前提となります。（関係事業者間の契約、株主総会の議決、全員の同意（相続）、税法上の手続き・・・）

3 認可申請の手続

(1) 手続の流れ

※①は相続を除く。

- ① 申し出・事前打ち合わせ（土木部監理課） → （譲渡契約等） → ②認可申請書提出
→ ③受付（窓口）・審査 → ④認可・通知 → （承継の効力発生） → ⑤後日提出資料の提出

(2) 認可申請の受付等

<事業承継>

- ・事前相談 随時 ※事前に電話予約要。
- ・申し出、事前打ち合わせ できる限り早めに行ってください。
- ・申請受付 承継予定日の40日前まで（補正期間を考慮し早めに申請してください。）

※承継人及び被承継人が建設業許可業者である場合、承継予定日は、それぞれの有効期間が満了する日の40日前よりも前の日であることを要します。認可の前に許可の有効期間が経過する場合は認可できません。

※補正に時間を要すると、承継予定日までに認可ができなくなる場合もあります。

<相続>

- ・申請受付 被相続人の死亡後30日以内（受付期間）

※受付期限の日が窓口閉庁日の場合は翌開庁日までとします。受付期間後は一切受付できません。

※相続人が複数いる場合は、申請者以外のすべての相続人が当該建設業を申請者が継続して営業することに同意する旨の確認資料（同意書等）が必要です。

※相続しない場合や、被相続人の死亡時点で許可要件を満たさなくなった場合は、廃業届の提出が必要です。

(3) 標準処理期間

申請書受付後 40 日とします。(補正期間を除く。) ※許可に準じる。

(4) 提出部数及び提出方法

提出部数は正本 1 部です。提出方法は郵送又は直接持参によります。

(5) 申請手数料

手数料は発生しません。

(6) 申請者等

申請区分	申請者	申請書の様式
譲渡及譲受け (法人成り、代替わりを含む。)	承継人 = 譲受人 被承継人 = 譲渡人	様式第 22 号の 5
合併 (新設合併、吸収合併)	承継人 = 合併存続法人 被承継人 = 合併消滅法人	様式第 22 号の 7
分割 (新設分割、吸収分割)	承継人 = 分割承継法人 被承継人 = 分割被承継法人	様式第 22 号の 8
相続 (個人事業主に限る。)	相続人本人	様式第 22 号の 10

○長崎県知事へ認可申請できる者は、承継人(相続人)及び被承継人(被相続人)の全てが長崎県知事許可業者であるか、又は建設業を営む営業所が長崎県内にのみあるものである場合に限り、(合併や分割等において、被承継人が複数ある場合においても、その全員について同じ。)

(合併や分割等において、被承継人が複数ある場合においても、その全員について同じ。)

※ 承継人(相続人)又は被承継人(被相続人)のうち、いずれか 1 人でも、長崎県以外の許可を受けた建設業者である場合は、国土交通大臣の認可が必要となります。この場合、承継人の主たる営業所の所在する都道府県を所管する地方整備局へ認可申請を行う必要があります。

※ 長崎県知事の許可業者で、国土交通大臣へ認可申請を行った場合は、その後速やかに長崎県知へ届出てください。(譲渡等：様式 22-9，相続：様式 22-12 号)

【注意事項】

○個人事業主が法人に成り代わる「法人成り」(譲渡及び譲受け)の場合

当該個人事業主と法人成り後の法人との譲渡契約書を添付する必要があることなどから、(原則) 法人設立後に個人事業主(譲渡人)と法人(譲受人)の連署で認可申請してください。

※経営管理責任者及び営業所技術者等が承継予定日の前に法人へ移籍した場合、その時点で個人事業主は許可基準を満たさなくなるため、移籍(社会保険加入等を含む。)は承継日付で行ってください。

※法人の開業予定日は承継予定日としてください (承継日の前日までは個人事業主としての許可が有効なため)。

※認可を受けた場合、被承継人の廃業届(法第 12 条)の提出は不要です。(以下同じ)

○親から子への「代替わり」(譲渡及び譲受け)の場合

承継時点で、経營業務の管理責任者の変更(従前の者と異なる者)は可能ですが、営業所技術者等は従前の者が常勤であることが必要です。

※営業所技術者等の移籍については法人成りの場合と同様です。

※被承継者の廃業日は承継予定日の前日付、承継者の事業開始予定日は承継予定日としてください。

(7) 許可番号

原則として、被承継人の許可番号を使用します。承継前から承継人が長崎県知事許可を受けている場合は、被承継人と承継人の許可番号のどちらを使うか選択できます。どちらを選択するかは認可申請書に記載してください。（一度選択した許可番号は変更できません。）

(8) 承継後の許可の有効期間

承継日から承継人の許可が有効になります。なお、認可による許可の有効期間の起算は、承継前に被承継人及び承継人が受けていた許可の有効期間の残存期間にかかわらず、当該承継の日（相続は認可日）の翌日から5年間とされています。

※相続人が認可申請した場合は、被相続人の死亡日から認可を受ける日又は認可をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人が受けた許可は、相続人が受けた許可とみなされます。

（例示：相続以外）

・認可日	R5.4.17
・承継日	R5.5.1
・許可の有効期間	R5.5.1～R10.5.1

（例示：相続）

・死亡日	R5.4.17
・認可日	R5.5.30
・許可の有効期間	R5.5.30～R10.5.30

(9) 認可の通知

認可通知書は全ての申請者に対して、許可の場合と同様、直接郵送します。

認可通知書の再発行や認可証明書の発行はできません。（承継後「建設業許可証明書」は発行できます。）

(10) 認可の拒否

申請内容が認可の要件や許可の基準に適合していない場合は、認可はできません。

(11) 認可の条件

認可通知書には、認可に係る法定書類の提出など、必要な条件を付することとします。

(12) 認可の基準

許可の基準と原則同様に取り扱います。

(13) 認可申請の取下げ

①譲渡及び譲受け、合併、分割の場合

- ・認可申請を取り下げようとする場合には、認可申請の取下げ願い（別紙 11）を提出してください。（申請書は返却します。以下、取下げにおいて同じ。）
- ・認可通知後に認可を辞退する場合又は申請した内容に変更がある場合には、認可の取下げ願い（別紙 14）を提出してください。

②相続の場合

- ・認可申請を取り下げようとする場合には、認可申請の取下げ願い（別紙 16）を提出してください。

※取下げ願い等、様式はホームページに掲載しています。

4 認可後の届出(後日提出資料)

(1)承継人は、承継の認可を受けた後、以下の書類を提出してください。

提出期限内に書類に提出がない場合、許可基準を満たさないこととなり、許可を取り消すことがありますので十分留意してください。

- ① 事業譲渡の譲受人、合併存続法人、吸収分割に係る分割承継法人及び相続人（相続認可申請時に提出済みの場合を除く。）

提出書類	提出期限
健康保険等の加入状況（様式第7号の3）	承継の日（相続は認可日）から2週間以内
健康保険、厚生年金保険、雇用保険加入の確認資料	承継の日（相続は認可日）から2週間以内
常勤役員等、営業所技術者等の常勤確認資料	承継後速やかに
その他、承継後の提出を認可時に指示された資料（該当がある場合のみ）	指示された期限内

- ② 合併新設法人、新設分割に係る分割承継法人

提出書類	提出期限
健康保険等の加入状況（様式第7号の3）	承継の日から2週間以内
健康保険、厚生年金保険、雇用保険加入の確認資料	承継の日から2週間以内
常勤役員等、営業所技術者等の常勤確認資料	承継後速やかに
財務諸表	承継後速やかに
定款	承継後速やかに
事業税の納税証明書	承継後速やかに
履歴事項全部証明書	承継の日から30日以内
営業の沿革（様式第20号）	承継の日から30日以内
所属建設業者団体（様式第20号の2）	承継の日から30日以内
その他、承継後の提出を認可時に指示された資料（該当がある場合のみ）	指示された期限内

(2)決算変更届の提出

承継後（相続は認可後）は、許可の規定により必要な各種届出を行ってください。

なお、承継時点で被承継人の決算変更届（決算報告）が未提出の場合、承継人が届出義務を承継しますので、期限まで（被承継人の決算日から4か月以内）に提出してください。

- ・届出者：承継人
- ・工事経歴書等：被承継人の事業に関するもの（事業税の納税証明書を含む。）

5. 認可申請提出書類一覧

早見表(認可申請書と添付書類)

※事前にご相談ください。

※特記記載がない限り承継先に係る書類を作成・取得ください。

○提出部数 正本1部

提出書類			申請区分	譲渡	合併	分割	相続	備考	閲覧対象
○…提出必要 △…該当する場合提出 □…該当するいずれか提出必要 ▲…既に提出している場合には省略可									
提出書類等	様式第22号の5	譲渡及び譲受け認可申請書(第1面、第2面)		○					○
	様式第22号の7	合併認可申請書(第1面、第2面)			○			被承継者である建設業許可業者が複数ある場合は、全員分について「第2面」を作成	○
	様式第22号の8	分割認可申請書(第1面、第2面)				○			○
	様式第22号の10	相続認可申請書(第1面、第2面)					○		○
		申請者と被相続人との続柄を証する書類					○	戸籍謄本等	
	様式第22号の6	誓約書(健康保険等に関する届出について)		△	△	△		認可申請時に様式第7号の3及び社会保険関係の届書を提出したことを証する書面を提出しない場合に提出	○
	様式第22号の11	誓約書(健康保険等に関する届出について)					△		○
	別紙一	役員等一覧表(注1)		○	○	○	—		○
	別紙二(承継)	営業所一覧表		○	○	○	○		○
	別紙一(相続)								
	別紙三(承継)	営業所技術者等一覧表		○	○	○	○		○
	別紙二(相続)								
	様式第2号	工事経歴書		○	○	○	○	・承継先に係るものを提出	○
	様式第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額		○	○	○	○	※合併新設法人、新設分割法人を除く	○
	様式第4号	使用人数		○	○	○	○	承継後(相続は認可後)の予定人数を記載	○
	様式第6号	誓約書		○	○	○	○		○
	—	登記されていないことの証明書	役員等(注2)及び令3条使用人全員のものが必要	○	○	○	○	発行後3か月以内のものに限る	
	—	身分証明書		○	○	○	○		
	様式第7号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)の証明書		□	□	□	□	規則第7条第1号イ該当の場合に提出	
	様式第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(第一面～第四面)		□	□	□	□	規則第7条第1号ロ該当の場合に提出	
	様式第7号別紙	常勤役員等の略歴書		□	□	□	□	様式第7号又は様式第7号の2(第一面)で証明された者全員分が必要	
	様式第7号の2別紙一								
	様式第7号の2別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書		□	□	□	□	様式第7号の2(第二面から第四面)で証明された者全員分が必要	
	様式第7号の3	健康保険等の加入状況		△	△	△	△	・申請時に提出可能な場合に提出 ・申請時に提出不可の場合は、承継日(相続は認可日から)から2週間以内に提出	○
	—	社会保険関係の届書を提出したことを証する書面		△	△	△	△		
	様式第8号	営業所技術者等証明書		○	○	○	○	承継元の営業所技術者等と承継先の営業所技術者等は、原則として、同一人物であること ※相続を除く	
	—	合格証、実務経験証明書、監理技術者資格者証等		▲〈注5〉					
	様式第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表		○	○	○	○	該当なしの場合「該当なし」と記載	○
	様式第12号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等)の住所、生年月日等に関する調書		○	○	○	○	・全員分を提出 ・様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙に記載のある者については不要	
	様式第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書		△	△	△	△	・様式第11号に記載した者について作成 ・様式第12号を作成した者については不要(提出省略)	
	—	定款		○	○	○	—	法人である場合に提出	○
	様式第14号	株主(出資者)調書		○	○	○	—	法人である場合に提出	
	財務諸表(法人)	様式第15号 貸借対照表						・財務諸表表紙も添付 ・合併新設法人及び新設分割法人等、認可申請時に提出が困難な場合は、事業承継後速やかに提出のこと(許可基準を満たしていることの確認を行う)。この場合、認可の際に条件を付する。 [許可事務ガイドライン]	○
		様式第16号 損益計算書							
		様式第17号 株主資本等変動計算書							
		様式第17号の2 注記表		○	○	○	○		
		様式第17号の3 附属明細表(注3)							
	(個人)	様式第18号 貸借対照表						・法人の場合、提出 ・個人の場合、個人事業の支配人登記がされている場合に提出 (※)合併により新設された法人及び新設分割により設立された法人については、承継日から30日以内に提出	○
		様式第19号 損益計算書							
	—	商業登記簿謄本 (※)		○	○	○	△		
	—	法定代理人の登記事項証明書		△	△	△	△	申請者が未成年者であり、その法定代理人が法人の場合に提出(規則第4条第1項第11号)	
	様式第20号	営業の沿革 (※)		○	○	○	○		○
	様式第20号の2	所属建設業者団体 (※)		○	○	○	○	該当なしの場合「該当なし」と記載	○
	—	納税証明書(事業税) ※直前1年の各年度		○	○	○	○	合併新設法人、新設分割法人を除く	
	様式第20号の3	主要取引金融機関名		○	○	○	○		○
	—	譲渡及び譲受けに関する契約書(写し)		○	—	—	—	・株主総会の承認が不要な場合を除き、株主総会の承認を受けたものを提出	

提出書類等	—	譲渡及び譲受けに関する法人の意思の決定を証する書類(写し) ・株主総会の決議録 ※ ・社員総会の決議録 ・無限責任社員の同意書 ・総社員の同意書 ※ 簡易事業譲渡(会社法第467条第1項第2号かつこ書)に該当し、株主総会の承認が不要である場合は、事業の譲渡及び譲受けに関する法人の意思の決定を証する書類(取締役会議事録等)の写しを提出	○	—	—	—	被承継人(被承継人が複数である場合は、全ての被承継人)及び承継人それぞれについて提出 ・個人については提出不要	
	—	合併に関する法人の意思の決定を証する書類(写し) ・株主総会の決議録 ※ ・社員総会の決議録 ・無限責任社員の同意書 ・総社員の同意書 ※ 簡易吸収合併(会社法第784条第2項、第796条第2項)に該当し、株主総会の承認が不要である場合は、合併に関する法人の意思の決定を証する書類(取締役会議事録等)の写しを提出	○				被承継人(被承継人が複数である場合は、全ての被承継人)及び承継人それぞれについて提出 (合併の場合) 以下の全ての法人に係るものが必要 ・合併消滅法人 ・合併により消滅する法人であって建設業許可を受けていない法人 ・合併存続法人	
	—	合併契約書の写し及び合併比率説明書		○			株主総会の承認を受けたもの(会社法で株主総会の承認が不要とされる場合を除く)	
	—	合併の方法及び条件が記載された書面		○			吸収合併・新設合併の別及び合併の条件(合併契約書のとおりである場合はその旨)を記載	
	—	分割に関する法人の意思の決定を証する書類(写し) ・株主総会の決議録 ※ ・社員総会の決議録 ・無限責任社員の同意書 ・総社員の同意書 ※簡易吸収分割(会社法第796条第2項)又は簡易新設分割(同法第805条)に該当し、株主総会の承認が不要である場合は、分割に関する法人の意思の決定を証する書類(取締役会議事録等)の写しを提出			○		被承継人(被承継人が複数である場合は、全ての被承継人)及び承継人それぞれについて提出 (分割の場合) 以下の全ての法人に係るものが必要 ・分割承継法人 ・分割によりその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継させる法人	
	—	分割契約書(新設分割の場合においては、分割計画書)の写し及び分割比率説明書			○		株主総会の承認を受けたもの(会社法で株主総会の承認が不要とされる場合を除く)	
	—	分割の方法及び条件が記載された書類			○		吸収分割・新設分割の別及び分割の条件(分割契約書又は分割計画書のとおりである場合はその旨)を記載	
	—	申請者以外の相続人同意書	—	—	—	○	申請者以外に相続人がある場合には、申請者以外のすべての相続人が当該建設業を申請者が継続して営業することに同意する旨を記載した書面に申請者以外のすべての相続人が住所及び氏名を記載した同意書	
	—	関連図等	—	—	—	△	相続人が複数いる場合のみ	
	—	委任状	△	△	△	△	行政書士による代理申請の場合必要 ※被承継人、後継人全員必要(連名可)	
確認資料	営業所の写真(本店及び支店等)		△	△	△	△	変更がある場合、提出	
	500万円以上の残高証明書(注4)		△	△	△	△	主要取引金融機関の「現在残高証明日」が申請日前1か月以内のもの	
	経營業務の管理責任者等の経験の確認資料		○	○	○	○	変更がない場合、前回許可申請時の経営証明書(様式第7号)の写しでも可	
	75歳以上常勤していることの申立書(経管、専技、令3条使用人)		△	△	△	△		
	常勤役員等、常勤役員等を直接に補佐する者の常勤性の確認資料		○	○	○	○	認可申請時点において、提出が困難な場合には、事業承継後すみやかに提出すること。(概ね2週間以内)	
	営業所技術者等の常勤性の確認資料		○	○	○	○		
	営業所技術者等の「実務経験」の確認資料		△	△	△	△		

〈注1〉 個人の場合は添付不要。「役員等」とは、従来からの役員に加え、相談役及び顧問(非常勤を含む)、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主等(個人である者に限る)を含む。

〈注2〉 顧問、相談役、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主については、提出不要。

〈注3〉 附属明細表については特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が提出します。ただし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。
① 資本金の額が1億円超であるもの ② 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であるもの

〈注4〉 一般建設業許可で、直近の財務諸表の自己資本の額が500万円に満たない場合に必要。また、一般建設業許可であれば、被承継人が認可申請直前の過去5年間、許可を受けて継続して営業した実績を有する場合、承継人は、承継の日に被承継人の建設業者としての地位を承継することから、承継人は被承継人の過去5年間の営業実績も引き継ぐこととなるため、財産的要件の基準に適合するものとして取り扱うので、残高証明書は不要。

〈注5〉 既に承継元又は承継先で営業所技術者等となっており、承継後の担当業種や資格区分に変更がない場合は省略可

※ 承継人が建設業者(許可業者)である場合における認可申請者が提出を省略できる書類については、譲渡及び譲り渡し又は合併若しくは分割のときは法施行規則第13条の2第7項、相続のときは法施行規則第13条の3第5項を参照のこと。なお、本県への申請においては、審査を円滑に行う観点から、当分の間、原則として省略せず提出してください。

※ 上記資料の中には、法施行規則第13条の2第6項及び第13条の3第4項の規定により、本県独自の提出資料も含まれます。このほか必要と認める場合は、追加して個別に提出を求めることがあります。

■長崎県の許可業者が大臣認可を受ける場合に提出する必要があります ※正本1部

様式第22号の9(承継)	届出書(譲渡等に係る認可申請した旨の届出)	大臣への認可申請後速やかに	郵送可 (宛先)〒850-8570 長崎市尾上町3-1
様式第22号の12(相続)	届出書(相続に係る認可申請した旨の届出)		長崎県土木部監理課 建設業指導班 宛

ア 譲渡及び譲受け

(用紙A 4)

84

(第2面)

<譲渡人に関する事項>

譲渡建設業 1 9 2 2 1 3 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

商号又は名称のフリガナ 2 0 ナ ガ サ キ ケ ン セ ツ 23 25 30 35 40

商号又は名称 2 1 (株) 長 崎 建 設 23 25 30 35 40

代表者又は個人の氏名のフリガナ 2 2 ナ ガ サ キ タ ロ ウ 3 5 10 15 20

代表者又は個人の氏名 2 3 長 崎 太 郎 3 5 10 支配人の氏名

主たる営業所の所在地市区町村コード 2 4 4 2 2 0 1 3 5 都道府県名 長崎県 市区町村名 長崎市

主たる営業所の所在地 2 5 尾 上 町 3 一 1 23 25 30 35 40

郵便番号 2 6 8 5 0 ー 8 5 7 0 6 10 15 20 電話番号 0 9 5 ー 8 9 4 ー 3 0 1 5

ファックス番号 0 9 5 ー 8 9 4 ー 3 4 6

法人又は個人の別 2 7 1 3 (1. 法人) 2. 個人 資本金額又は出資総額 4 5 10 2 0 0 0 0 (千円) 法人番号 13 15 20 25 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4

兼業の有無 2 8 2 3 (1. 有) 2. 無 建設業以外に行っている営業の種類

大臣コード 3 国土交通大臣 長崎県 知事 許可(一般) 0 2 5 10 第 0 0 1 2 3 4 号 令和 11 13 15 0 2 年 0 4 月 0 1 日

項番19: 譲渡人(被承継人)が有する許可業種を全て記入する。(被承継人の許可業種のうち、承継しない業種がある場合には、認可申請前に一部廃業が必要。)

一般建設業は「1」
特定建設業は「2」を記入

以下、第1面と同じ要領で記入

項番29: 被承継人が現在受けている許可のうち最も古い許可について記入する。
譲渡及び譲受けにおいて、被承継人は必ず建設業許可業者である。

役員等、営業所及び営業所技術者等については別紙による。

連絡先 申請書作成者等、県の間合せ等に対応可能な職員を記入。

所属等 総務部 氏名 島原 花子 電話番号 0 9 5 7 ー 6 3 ー 0 1 1 1

ファックス番号 0 9 5 7 ー 6 3 ー 2 7 9 6

イ 合 併

様式第二十二号の七（第十三条の二関係）

（用紙A4）

00111

合 併 認 可 申 請 書 （第1面）

この申請書により、合併の認可を申請します。

この申請書及び添付書類

申請者欄には許可の承継と被承継に関わる全員の住所、代表者の記入が必要となる。

そのため、3社以上が関係する合併認可申請の場合は以下のとおり記載する。

【吸収合併の場合】合併存続法人を最上段に記載する

【新設合併の場合】合併に関わる被承継人のうち筆頭者を最上段に記載する

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

（合併存続法人）

長崎市尾上町3-1

株式会社長崎建設 代表取締役 長崎 太郎

（合併消滅法人）

五島市福江町7-1

株式会社五島建設 代表取締役 五島 五郎

申請者

地方整備局長
北海道開発局長
長崎県 知事 殿

行政庁側記入欄

許可番号

項番 3
0 1

国土交通大臣 許可（一般）

第 5 10 号

許可年月日
令和 11 年 13 月 15 日

認可申請年月日

0 2 令和 3 年 5 月 7 日

合併年月日

0 3 令和 3 年 4 月 0 6 日

項番03; 合併契約書で定められた合併予定日を記入する。

合併理由

0 4

項番04; 企業合併に至った具体的な理由や経営判断等について簡潔に記入する。

合併の価格

0 5

△, △△△円

項番06; 建設業許可業者同士である場合は、引き続き使用する許可番号を選択可能。新設の合併会社や吸収する側の事業者が無許可である場合は、引き続き使用する被承継者の許可番号を記入する。

大臣 コード
知事

引き続き使用する
許可番号

0 6 3 4 2

国土交通大臣
長崎県知事

許可（一般） 第 5 10 号

＜合併存続法人又は合併により新設される法人に関する事項＞

合併後に営業しようとする建設業

0 7 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

項番07; 合併存続法人又は合併新設法人が、合併（新設）後営業しようとする業種を全て記入する。

1. 一般
2. 特定

認可申請時において合併存続法人が許可を受けている建設業

0 8 3 5

項番08; 合併存続法人が、申請時点で有している許可業種のみを書く（無許可業者の場合はこの行は何も記入しない。）。

1. 一般
2. 特定

商号又は名称のフリガナ

0 9

商号又は名称

1 0

※記載例; 略

（譲渡の記載例に準じて記入してください。）

代表者の氏名のフリガナ

1 1

代表者の氏名

1 2

合併後の主たる営業所の所在地市町村コード

1 3

都道府県名

市区町村名

合併後の主たる営業所の所在地

1 4

郵便番号

1 5

電話番号

10 15 20

ファックス番号

資本金額等

1 6

資本金額又は出資総額

4 5 10 (千円)

法人番号

13 15 20 25

2面を2枚以上提出する場合、項番17、18は1枚目だけにのみ記載する。

(第2面)

兼業の有無 ☐ 17 ☐ 2 (1.有) (2.無)

大臣コード 国土交通大臣 長崎県知事

許可番号 ☐ 18 ☐ 4 ☐ 2 国土交通大臣 許可 (一般 ☐ 0 ☐ 1) 第 ☐ 0 ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5 号 令和 ☐ 0 ☐ 1 年 ☐ 0 ☐ 4 月 ☐ 0 ☐ 1 日

項番18;合併存続法人(承継者)が現在許可を受けている建設業について記入する。新設業者や無許可業者の場合は記入しない。

建設業以外に行っている営業の種類

許可年月日

＜合併消滅法人に関する事項＞

認可申請時に合併消滅法人が許可を受けている建設業 ☐ 19 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5 (1.一般) (2.特定)

項番19;合併消滅法人(被承継者)が、申請時点で有している許可業種を全て書く。一部承継は出来ないため、承継対象外の業種がある場合は先に一部廃業が必要。

商号又は名称のフリガナ ☐ 20 ☐ 23 ☐ 25 ☐ 20

商号又は名称 ☐ 21 ☐ 3 ☐ 5 ☐ 23 ☐ 25 ☐ 30 ☐ 35 ☐ 40

代表者の氏名のフリガナ ☐ 22 ☐ 3 ☐ 5 ☐ 10 ☐ 15 ☐ 20

代表者の氏名 ☐ 23 ☐ 3 ☐ 5 ☐ 10

主たる営業所の所在地市区町村 ☐ 24 ☐ 3 ☐ 5 ☐ 10 ☐ 15 ☐ 20

主たる営業所の所在地 ☐ 25 ☐ 3 ☐ 5 ☐ 10 ☐ 15 ☐ 20

郵便番号 ☐ 26 ☐ 3 ☐ 5 ☐ 6 ☐ 10 ☐ 15 ☐ 20

電話番号 ☐ 10 ☐ 15 ☐ 20

ファックス番号

資本金額等 ☐ 27 ☐ 4 ☐ 5 ☐ 10 (千円) 法人番号 ☐ 13 ☐ 15 ☐ 20 ☐ 25

兼業の有無 ☐ 28 ☐ 3 (1.有) (2.無)

大臣コード 国土交通大臣 知事

許可番号 ☐ 29 ☐ 4 ☐ 2 国土交通大臣 許可 (一般 ☐ 0 ☐ 2) 第 ☐ 0 ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 6 号 令和 ☐ 0 ☐ 2 年 ☐ 0 ☐ 4 月 ☐ 0 ☐ 1 日

項番29;合併消滅法人が現在許可を受けている建設業について記入する。

建設業以外に行っている営業の種類

許可年月日

役員等、営業所及び営業所技術者等については別紙による。

連絡先

申請書作成者等、県の問合せ等に対応可能な職員名、電話番号等を記入。

所属等 総務課

氏名 長崎 花子

電話番号 095-894-3015

ファックス番号 095-894-3460

ウ 分 割

様式第二十二号の八（第十三条の二関係）

（用紙A4）

0 0 1 2 1

分 割 認 可 申 請 書 （第1面）

この申請書により、分割の認可を申請します。

事実上の所在地と登記上の所在地が異なる場合は、申請書のみ二段書き（例）（登記上）〇〇〇・……（事実上）〇〇〇・……

なお、その他の書類には事実上の所在地のみ記載。

地方整備局長
北海道開発局長
長崎県 知事 殿

申請者欄には許可の承継と被承継に関わる全員の住所、代表者の記入が必要となる。そのため、3社以上が関係する分割認可申請の場合は以下のとおり記載する。
【吸収分割の場合】分割承継法人を最上段に記載する

長崎市尾上町3-1
株式会社長崎建設 代表取締役 長崎 太郎

五島市福江町7-1
株式会社五島建設 代表取締役 五島 五郎

令和 〇 年 〇 月 〇 日

行政庁側記入欄	大臣 知事	項番 3	国土交通大臣 知事 許可（一般- ☐ 特- ☐ ）第 号	許可年月日 令和 年 月 日
許 可 番 号				
認 可 申 請 年 月 日				

分 割 年 月 日 令和 年 月 日

項番03:分割契約書（新設分割の場合は分割計画書）で定められた分割予定日を記入する。

分 割 の 理 由

項番04:企業分割に至った具体的な理由や経営判断等について簡潔に記載する。

分 割 の 価 格 ×, ×××円

項番06:建設業許可業者同士の吸収分割である場合は、引き続き使用する許可番号を選択可能。新設の分割会社や吸収する側の事業者が無許可である場合は、引き続き使用する被承継者の許可番号を記入する。

引き続き使用する
許 可 番 号 大臣
知事 国土交通大臣
長崎県 知事 許可（一般-☐特-☐）第号

<分割承継法人に関する事項>

分割後に営業しようとする建設業 項番07:分割承継法人が、分割後に営業しようとする業種を全て書く。

認可申請時において許可を受けている建設業 項番08:分割承継法人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について記入する。（無許可業者の場合はこの行は記入しない。）

商号又は名称のフリガナ

商号又は名称

代表者の氏名のフリガナ

代表者の氏名

分割後の主たる営業所の所在地市区町村コード 都道府県名 市区町村名

分割後の主たる営業所の所在地

郵便番号 電話番号

ファックス番号

資本金額等 資本金額又は出資総額 (千円) 法人番号

(第2面)

※第2面を2枚以上提出する場合、項番17、18は1枚目にのみ記載する。

兼業の有無 ☐ 1 7 2 (1. 有 (2. 無) 建設業以外に行っている営業の種類

大臣コード 国土交通大臣 長崎県知事

許可番号 ☐ 1 8 4 2 許可(一般-02)第001234号 令和02年05月01日

項番18:分割承継法人が現在許可を受けている建設業について記入する。

<分割被承継法人に関する事項>

認可申請時に分割被承継法人が許可を受けている建設業 ☐ 1 9 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 (1. 一般 (2. 特定)

商号又は名称のフリガナ ☐ 2 0 3 5 10 15 20 23 25 40

商号又は名称 ☐ 2 1 3 5 10 15 20 23 25 30 35 40

代表者の氏名のフリガナ ☐ 2 2 3 5 10 15 20

代表者の氏名 ☐ 2 3 3 5 10

主たる営業所の所在地市区町村 ☐ 2 4 3 5 10 15 20

主たる営業所の所在地 ☐ 2 5 3 5 10 15 20 23 25 30 35 40

郵便番号 ☐ 2 6 3 5 6 10 15 20 電話番号 ☐ 10 15 20

ファックス番号 ☐ 3 5 6 10 15 20

※分割被承継法人(建設業者としての地位を承継させる者に限る。)が複数ある場合には、<分割被承継法人に関する事項>は分割被承継法人ごとに記載する。(第2面を複数枚提出。)

※記載例:略

(譲渡の記載例に準じて記入してください。)

資本金額又は出資総額 ☐ 2 7 4 5 10 (千円) 法人番号 ☐ 13 15 20 25

兼業の有無 ☐ 2 8 2 (1. 有 (2. 無) 建設業以外に行っている営業の種類

大臣コード 国土交通大臣 長崎県知事

許可番号 ☐ 2 9 4 2 許可(一般-01)第002356号 令和01年05月01日

項番29:分割被承継法人が現在許可を受けている建設業について記入する。

役員等、営業所及び営業所技術者等については別紙による。

ファックス番号
連絡先

申請書作成者等、県の問合せ等に対応可能な職員の氏名等を記入。

所属等 総務課 氏名 長崎 花子 電話番号 095-894-3015

ファックス番号 095-894-3460

エ 相 続

様式第二十二号の土（第十三条の三関係）

(用紙A4)

00131

相 続 認 可 申 請 書 (第1面)

この申請書により、建設業の相続の認可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

主たる営業所の所在地を記入する。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

地方整備局長
北海道開発局長
長崎県 知事 殿

申請者 相続人 長崎市尾上町3-1
長崎建築 代表 長崎 太郎

相続人本人

行政庁側記入欄		大臣コード 知事	項番 3	国土交通大臣 知事	許可(一般特)	第	5	10	許可年月日	11	13	15
許可番号	0	1							令和			
認可申請年月日	0	2		3	5	7						

被相続人の死亡日 令和 0 3 年 0 3 月 2 5 日

項番03;被相続人の死亡日を記入する。

項番04;相続人が建設業者の場合、引き続き使用する許可番号を選択可能。無許可業者の場合は被相続人の許可番号を記入する。

引き続き使用する許可番号 0 4 4 2 国土交通大臣 長崎県 知事 許可(一般特) 第 0 2 3 4 5 6 号

<相続人に関する事項>

相続後に相続人が営業しようとする建設業 0 5 1 1 1 1 項番05;相続認可を受け建設業者としての地位を承継した後に営業する建設業について記入する。 1.一般 2.特定

認可申請時において相続人が許可を受けている建設業 0 6 3 5 項番06;相続人が許可業者の場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について記入する。 1.一般 2.特定

商号又は名称のフリガナ 0 7 ナ ガ サ キ ケ ン チ ク

商号又は名称 0 8 長 崎 建 築 譲渡の記載例に準じて記入。

氏名フリガナ 0 9 ナ ガ サ キ タ ロ ウ

氏名 1 0 長 崎 太 郎 支配人の氏名

被相続人との続柄 1 1 二男 項番11;相続人と被相続人の続柄を記載する。

相続後の主たる営業所の所在地市区町村コード 1 2 4 2 2 0 1 都道府県名 長崎県 市区町村名 長崎市

相続後の主たる営業所の所在地 1 3 尾 上 町 3 - 1

郵便番号 1 4 8 5 0 - 8 5 7 0 電話番号 0 9 5 - 8 9 4 - 3 0 1 5

ファックス番号 0 9 5 - 8 9 4 - 3 4 6 0

兼業の有無 1 5 2 (1.有 2.無)

建設業以外に行っている営業の種類

大臣コード 知事 許可(一般特) 第 1 6 3 5 10 許可年月日 令和 1 1 年 1 3 月 1 5 日

項番16;相続人が現在許可を受けている建設業について記入する。無許可業者の場合は記入しない。

※一部相続は認められないため、相続対象外の業種がある場合は、一部廃業届の提出が必要。

譲渡の記載例
に準じて記入。

兼 業 の 有 無

--

2

5

2

 (1. 有
2. 無)

建設業以外に行つ

大臣コード

許 可 番 号

--

2

6

4

2

国土交通大臣 許可 (般 特) 第

0

0

1

) 第

5

0

2

3

4

5

6

 号

許可年月日

令和

0

1

 年

0

4

 月

0

1

 日

役員等、営業所及び営業所技術者等については別紙による

連絡先

申請書作成者等、県の問合せ等に対応可能な職員氏名等を記入。

所属等 事務員

氏名 長崎 花子

電話番号 095-894-3015

ファックス番号 095-894-3460

第7章 建設業許可申請等の電子申請について

令和5年1月10日から建設業許可・経営事項審査電子申請システム（以下「JCIP」という。）を利用することで、建設業許可申請及び各種変更届出について、インターネット（電子）での申請（以下「電子申請」という。）ができます。

なお、電子申請ではなく、書面による提出（以下「書面申請」という。）も可能ですが、この場合は土木部監理課への持参または郵送に限ります。

1 電子申請の手続き

（1）電子申請ができる手続き

- ア 建設業許可申請（新規、許可換え新規、般・特新規、業種追加、更新、般・特新規＋業種追加、般・特新規＋更新、業種追加＋更新、般・特新規＋業種追加＋更新申請）
- イ 変更届（事業年度終了届出書含む）
- ウ 廃業届

（2）電子申請ができない手続き

- ア 建設業許可申請（事業承継（譲渡及び譲受、合併、分割、相続））

（3）手続の流れ

（gBizID を未取得の場合）

JCIPを利用するためには、デジタル庁が所管する **gBizID プライム又は gBizID メンバー** の取得が必要になります。 **gBizID エントリーでは JCIP をご利用になれませんので、ご注意願います。**

詳細は、デジタル庁及び gBizID の Web サイトをご確認ください。

- ・ gBizID 概要 <https://www.digital.go.jp/policies/gbizid/>
- ・ gBizID トップ <https://gbiz-id.go.jp/top/>

（gBizID 取得済みの場合）

- ・ 国土交通省 建設業許可・経営事項審査電子申請システム
- ・ JCIP ログイン：<https://prod.jcip.mlit.go.jp/TO/TO00001>

（4）許可申請手数料

管轄区分	許可区分	新規	更新	業種追加	手数料の払い込み
知事許可	一般	9万円	5万円	5万円	Pay-easy または長崎県収入証紙
	特定	9万円	5万円	5万円	〃

※ 一般及び特定のそれぞれの区分ごとに手数料が必要です。
複数申請する場合は全て加算して納付が必要です。

※長崎県収入証紙は令和6年12月末をもって販売が終了しました。なお、既に購入済の証紙は令和7年3月31日までご利用になれます。

※証紙以外の支払い方法については、JCIP を利用した申請の場合、Pay-easy がご利用になれます。

それ以外の支払い方法については、県 HP 掲載の「手数料納付方法について」を参照願います。
オンライン決済、キャッシュレス決済、手数料納付書による支払いが可能です。

【長崎県証紙による支払い】

納付指示通知後にシステムから出力可能な台紙に長崎県収入証紙を貼付し、監理課へ持参又は書留（原則）で提出してください。

※出力される台紙の右肩に管内の振興局名の表記がありますが、提出先は長崎県土木部監理課（長崎市尾上町 3－1）ですのでご注意ください。

※書留以外でも受け付けますが、紛失等の責任は一切負いません。

【電子納付（Pay-easy）による支払い】

システムの指示に従って納付してください。

(5) 標準処理期間

申請書受付後 40 日とします。（補正期間を除く。）

(6) 電子申請するにあたっての留意点

システム操作方法については、必ずホームページに掲載されている「建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）操作マニュアル」をご確認のうえ申請してください。

本県では、システム操作についてお答えできません。

入力方法などシステムに関しては、電子申請システム ヘルプデスクへお問い合わせください。

電 話：0570－033－730（ナビダイヤル）

(7) 申請書等と添付書類について

必要書類については、書面申請の場合と同じです。※バックヤード連携の場合を除く
必要書類一覧表（許可申請 P 18、変更届等 P 61）でご確認ください。

【その他の注意点】

- ・新規申請での「工事経歴を確認する資料」等の電子申請マニュアルでは省略可能になっていないが、長崎県では提出を求めている資料については、白紙の PDF ファイルをアップロードしてください。
- ・更新申請の場合で、営業所技術者等の常勤性確認資料は「その他添付ファイル」欄に添付してください。※経營業務の管理責任者と兼ねる場合は不要
- ・必要に応じて提出する書類（500 万円以上の残高証明書など）は「その他添付ファイル」欄に添付してください。
- ・個人事業主の場合、申請において gBizID の住所（印鑑登録証明書の住所）が表記され、事業所の所在地と異なることがありますが、特段修正は不要です。

第8章 資料編

(1) 都道府県・市町村コード

◎大臣・都道府県コード

00	国土交通大臣	24	三重県知事
01	北海道知事	25	滋賀県知事
02	青森県知事	26	京都府知事
03	岩手県知事	27	大阪府知事
04	宮城県知事	28	兵庫県知事
05	秋田県知事	29	奈良県知事
06	山形県知事	30	和歌山県知事
07	福島県知事	31	鳥取県知事
08	茨城県知事	32	島根県知事
09	栃木県知事	33	岡山県知事
10	群馬県知事	34	広島県知事
11	埼玉県知事	35	山口県知事
12	千葉県知事	36	徳島県知事
13	東京都知事	37	香川県知事
14	神奈川県知事	38	愛媛県知事
15	新潟県知事	39	高知県知事
16	富山県知事	40	福岡県知事
17	石川県知事	41	佐賀県知事
18	福井県知事	42	長崎県知事
19	山梨県知事	43	熊本県知事
20	長野県知事	44	大分県知事
21	岐阜県知事	45	宮崎県知事
22	静岡県知事	46	鹿児島県知事
23	愛知県知事	47	沖縄県知事

◎長崎県市町村コード

市町村名	コード
長崎市	201
長与町	307
時津町	308
諫早市	204
大村市	205
島原市	203
雲仙市	213
南島原市	214
佐世保市	202
東彼杵町	321
川棚町	322
波佐見町	323
小値賀町	383
佐々町	391
平戸市	207
松浦市	208
西海市	212
五島市	211
新上五島町	411
壱岐市	210
対馬市	209

※許可申請書（様式第1号）の市区町村コード欄（項番 10）の記載例

長崎市の場合：

(2) 工事の内容と具体的な例示

※土木一式、建築一式の許可があっても、各専門工事の許可がない場合は、軽微ではない工事（P1参照）における専門工事を単独で請け負うことはできません。一式工事と専門工事はそれぞれ別々の業種です。

(H29. 11. 10改正)

建設工事の種類 (法律別表)	業種 (法律別表)	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (建設業許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
土木一式工事 (※1)	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。） ※解体については、※2を参照		① 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。 ② 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。
建築一式工事 (※1)	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	
左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	① 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。 ② ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。 ③ 『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。

建設工事の種類	業 種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工事業	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ その他基礎的ないしは準備的工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事	① 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。 ② 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。 ③ 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。 ④ 「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。 ⑤ 『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。 ⑥ 「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。 ⑦ 「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。

建設工事の種類	業 種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
				⑧ 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。 ⑨ トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。
石 工 事	石工事業	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事	『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
屋 根 工 事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	① 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。 ② 屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。 ③ 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。

建設工事の種類	業 種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
電 気 工 事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	① 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。 ② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
管 工 事	管 工 事 業	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事	① 「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。 ② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。 ③ 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ④ 建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。

建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
				⑤ 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ⑥ 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事	① 「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。 ② 「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。 ③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

建設工事の種類	業 種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
鋼 構 造 物 工 事	鋼 構 造 物 工 事 業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門・水門等の門扉設置工事	① 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。 ② ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。
鉄 筋 工 事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。
舗 装 工 事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	① 舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ② 人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。
しゅんせつ工 事	しゅんせつ工 事 業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事	
板 金 工 事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	① 「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。 ② 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。

建設工事の種類	業 種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事	
塗 装 工 事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	下地調整工事及びブラスト工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
防 水 工 事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	① 『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ② 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
内 装 仕 上 工 事	内 装 仕 上 工 事 業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	① 「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。 ② 「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。 ③ 「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。
機 械 器 具 設 置 工 事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	① 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ② 「運搬機器設置工事」には昇降機設置工事も含まれる。 ③ 「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。 ④ 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。

建設工事の種類	業 種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
熱絶縁工事	熱 絶 縁 工 事 業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事	
電 気 通 信 工 事	電 気 通 信 工 事 業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、T V電波障害防除設備工事	① 既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。 ② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
造 園 工 事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事	① 「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。 ② 「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。 ③ 「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。 ④ 「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。 ⑤ 「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。
さく井工事	さ く 井 工 事 業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	
建 具 工 事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	

建設工事の種類	業 種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	① 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事	① 「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	① 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。

建設工事の種類	業 種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
				② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
解体工事 (※2)	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。

※1 29の建設工事の種類のうち、「土木一式工事」及び「建築一式工事」の2つの一式工事は、工事の実施工を想定している他の27の専門工事とは異なり、**大規模又は施工内容が複雑な工事を、原則として元請業者の立場で、総合的にマネジメントする事業者向けの許可**です。

※2 それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみ解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ「土木一式工事」や「建築一式工事」に該当する。それ以外の解体工事が解体工事に該当する。（解体工事業については、平成28年6月1日から適用。）

〈参考〉上下水道施設の業種区分一覧

施 設 区 分			業 種 区 分		
			土木一式	管	水道施設
上 水 道	取水施設	取水堰堤、取水井			○
	導水施設	導水管			○
	浄水施設	沈殿池、濾過池 浄水池、滅菌室			○
	送水施設	送水ポンプ、送水管			○
	配水施設	配水池 配水管(公道下等)			○
	給水装置	給水引込管 敷地内配管		○	
下 水 道	下水道管	家屋等～公共汚水ます		○	
		下水道本管(公道下等)	○ (※1)		
	下水処理場	沈砂池、反応タンク、 沈殿池、消毒施設 汚泥処理施設 (処理場敷地造成工事)			○
農業用水道、 かんがい用 排水施設等			○ (※1)		

〈参考〉専門工事で間違いやすい工事の例

建設工事の例示	建設業法による工事業種の区分など
リフォーム工事	・ 建築確認を要する増築や改築・改造を伴う工事は建築一式工事（原則元請） ・ 内壁の設置や撤去、床・天井・壁紙の張り替え等がメインであれば内装工事 ・ その他の専門工事が主であればその専門工事（大工工事、屋根工事、建具工事、管工事など）
個人住宅の造成、基礎、擁壁、外構工事	とび・土工・コンクリート工事
駐車場造成工事	とび・土工・コンクリート工事 又は 舗装工事
小規模な車庫、倉庫等の建築工事	とび・土工・コンクリート工事 又は 大工工事 等
太陽光関係設備工事	・ 発電目的のソーラーパネル設置工事は電気工事 ・ 太陽熱変換による温水器設置工事は管工事 ・ 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は屋根工事 ・ 太陽光パネルの架台の設置工事はとび・土工・コンクリート工事 ・ 太陽光パネルを設置場所に置いて、固定する工事はとび・土工・コンクリート工事 ・ 太陽光発電設置工事を含む大規模の建設物や工作物を一括して請け負う場合には、「建築一式工事」や「土木一式工事」
オール電化工事	電気工事
エコキュート設置工事	管工事
浄化槽工事	管工事
スプリンクラー設置工事	・ スプリンクラー全体の設置を請け負った場合は消防施設工事 ・ 管路のみを請け負った場合は管工事
墓石工事（墓地工事）	・ 基礎工事のみを請け負う場合はとび・土工・コンクリート工事、墓石本体の設置工事は石工事 ・ 墓地全体の工事を請け負う場合には、通常石工事（基礎工事は附帯工事とする。）
人工芝張付け工事	地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは舗装工事
工事現場の土砂の撤去・運搬	・ 土砂を運搬するのみであれば建設工事ではない。 ・ 土砂を自ら積み込んでの運搬に加えて、整地する工事を請け負っている場合はとび・土工・コンクリート工事
防火水槽設備工事	とび・土工・コンクリート工事
曳屋（ひきや）工事	とび・土工・コンクリート工事
交通安全施設整備工事	歩道の設置（土木一式工事）、ガードレール又はカーブミラーの設置（とび・土工・コンクリート工事業）、道路のライン引き（塗装工事業）が含まれる場合があるが、これらの工事を総合的に行う場合は、土木一式工事となる。
建築物の中に設置される通常の空調設備工事	管工事 ※機械器具設置工事ではない。
トンネルや地下道等の給排気機器設備工事	機械器具設置工事
昇降機設置工事	機械器具設置工事
立体駐車場設備工事	機械器具設置工事
型枠工事	・ 木製の型枠工事については通常大工工事 ・ コンクリートを流し込む工事や型枠を解体する工事はとび・土工・コンクリート工事
量水器（水道メーター）取替	水道施設工事や管工事に計上しているケースがみられるが、建設工事ではない。
鉄骨工事	・ 鉄骨の製作、加工から組み立てまでを一貫して請け負った場合は、鋼構造物工事 ・ 既に加工された鉄骨を現場で組み立てることのみを請け負った場合は、とび・土工・コンクリート工事
農業用ハウス工事（ビニールハウス）	・ 既製品の組み立てのみを請け負った場合は、とび・土工・コンクリート工事 ・ 鋼材の製作、加工から組み立てまでを一貫して請け負った場合は、鋼構造物工事

(3)一式工事(土木一式工事及び建築一式工事)の考え方

29の建設工事の種類のうち、「土木一式工事」及び「建築一式工事」の2つの一式工事は、工事の実施工を想定している他の27の専門工事とは異なり、大規模又は施工内容が複雑な工事を、原則として元請業者の立場で、総合的にマネジメント（企画、指導、調整等）する事業者向けの業種です。一式工事の許可のみを受けている者が、専門工事に分類される工事を単独で請け負う場合には、各専門工事の許可を受ける必要があります。

一式工事に関する告示・運用等

○建設業法第2条第1項の別表第一の上欄に掲げる建設工事の内容（建設省告示第350号）

建設工事の種類	建設工事の内容
土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）
建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事

○許可事務ガイドライン

一式工事については、「必ずしも二以上の専門工事の組み合わせは要件ではなく、工事の規模、複雑性等からみて個別の専門工事として施工することが困難であると認められるものも含まれる」。

※総合的な企画、指導、調整とは：（元請人の「実質的な関与」とされているものと同意義）
「施工計画の総合的な企画、工事全体の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、仮設物、工事材料等の品質管理、下請負人間の施工の調整、下請負人に対する技術指導、監督等」を行うこと。

一式工事の考え方

一式工事とは、原則として元請の立場で、総合的な企画、指導、調整のもとに土木建築物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。）であり、次のいずれかの要件を満たす建設工事（原則元請工事）が該当しますが、具体的には工事の施工内容により個別に判断する必要があります。

一式工事に記載されている、「工事名」や「金額が小規模の工事」については、個別に確認し、専門工事と判断する場合があります。

自治体が一式工事で発注した工事が、建設業法上の一式工事とはならない場合もあります。

①工事の規模、複雑性等からみて総合的な企画、指導及び調整を必要とし、個別の専門的な工事として施工することが困難であると認められる建設工事

※大規模又は複雑な工事であること。（以下同じ。）

※工事の規模、複雑性からみて1専門工事で施工困難な工事も含まれる。

②2つ以上の専門工事を有機的に組み合わせて、社会通念上独立の使用目的がある土木工作物又は建築物を建設する工事

※附帯工事は含まない。

※土木工作物：人為的な労作を加えることによって通常、土地に固定して設備された物

※建築物：土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）

※建設工事：土木建築に関する工事

※有機的な組み合わせ：数種類の専門工事が複合的かつ密接に結びついて完成する建設工事

●一式工事の具体例 （※施工内容によっては、専門工事に該当する場合があります。）

土木一式工事	道路工事、橋梁工事、河川工事・海岸工事、トンネル工事、ダム工事、大規模な宅地造成工事（とび・土工で施工困難な工事）など ・プレストレストコンクリート工事、下水道工事（公道下等の下水道の配管工事）、下水処理場自体の敷地造成工事、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事 [建設業許可事務ガイドライン] ※下請工事は原則専門工事となる。
建築一式工事	次のいずれかに該当するものが建築一式工事と判断されます。 ・複数の専門工事（大工工事、屋根工事、とび・土工工事、建具工事、電気工事、内装仕上工事、塗装工事、管工事など）を有機的に組み合わせた1つの建築工事 住宅等の新築工事、建築確認を要する増改築工事、ビル等大規模な建築物の解体工事、マンションの大規模修繕（補修）、ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事など。 ・建物の躯体（柱、梁などの建物本体の構造を支える部分）に変更を加える改造工事 耐震補強工事、大規模な模様替など ※「大規模又は複雑な工事」の観点から、一般的に建築確認申請の対象となる工事が建築一式工事に該当する。 ※一般的な住宅リフォーム工事は、通常内装仕上工事が主たる工事と認められるケースが多く、この場合は原則として専門工事と判断されるが、増改築を伴う大規模・複雑な場合は、建築一式工事に該当する。

〈参 考〉

附帯工事について 一法第4条、第26条の2第2項一

建設業者が許可を受けた業種の建設工事を請け負う場合に、その建設工事に従として附帯する他の種類の建設工事（以下「附帯工事」という。）であれば、一体として請け負うことができます。

附帯工事とは主たる施工するために必要を生じた他の従たる建設工事であり、それ自体が独立の使用目的になるものではない工事をいいます。

なお、この附帯工事であって500万円以上のものを実際に施工する場合には、その工事業の許可を受けた建設業者に下請負に出すか、自分で自ら施工するなら、その業種の許可を受けるために必要な技術者を自ら置いた場合だけ施工できることになります。

(4)工事発注証明書

工 事 発 注 証 明 書

施工者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

工 事 名

施 工 場 所

都・道・府・県

市・区・町・村

契 約 金 額

円 (税 抜 ・ 税 込)

工 期

年 月 日 ~

年 月 日

上記のとおり発注したことに、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

証明者（発注者・注文者）

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

電 話 番 号

証明者の建設業の許可 ※建設業許可業者のみ

国土交通大臣・ 知事 許可 般・特 () 第 号

注意事項

- ※任意様式でも可とするが、上記様式の内容の記載があること。
- ※証明者が法人の場合は、「代表取締役印」をもって証明すること。
- ※「工事名」については、工事名だけでは業種の特定が困難である場合は、具体的な工事内容の記載があること。
(例) 管工事の場合：〇〇邸新築工事（給湯設備工事）
塗装工事の場合：道路維持工事（路面標示工事）
- ※この証明書の具体的な工事内容の記載がない場合など、必要と認めるときは、工事内訳書の提出又は提示や、証明者に問い合わせすることがあります。

(5)建設業の業種別指定学科

建設業の業種別指定学科一覧

(法第7条第2号イ該当)

○学校教育法による高等学校 (卒業後実務経験が5年必要)

○同法による大学・高等専門学校 (卒業後実務経験が3年必要)

許可を受けようとする建設業	学 科
土木工事業、舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業、大工工事業、ガラス工事業、内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、塗装工事業、解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業、電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業、水道施設工事業、清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業、鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業、消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

技術検定種目と対応する指定学科（法第7条第2号ハ該当者、**指定建設業と電気通信工事業は除く。**）

技術検定種目	同等とみなす指定学科
土木施工管理、造園施工管理	土木工学
建築施工管理	建築学
電気工事施工管理	電気工学
管工事施工管理	機械工学

(6) 営業所技術者等の実務経験要件の緩和

(平成11年5月26日建設省経建発第137号)

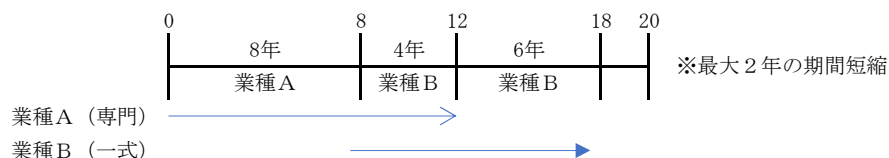
許可を受けようとする建設業の建設工事に関して10年以上の実務経験を有する場合、建設業法第7条第2号ロに該当し、営業所技術者等となる資格を有しますが、次の業種については、申請する業種の実務経験が8年以上あり、かつ振り替えることができる業種とあわせて12年以上の実務経験があれば、申請する業種の営業所技術者等となることが可能です。

また、同一人が実務経験により複数の業種の営業所技術者等になろうとする場合、実務経験の期間は、それぞれの業種について重複しないことを要するため、実務経験のみで2業種の営業所技術者等になるには、合計20年の経験が必要ですが、本件に該当する場合は、必要な実務経験期間が短縮されます。

1 一式工事から専門工事への実務経験の振替えを認める場合

(土木一式工事、建築一式工事を下記の各業種の専門工事に振り替えることができます。)

申請する業種（8年以上）		専門工事に振替えることができる業種
とび・土工・コンクリート、しゅんせつ、水道施設、解体	←	土木一式
大工、内装仕上、屋根、ガラス、防水、熱絶縁、解体	←	建築一式



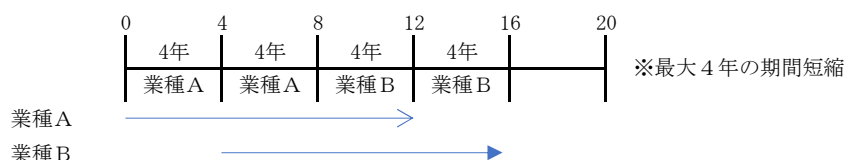
(例1) とび・土工・コンクリート工事8年 + 土木一式工事4年 = 計12年
→とび・土工・コンクリート工事の営業所技術者等として申請可

※とび・土工・コンクリート工事4年 + 土木一式工事8年 = 計12年 の場合は、
どちらの営業所技術者等としても申請できません。

(例2) とび・土工・コンクリート工事8年 + 土木一式工事10年 = 計18年
→とび・土工・コンクリート工事、土木一式工事(2業種)の営業所技術者等として申請可

2 専門工事間で実務経験の振替えを認める場合

申請する業種（8年以上）		振替えることができる業種
大工、内装仕上	↔	内装仕上、大工
とび・土工、解体	↔	解体、とび・土工



(例3) 大工工事8年 + 内装仕上工事4年 = 計12年
→大工工事の営業所技術者等として申請可

(例4) 内装仕上工事8年 + 大工工事4年 = 計12年
→内装仕上工事の営業所技術者等として申請可

(例5) 大工工事8年 + 内装仕上工事8年 = 計16年
→大工工事、内装仕上工事(2業種)の営業所技術者等として申請可

※実務経験要件の緩和により申請する場合、実務経験証明書(様式第九号)は、それぞれの業種ごとに作成してください

3 営業所技術者等証明書の取り扱い

項番64・建設工事の種類は「7」、項番65・有資格者区分は「99」です。(一般建設業)

(7) 有資格コード一覧

有資格コード一覧（一般建設業）1/3

「1」…法第7条第2号イ該当（指定学科を卒業後、一定期間以上の実務経験）

「4」…法第7条第2号ロ該当（10年以上の実務経験）

「7※」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等＋合格後実務経験3年）

「7〇」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等＋合格後実務経験5年）

※資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。
資格証等の写しの他に様式第九号（実務経験証明書）が必要となります。

コード	資格区分	建設業の種類																											
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
01	法第7条第2号 イ 該当（指定学科卒業＋実務経験）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
02	法第7条第2号 ロ 該当（10年の実務経験）	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
建設業法（技術検定）	11 1級建設機械施工管理技士	7				7								7															
	1F 1級建設機械施工管理技士補																												
	12 2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）	7				7								7															
	1G 2級建設機械施工管理技士補（第1種～第6種）																												
	13 1級土木施工管理技士	7			7※	7	7	7※		7※	7	7※	7	7			7	7※		7※		7※		7※	7	7※	7	7※	7（※1）
	1H 1級土木施工管理技士補				7※	7※	7※	7※		7※	7※	7※	7※	7※			7※	7※		7※		7※		7※	7	7※	7	7※	7※
	14 2級土木施工管理技士	7			7	7	7	7		7	7	7	7	7			7	7		7		7		7	7	7	7	7（※1）	
	1J 2級土木施工管理技士補				7	7	7	7		7	7	7	7	7			7	7		7		7		7	7	7	7	7	7
	15 2級土木施工管理技士				7	7	7	7		7	7	7	7	7			7	7		7		7		7	7	7	7	7	7
	1K 2級土木施工管理技士補				7	7	7	7		7	7	7	7	7			7	7		7		7		7	7	7	7	7	7
	16 2級土木施工管理技士				7	7	7	7		7	7	7	7	7			7	7		7		7		7	7	7	7	7	7
	1L 2級土木施工管理技士補				7	7	7	7		7	7	7	7	7			7	7		7		7		7	7	7	7	7	7
	20 1級建築施工管理技士		7	7	7	7	7	7		7	7	7				7	7	7	7	7※	7				7	7※	7※	7※	7（※1）
	2C 1級建築施工管理技士補				7※	7※	7※	7※		7※	7※					7※	7※	7※	7※	7※	7※				7※	7※	7※	7※	7※
	21 2級建築施工管理技士		7	7	7	7	7	7		7	7					7	7	7	7	7	7				7	7	7	7	7（※1）
	22 2級建築施工管理技士		7	7	7	7	7	7		7	7					7	7	7	7	7	7				7	7	7	7	7（※1）
	23 2級建築施工管理技士補		7	7	7	7	7	7		7	7					7	7	7	7	7	7				7	7	7	7	7
	2D 2級建築施工管理技士補				7	7	7	7		7	7					7	7	7	7	7	7				7	7	7	7	7
	27 1級電気工事施工管理技士							7												7※							7※		
	2E 1級電気工事施工管理技士補																			7※							7※		
	28 2級電気工事施工管理技士							7												7							7		
	2F 2級電気工事施工管理技士補																			7							7		
	29 1級管工事施工管理技士								7		7※	7※	7※	7※			7※	7※		7※	7※		7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※
	2G 1級管工事施工管理技士補										7※	7※	7※	7※			7※	7※		7※	7※		7※	7※	7※	7※	7※	7※	
	30 2級管工事施工管理技士							7			7	7	7	7			7	7		7	7		7	7	7	7	7	7	
	3A 2級管工事施工管理技士補										7	7	7	7			7	7		7	7		7	7	7	7	7	7	
	31 1級電気通信工事施工管理技士																						7						
	3B 1級電気通信工事施工管理技士補																												
	32 2級電気通信工事施工管理技士																						7						
	3C 2級電気通信工事施工管理技士補																												
	33 1級造園施工管理技士					7※	7※	7※		7※	7※	7※	7※	7※			7※	7※		7※		7※		7	7※	7※	7※	7※	7※
	3D 1級造園施工管理技士補					7※	7※	7※		7※	7※	7※	7※	7※			7※	7※		7※		7※		7	7※	7※	7※	7※	7※
	34 2級造園施工管理技士					7	7	7		7	7	7	7	7			7	7		7		7		7	7	7	7	7	
3E 2級造園施工管理技士補					7	7	7		7	7	7	7	7			7	7		7		7		7	7	7	7	7		
建築士法	37 1級建築士		7	7			7		7	7									7										
	38 2級建築士		7	7			7		7										7										
	39 木造建築士			7																									
技術士法	41 建設・総合技術監理（建設）	7				7		7					7	7									7				7（※2）		
	42 建設「鋼筋造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼筋造及びコンクリート」）	7				7		7			7	7	7										7				7（※2）		
	43 農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	7				7																							
	44 電気電子・総合技術監理（電気電子）							7															7						
	45 機械・総合技術監理（機械）																					7							
	46 機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）								7													7							
	47 上下水道・総合技術監理（上下水道）									7																7			
	48 上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）									7															7	7			
	49 水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	7				7									7														
	50 森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																							7					
	51 森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	7				7																		7					
電気工事法	52 衛生工学・総合技術監理（衛生工学）								7																				
	53 衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）								7																	7			
	54 衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）								7																	7	7		
	55 第1種電気工事士							7																					
電気事業法	56 第2種電気工事士【3年】							7																					
	58 電気主任技術者（第1種～第3種）【5年】							7																					
電気通信事業法	59 電気通信主任技術者【5年】																						7						
	35 工事担任者（注7）【3年】																						7						
水道法	65 給水装置工事主任技術者【1年】							7																					
消防法	68 甲種 消防設備士																										7		
	69 乙種 消防設備士																										7		

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

有資格コード一覧（一般建設業）2/3

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
職業能力開発促進法	71	建築大工		7																										
	64	型枠施工		7	7																									
	72	左官			7																									
	57	とび・とび工				7																							7	
	73	コンクリート圧送施工				7																								
	66	ウェルポイント施工				7																								
	74	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管							7																					
	75	給排水衛生設備配管								7																				
	76	配管（注1）・配管工								7																				
	70	建築板金「ダクト板金作業」					7		7							7														
	77	タイル張り・タイル張り工									7																			
	78	築炉・築炉工・れんが積み									7																			
	79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工					7				7																			
	80	石工・石材施工・石積み					7																							
	81	鉄工（注2）・製鋼										7																		
	82	鉄筋組立て・鉄筋施工（注3）											7																	
	83	工場板金															7													
	84	板金・建築板金・板金工（注4）						7									7													
	85	板金・板金工・打出し板金															7													
	86	かわらぶき・スレート施工						7																						
	87	ガラス施工																7												
	88	塗装（注6）・木工塗装・木工塗装工																	7											
	89	建築塗装・建築塗装工																	7											
	90	金属塗装・金属塗装工																	7											
	91	噴霧塗装																	7											
	67	路面標示施工																	7											
	92	畳製作・畳工																			7									
	93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・裱装・裱具・裱具工																		7										
	94	熱絶縁施工																				7								
	95	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工																									7			
	96	造園																							7					
	97	防水施工																	7											
	98	さく井																									7			
61	地すべり防止工事					7																				7				
40	基礎ぐい工事					7																								
62	建築設備士								7	7																				
63	計装（1級のみ）								7	7																				
60	解体工事																											7（※3）		
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解

※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経歴を要する。
ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経歴1年以上。

※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。
ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。

有資格コード一覧（一般建設業）3/3

コード	資格区分	建設業の種類																													
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
基幹技能者 (P117)	36 種目	登録電気工事基幹技能者							7														7								
		登録橋梁基幹技能者					7					7																			
		登録造園基幹技能者																						7							
		登録コンクリート圧送基幹技能者					7																			7					
		登録防水基幹技能者																			7										
		登録トンネル基幹技能者						7																							
		登録建設塗装基幹技能者																		7											
		登録左官基幹技能者						7																							
		登録機械土工基幹技能者							7																						
		登録海上起重基幹技能者														7															
		登録PC基幹技能者							7					7																	
		登録鉄筋基幹技能者												7																	
		登録圧接基幹技能者												7																	
		登録型枠基幹技能者							7																						
		登録配管基幹技能者											7																		
		登録薦・土工基幹技能者																													
		登録切断穿孔基幹技能者																													
		登録内装仕上工事基幹技能者																				7									
		登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																										7			
		登録エクステリア基幹技能者							7	7				7																	
		登録建築板金基幹技能者									7							7													
		登録外壁仕上基幹技能者							7											7	7										
		登録ダクト基幹技能者											7																		
		登録保温保冷基幹技能者																						7							
		登録グラウト基幹技能者								7																					
		登録冷凍空調基幹技能者											7																		
		登録運動施設基幹技能者								7					7											7					
		登録基礎工基幹技能者								7																					
		登録タイル張り基幹技能者												7																	
		登録標識・路面標示基幹技能者								7										7											
登録消火設備基幹技能者																													7		
登録建築大工基幹技能者								7																							
登録硝子工事基幹技能者																		7													
登録土質改良基幹技能者																															
登録都市トンネル基幹技能者																															
登録潜函基幹技能者																															
その他	99	その他（上記コードに該当するものを除く）	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解

備考

・資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。
資格証等の写しの他に様式第九号（実務経験証明書）が必要となります。

- (注1) 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあつては選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- (注2) 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。
- (注3) 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあつては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするもの双方に合格した者に限られます。
- (注4) 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあつては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
- (注5) 木工：昭和48年改正政令による改正後の木工とするものにあつては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。
- (注6) 塗装：昭和48年改正政令による改正後の塗装とするものにあつては、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当します。
- (注7) 令和3年4月1日以降に、工事担任者試験に合格した者、養成課程を修了した者及び総務大臣の認定を受けた者に限られます。

解体工事業の欄に記載の注記（※印）については以下のとおり。

- ※1 平成27年度までの合格者については、解体工事について資格取得後1年以上の実務経験を有する、または登録解体工事講習を受講していることが必要です。
- ※2 当面の間、解体工事について資格取得後1年以上の実務経験又は登録解体工事講習の受講が必要です。
- ※3 解体工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には公益社団法人全国解体工事業団体連合会が行う解体工事施工技士試験が該当します。

有資格コード一覧（特定建設業） 1/4

「2」…法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当（指定学科を卒業後、一定以上の実務経験＋2年以上の指導監督の実務経験）

「3」…法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）

「5」…法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当（10年以上の実務経験＋2年以上の指導監督的実務経験）

「6」…法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）

「8」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋2年以上の指導監督の実務経験）

「8※」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋合格後実務経験3年＋2年以上の指導監督の実務経験）

「80」… 法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋合格後実務経験5年＋2年以上の指導監督の実務経験）

「9」…法第15条第2号イ該当（国家資格取得者等）

		建設業の種類																										特定建設業指定7業種			
コード	資格区分	建設業の種類																													
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	開	井	具	水	消	清	解	
O1	法第7条第2号 イ 該当			2	2	2	2	2			2		2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
O2	法第7条第2号 ロ 該当			5	5	5	5	5			5		5		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
O3	法第15条第2号 ハ 該当（同号イと同等以上）	3	3							3	3		3											3							
O4	法第15条第2号 ハ 該当（同号ロと同等以上）			6	6	6	6	6			6		6		6	6	6	6	6	6	6	6	6		6	6	6	6	6	6	
建設業法（技術検定）	11	1級建設機械施工管理技士	9			9							9																		
	1F	1級建設機械施工管理技士補																													
	12	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）				8																									
	1G	2級建設機械施工管理技士補（第1種～第6種）																													
	13	1級土木施工管理技士	9			8*	9	9	8*			8*	9	8*	9	9			9	8*		8*				8*	9	8*	9	(※1)	
	1H	1級土木施工管理技士補				8*	8*	8*	8*			8*	8*	8*				8*	8*		8*				8*	8*	8*	8*	8*	8*	
	14	2級土木施工管理技士				8*	8*	8*	8*			8*	8*	8*	8			8*	8*	8*	8*	8*			8*	8*	8*	8*	8*	8	(※1)
	1J	2級土木施工管理技士補				8*	8*	8*	8*			8*	8*	8*	8*	8*			8*	8*	8*	8*			8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*
	15	2級土木施工管理技士				8*	8*	8*	8*			8*	8*	8*	8*			8	8*		8*				8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*
	1K	2級土木施工管理技士補				8*	8*	8*	8*			8*	8*	8*	8*			8*	8*	8*	8*				8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*
	16	2級土木施工管理技士				8*	8*	8*	8*			8*	8*	8*	8*			8*	8*	8*	8*				8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*
	1L	2級土木施工管理技士補				8*	8*	8*	8*			8*	8*	8*	8*			8*	8*	8*	8*				8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*
	20	1級建築施工管理技士		9	9	9	9	9	9			9	9	9			9	9	9	9	9	8*	9			9	8*	8*	8*	9	(※1)
	2C	1級建築施工管理技士補				8*	8*	8*	8*	8*		8*	8*				8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*			8*	8*	8*	8*	8*	8*
	21					8*	8*	8*	8*	8*		8*	8*				8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*			8*	8*	8*	8*	8	(※1)
	22	2級建築施工管理技士				8*	8*	8*	8*	8*		8*	8*				8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*			8*	8*	8*	8*	8	(※1)
	23					8*	8*	8*	8*	8*		8*	8*				8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*			8*	8*	8*	8*	8*	8*
	2D	2級建築施工管理技士補				8*	8*	8*	8*	8*		8*	8*				8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*			8*	8*	8*	8*	8*	8*
	27	1級電気工事施工管理技士							9											8*									8*		
	2E	1級電気工事施工管理技士補																		8*								8*			
28	2級電気工事施工管理技士																		8*								8*				
2F	2級電気工事施工管理技士補																		8*								8*				
29	1級管工事施工管理技士								9			8*		8*	8*				8*	8*					8*	8*	8*	8*	8*	8*	
2G	1級管工事施工管理技士補											8*		8*	8*				8*	8*					8*	8*	8*	8*	8*	8*	
30	2級管工事施工管理技士											8*		8*	8*				8*	8*					8*	8*	8*	8*	8*	8*	
3A	2級管工事施工管理技士補											8*		8*	8*				8*	8*					8*	8*	8*	8*	8*	8*	
31	1級電気通信工事施工管理技士																						9								
3B	1級電気通信工事施工管理技士補																														
32	2級電気通信工事施工管理技士																						8								
3C	2級電気通信工事施工管理技士補																														
33	1級造園施工管理技士				8*	8*	8*	8*			8*	8*	8*					8*	8*		8*			9	8*	8*	8*	8*	8*	8*	
3D	1級造園施工管理技士補				8*	8*	8*	8*			8*	8*	8*					8*	8*		8*				8*	8*	8*	8*	8*	8*	
34	2級造園施工管理技士				8*	8*	8*	8*			8*	8*	8*					8*	8*		8*				8*	8*	8*	8*	8*	8*	
3E	2級造園施工管理技士補				8*	8*	8*	8*			8*	8*	8*					8*	8*		8*				8*	8*	8*	8*	8*	8*	

有資格コード一覧（特定建設業）2/4

	コード	資格区分	建設業の種類																													
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	器	井	具	水	消	清	解	
建築士法	37	1級建築士		9	9				9			9	9								9											
	38	2級建築士			8				8			8									8											
	39	木造建築士			8																											
技術士法	41	建設・総合技術監理（建設）	9				9			9					9	9									9						9（※2）	
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	9				9			9			9		9	9									9						9（※2）	
	43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	9				9																									
	44	電気電子・総合技術監理（電気電子）							9															9								
	45	機械・総合技術監理（機械）																						9								
	46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）									9													9								
	47	上下水道・総合技術監理（上下水道）									9																		9			
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）									9																9		9			
	49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	9				9										9															
	50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																								9						
	51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	9				9																			9						
	52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）									9																					
53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）									9																		9				
54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）									9																		9	9			
電気工事士法	55	第1種電気工事士																														
	56	第2種電気工事士【3年】																														
電気事業法	58	電気主任技術者（第1種～第3種）【5年】																														
電気通信事業法	59	電気通信主任技術者【5年】																							8							
	35	工事担任者（注7）【3年】																							8							
水道法	65	給水装置工事主任技術者【1年】																														
消防法	68	甲種 消防設備士																												8		
	69	乙種 消防設備士																												8		
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	器	井	具	水	消	清	清	

有資格コード一覧（特定建設業）3/4

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
職業能力開発促進法	71 建築大工			8																										
	64 型枠施工			8		8																								
	6B 型枠施工（附則第4条該当）			8		8																								
	72 左官				8																									
	57 とび・とび工					8																							8	
	73 コンクリート圧送施工					8																								
	66 ウェルポイント施工					8																								
	74 冷凍空調機器施工・空調設備配管																													
	75 給排水衛生設備配管																													
	76 配管（注1）・配管工																													
	70 建築板金「ダクト板金作業」							8								8														
	77 タイル張り・タイル張り工										8																			
	78 築炉・築炉工・れんが積み										8																			
	79 ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工							8			8																			
	80 石工・石材施工・石積み							8																						
	81 鉄工（注2）・製鐵 せいてつ																													
	82 鉄筋組立て・鉄筋施工（注3）												8																	
	83 工場板金																8													
	84 板金・建築板金・板金工（注4）							8									8													
	85 板金・板金工・打出し板金																8													
	86 がわらぶき・スレート施工							8																						
	87 ガラス施工																	8												
	88 塗装（注6）・木工塗装・木工塗装工																		8											
	89 建築塗装・建築塗装工																		8											
	90 金属塗装・金属塗装工																		8											
	91 噴霧塗装																		8											
	67 路面標示施工																		8											
	92 畳製作・畳工																				8									
93 内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																				8										
94 熱絶縁施工																						8								
95 建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工																										8				
96 造園																														
97 防水施工																		8												
98 さく井																										8				
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解

※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。
ただし、平成16年4月1日時点で合格している者は実務経験1年以上。

※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。

有資格コード一覧（特定建設業）4/4

	コード	資格区分	建設業の種類																									
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水
	61	地すべり防止工事	【1年】																									
	40	基礎ぐい工事																										
	62	建築設備士	【1年】																									
	63	計装（1級のみ）	【1年】																									
	60	解体工事	8（※3）																									
基幹技能者 （P117）	36	種 目	登録電気工事基幹技能者																									
			登録橋梁基幹技能者																									
			登録造園基幹技能者																									
			登録コンクリート圧送基幹技能者																									
			登録防水基幹技能者																									
			登録トンネル基幹技能者																									
			登録建設塗装基幹技能者																									
			登録左官基幹技能者																									
			登録機械土工基幹技能者																									
			登録海上起重基幹技能者																									
			登録PC基幹技能者																									
			登録鉄筋基幹技能者																									
			登録圧接基幹技能者																									
			登録型枠基幹技能者																									
			登録配管基幹技能者																									
			登録腐・土工基幹技能者																									
			登録切断穿孔基幹技能者																									
			登録内装仕上工事基幹技能者																									
			登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																									
			登録エクステリア基幹技能者																									
			登録建築板金基幹技能者																									
			登録外壁仕上基幹技能者																									
			登録ダクト基幹技能者																									
			登録保温保冷基幹技能者																									
			登録グラウト基幹技能者																									
			登録冷凍空調基幹技能者																									
			登録運動施設基幹技能者																									
			登録基礎工基幹技能者																									
			登録タイル張り基幹技能者																									
			登録標識・路面標示基幹技能者																									
			登録消防設備基幹技能者																									
			登録建築大工基幹技能者																									
			登録硝子工事基幹技能者																									
			登録土質改良基幹技能者																									
			登録都市トンネル基幹技能者																									
			登録潜函基幹技能者																									
その他	99	その他（上記に該当するものを除く）	8																									

備考

・資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。
資格証等の写しの他に様式第九号（実務経験証明書）が必要となります。

- （注1） 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあつては選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- （注2） 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。
- （注3） 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあつては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするもの双方に合格した者に限られます。
- （注4） 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあつては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
- （注5） 木工：昭和48年改正政令による改正後の木工とするものにあつては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。
- （注6） 塗装：昭和48年改正政令による改正後の塗装とするものにあつては、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当します。
- （注7） 令和3年4月1日以降に、工事担任者試験に合格した者、養成課程を修了した者及び総務大臣の認定を受けた者に限られます。

解体工事業の欄に記載の注記（※印）については以下のとおり。

- ※1 平成27年度までの合格者については、解体工事について資格取得後1年以上の実務経験を有する、または登録解体工事講習を受講していることが必要です。
- ※2 当面の間、解体工事について資格取得後1年以上の実務経験又は登録解体工事講習の受講が必要です。
- ※3 解体工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には公益社団法人全国解体工事業団体連合会が行う解体工事施工技士試験が該当します。

(8) 登録基幹技能者について

建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（平成 29 年国土交通省令第 67 号）により、許可を受けようとする建設業の種類に応じて国土交通大臣が認める登録基幹技能者については、平成 30 年 4 月 1 日以降主任技術者の要件を満たすこととされました。

登録基幹技能者が主任技術者要件を満たしているか否かについては、講習修了証において、「実務経験を有する建設業の種類について建設業法第 26 条第 1 項に定める主任技術者の要件を満たすと認められる」ことが記載されていることで確認を行います。

(新様式)

(登録基幹技能者講習の種目) 講習修了証

修了証番号 第 号

氏 名

(生年月日 年 月 日)

実務経験を有する建設業の種類: 工事業

この者は、建設業法施行規則第 18 条の 3 第 2 項第 2 号の登録基幹技能者講習を修了した者であることを証します

この者は、(建設業の種類) について、建設業法第 26 条第 1 項の主任技術者の要件を満たす者であると認められます。

修了年月日 年 月 日

有効期限 年 月 日

(登録基幹技能者講習実施機関の名称) 印

(登録番号 第 番)

この記載が必要になります

ただし、平成 30 年 4 月 1 日前に交付された講習修了証（旧様式）でも、主任技術者の要件を満たしていることを確認できる講習もあるため、以下の表を参考にしてください。

< 従前の講習修了証でも主任技術者の要件を満たしていることを確認できる講習 >

以下の講習について、従前の講習修了証を有している者は、当該講習修了証に記載された実務経験を有する建設業の種類について、10 年以上の実務経験を確実に有していることから、従前の講習修了証であっても主任技術者の要件を満たしていることを確認できる。

登録番号	登録基幹技能者講習名	実務経験を有する建設業の種類	登録番号	登録基幹技能者講習名	実務経験を有する建設業の種類	登録番号	登録基幹技能者講習名	実務経験を有する建設業の種類	登録番号	登録基幹技能者講習名	実務経験を有する建設業の種類
1	登録電気工事基幹技能者	電気、電気通信	11	登録 PC 基幹技能者	土木(※)、とび・土工、鉄筋	18	登録内装仕上工事基幹技能者	内装仕上	26	登録冷凍空調基幹技能者	管
3	登録造園基幹技能者	造園	12	登録鉄筋基幹技能者	鉄筋	19	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者	建具	27	登録運動施設基幹技能者	土木(※)、とび・土工、舗装、造園
4	登録コンクリート圧送基幹技能者	とび・土工	13	登録圧接基幹技能者	鉄筋	20	登録エクステリア基幹技能者	タイル・れんが・ブロック、とび・土工、石	28	登録基礎工基幹技能者	とび・土工
5	登録防水基幹技能者	防水	14	登録型枠基幹技能者	大工	21	登録建築板金基幹技能者	板金、屋根	29	登録タイル張り基幹技能者	タイル・れんが・ブロック
7	登録建設塗装基幹技能者	塗装	15	登録配管基幹技能者	管	23	登録ダクト基幹技能者	管	31	登録消防設備基幹技能者	消防施設
8	登録左官基幹技能者	左官	16	登録高・土工基幹技能者	とび・土工	24	登録保温保冷基幹技能者	熱絶縁	32	登録建築大工基幹技能者	大工
9	登録機械土工基幹技能者	土木(※)、とび・土工	17	登録切断穿孔基幹技能者	とび・土工	25	登録グラウト基幹技能者	とび・土工	33	登録硝子工事基幹技能者	ガラス工事

※登録機械土工基幹技能者講習、登録 PC 基幹技能者講習及び登録運動施設基幹技能者講習においては、「土木工事業」についても実務経験を有する建設業の種類として定められているが、土木工事業については主任技術者の要件として認められていないことに留意する必要がある。

< 従前の講習修了証では主任技術者の要件を満たしていることを確認できない講習 >

登録番号	登録基幹技能者講習名	実務経験を有する建設業の種類	注
2	登録橋梁基幹技能者	鋼構造物、とび・土工	○登録橋梁基幹技能者講習、登録トンネル基幹技能者講習、登録海上起重基幹技能者講習及び登録標識・路面標示基幹技能者講習については、複数の建設業における経験年数を合算することにより、講習の受講資格(10年以上の実務経験)を満たして講習を修了した者がいることから、従前の講習修了証では主任技術者の要件を満たしているか確認できない。 ※登録トンネル基幹技能者講習及び登録海上起重基幹技能者講習においては、「土木工事業」についても実務経験を有する建設業の種類として定められているが、土木工事業については主任技術者の要件として認められていないことに留意する必要がある。
6	登録トンネル基幹技能者	土木(※)、とび・土工	
10	登録海上起重基幹技能者	土木(※)、しゅんせつ	○登録外壁仕上基幹技能者講習については、従前の講習修了証に実務経験を有する建設業の種類が記載されておらず、塗装、左官、防水のうち、いずれの建設業の種類について10年以上の実務経験を有しているのか確認できないため、従前の講習修了証では主任技術者の要件を満たしているか確認できない。
22	登録外壁仕上基幹技能者	塗装、左官、防水	
30	登録標識・路面標示基幹技能者	とび・土工、塗装	

(9) 確認資料

常勤役員等(経營業務の管理責任者等) 1/3

確認資料①

常勤役員等が経營業務の管理責任者、執行役員等、又は経營業務の管理責任者の補佐の経験を有するとき
規則第7条第1号イ(1)、(2)及び(3)

※発行日のあるものは、発行から3か月以内のものを提出してください。(閉鎖事項全部証明書は除く。)

※電子申請の必要書類は、紙による申請の場合と同じです。

新規申請・業種追加申請等	現在の地位	1 役員人	☐ 履歴事項全部証明書等	すべて	※注1
		執行役員等	☐ 組織図等 ☐ 業務分掌規定等 ☐ 定款、執行役員規程又は取締役会の議事録等		
		個人事業主	☐ 直近の所得税確定申告書(控)の写し(第一表及び第二表) ※個人番号(マイナンバー)をマスキング		
		支配人	☐ 支配人登記		
	経験期間・地位	2 役員人	☐ 経験期間分(5年)の履歴事項全部証明書、閉鎖登記簿謄本	※注1 注2	
		使令用3人条	☐ 変更届出書(令第3条に規定する使用人着任時と退任時)の写し(5年)		
		個人事業主	☐ 経験期間分(5年)の所得税確定申告書(控)の写し(第一表及び第二表) ※個人番号(マイナンバー)をマスキング		
		支配人	☐ 支配人登記		
	建設業の経験	3 建設業の経験	☐ 建設業許可通知書の写し(5年) ※規則第7条第1号(3)の場合は6年 ☐ 令第3条に規定する使用人であった場合、許可申請書別紙二(1)営業所一覧表(新規許可等)、別紙二(2)営業所一覧表(更新)又は建設業許可申請書(別表)〔旧様式〕の写し等(5年)	※注1 注2	
		建設業許可なし	☐ 建設業許可申請書(原本)		
	常勤役員等の常勤性の確認	4 75歳未満	☐ 健康保険被保険者証 ※提出する場合や電子申請の場合は、記号・番号及び保険者番号をマスキング P124参照 <u>※申請時点で有効な健康保険証は令和7年12月1日までご利用になれます。</u> ☐ 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書(受付印が許可申請日直近のもの) ☐ 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書(資格取得後間もない等で、上記の標準報酬決定通知書がない場合) ☐ 雇用保険事業所別被保険者台帳照会(発行日が1か月以内のもの) ※H29.1.1より65歳以上も対象 ☐ 住民税特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用) ※電子データの場合は「納税義務者用」も必要。		
		事業主	☐ 所得税確定申告書(控)の写し(第一表及び第二表) ☐ 各振興局税務課への個人事業開業届(受付印のあるもの) ※新規開業の場合		
		75以上歳	☐ 個人事業主を除く ☐ 申立書〔提出〕+ P127「75歳以上の取扱い」該当の書類		
		出向者	☐ 出向契約書又は出向協定書+出向辞令書 ※出向者氏名及び出向期間が確認できるもの ☐ ②健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 ☐ ③給与台帳、出勤簿等の写し		
		被扶養者	☐ 健康保険被保険者証(被扶養者)+賃金台帳、出勤簿 ※社会保険加入の場合 ☐ 所得税確定申告書の写し(第一表及び第二表)+賃金台帳、出勤簿 ※個人事業所の場合		
		支配人	※上記常勤性の確認資料のうち、該当するもの又は賃金台帳、出勤簿		
その他		☐ 健康保険の適用除外の承認を受けて、建設国保等に参加の場合は、厚生年金保険の加入状況で確認します。			
更新申請		上記4「常勤性の確認資料」のいずれかのみ ※その他の確認資料は省略可能			

※注1 新規・許可換え新規、変更の届出時には必ず必要。

※注2 業種追加等の申請の場合で、前回の許可申請時(又は変更の届出)において、既に経管として置かれていた者の場合には、前回の許可申請時に提出した経營業務の管理責任者証明書(様式第7号)の写をもってかえることができます。

常勤役員等(経營業務の管理責任者等)2/3

確認資料②

執行役員等又は経營業務の管理責任者の補佐経験を有する者
規則第7条第1号イ(2)及び(3)

※「現在の地位」「常勤性の確認」については、確認資料①参照

確認項目	確認方法と添付書類等
(省令7-1-イ(2)) 執行役員等としての経営管理経験	次に掲げるA～E及びFにより、被認定者が執行役員等としての経営管理経験を有する者に該当することが明らかになっていることを確認する。 A 様式第7号の備考欄に「取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門（建設業）に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮および命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験を有します。」の記載があること。 B 執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類 組織図その他これに準じる書類 C 業務執行を行う特定の事業部門が建設業に関する事業部門であることを確認するための書類 業務分掌規定その他これに準ずる書類 D 取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類 定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規則、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類 E 執行役員等としての経験の期間を確認するための書類 取締役会の議事録、人事発令書その他これらに準ずる書類
建設業の経験	F 経験期間のうち5年間にわたる分の建設業許可通知書（写し）、契約書（写し）又は工事発注証明書 ※工事発注証明書は発注者が証明したものに限り、 ※工事発注証明書の「工事名」については、工事名だけでは建設工事であるかの特定が困難である場合は、具体的な工事内容の記載があること。
(省令7-1-イ(3)) 業務を執行する社員、取締役、執行役、法人格のある各種の組合等の理事等、支店長、営業所長等を補佐する業務に従事した経験 ※6年以上の補佐経験を有する者については、法人、個人又はその両方であることを問わないものとする。	次に掲げるA～D及びFにより、被認定者が6年以上の補佐経験を有する者に該当することが明らかになっていることを確認する。 A 様式第7号の備考欄に「経營業務の管理責任者に準ずる地位（業務を執行する社員、取締役、執行役、法人格のある各種の組合等の理事等、支店長、営業所長等に次ぐ職制上の地位にある者）にあつて、建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経營業務全般について従事した経験を有します。」の記載があること。 B 業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種組合等の理事等、その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位における経験に該当することを確認するための書類 組織図その他これに準ずる書類 C 被認定者における経験が補佐経験に該当することを確認するための書類 業務分掌規程（規程がない場合は業務分掌に関する説明書）、過去の稟議書、その他これらに準ずる書類 D 補佐経験の期間を確認するための書類 人事発令書、職歴証明書（被証明人に係る当該法人内における職歴の証明） その他これらに準ずる書類
建設業の経験	上記Fと同様 ※経験年数は6年
(省令7-1-イ(3)) 個人の事業主又は支配人を補佐する業務に従事した経験 ※6年以上の補佐経験を有する者については、法人、個人又はその両方であることを問わないものとする。	次に掲げるA及びBにより、被認定者が6年以上の補佐経験を有する者に該当することが明らかになっていることを確認する。 A 様式第7号の備考欄に「経營業務の管理責任者に準ずる地位（個人の事業主又は支配人に次ぐ職制上の地位にある者）にあつて、建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経營業務全般について従事した経験を有します。」の記載があること。 B 経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験の期間（以下、「経験期間」という。）を確認するための書類 次の①又は②のいずれかの書類があること。 ①経験期間のうち6年間にわたる分の所得税又は市町村民税の確定申告書の写し ※専従者控除欄又は給与支払者欄に被認定者の氏名の記載があること。 ②経験期間に係る雇用保険又は社会保険の加入を証明する書類（写し）
建設業の経験	上記Fと同様 ※経験年数は6年

※証明者は、法人の場合は、代表役員（法人消滅の場合は元代表役員又は役員）、個人の場合は個人事業主とする。

常勤役員等(経營業務の管理責任者等) 3／3

確認資料③

常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の確認資料
規則第7条第1号ロ(1)及び(2)

※発行日のあるものは、発行から3か月以内のものを提出してください（閉鎖事項全部証明書は除く）。

新規申請・業種追加申請等	常勤役員等についての確認事項	1・常勤役員等の現在の地位の確認	法人役員 (業務を執行する社員、取締役、執行役、理事)	☐ 履歴事項全部証明書等	※注1 ※注2
			執行役員等 ※右記すべて	☐ 執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類 ・組織図その他これに準ずる書類 ☐ 業務執行を行う特定の事業部門が建設業に関する事業部門であることを確認するための書類 ・業務分掌規程その他これに準ずる書類 ☐ 取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類 ・定款、執行役員規程、施行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規則、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類	
			個人事業主	☐ 直近の所得税確定申告書(控)の写し(第一表及び第二表) ※個人番号(マイナンバー)をマスキング	
			支配人	☐ 支配人登記	
		※と役員等と同一義とし、2年(1)以上役員等として第5条第3項に規定する役員	業務を執行する社員	☐ 経験期間分の履歴事項全部証明書、閉鎖登記簿謄本	※注1 ※注2
			取締役	☐ 経験期間分の履歴事項全部証明書、閉鎖登記簿謄本	
			執行役	☐ 経験期間分の履歴事項全部証明書、閉鎖登記簿謄本	
			理事	☐ 経験期間分の履歴事項全部証明書、閉鎖登記簿謄本	
			執行役員等 ※右記すべて	☐ 執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類 ・組織図その他これに準ずる書類 ☐ 業務執行を行う特定の事業部門が建設業に関する事業部門であることを確認するための書類 ・業務分掌規程その他これに準ずる書類 ☐ 取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類 ・定款、執行役員規程、施行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規則、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類 ☐ 執行役員等としての経験の期間を確認するための書類 ・取締役会の議事録、人事発令書その他これらに準ずる書類	
			業務を執行する社員	☐ 経験期間分の履歴事項全部証明書、閉鎖登記簿謄本	
			取締役	☐ 経験期間分の履歴事項全部証明書、閉鎖登記簿謄本	
			執行役	☐ 経験期間分の履歴事項全部証明書、閉鎖登記簿謄本	
			理事	☐ 経験期間分の履歴事項全部証明書、閉鎖登記簿謄本	
			執行役員等 ※右記すべて	☐ 執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類 ・組織図その他これに準ずる書類 ☐ 業務執行を行う特定の事業部門が建設業に関する事業部門であることを確認するための書類 ・業務分掌規程その他これに準ずる書類 ☐ 取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類 ・定款、執行役員規程、施行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規則、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類 ☐ 執行役員等としての経験の期間を確認するための書類 ・取締役会の議事録、人事発令書その他これらに準ずる書類	
			役員等に次ぐ職制上の地位にある者(財務管理、労務管理又は業務運営の業務の担当の経験を有するものに限る。)	☐ 役員等に次ぐ職制上の地位における経験に該当することを確認するための書類 ・組織図その他これに準ずる書類 ☐ 被認定者における経験が「財務管理」、「労務管理」又は「業務運営」の業務経験に該当することを確認するための書類 ・業務分掌規程、過去の稟議書その他これらに準ずる書類 ☐ 役員等に次ぐ職制上の地位における経験の期間を確認するための書類 ・人事発令書その他これらに準ずる書類	
			業務を執行する社員	☐ 経験期間分の履歴事項全部証明書、閉鎖登記簿謄本	
			取締役	☐ 経験期間分の履歴事項全部証明書、閉鎖登記簿謄本	
			執行役	☐ 経験期間分の履歴事項全部証明書、閉鎖登記簿謄本	
			理事	☐ 経験期間分の履歴事項全部証明書、閉鎖登記簿謄本	
			※と役員等と同一義とし、5年(2)以上の経験	業務を執行する社員	
取締役	☐ 経験期間分の履歴事項全部証明書、閉鎖登記簿謄本				
執行役	☐ 経験期間分の履歴事項全部証明書、閉鎖登記簿謄本				
理事	☐ 経験期間分の履歴事項全部証明書、閉鎖登記簿謄本				

・規則第7条第1号ロ(1)及び(2)にある経験は、申請者の会社での経験に限らず、他社での経験も認める。
・規則第7条第1号ロ(1)及び(2)にある「5年以上」とは、「建設業に關し、2年以上役員等としての経験」と通算して5年以上必要

新規申請・業種追加申請等	常勤役員等を直接に補佐する者についての確認事項	る等に5 かを補 の直佐 の確する 認に者 にの常 補勤役 佐員等 するを 者直接 で接 あ員接	常勤役員等を直接に補佐する者	☐ 常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行うことを確認するための書類 ・組織図その他これに準ずる書類 ※上記以外に、被認定者として認定するに値する書類を求める場合があります。	・必ずしも常勤役員等を直接に補佐する者が常勤役員等よりも下位の立場であることは求めていません。 ※注1 ※注2
		確接6 認に、 補佐する の常勤役 員の経験 等を直		☐ 被認定者による経験が「財務管理」、「労務管理」又は「業務運営」の業務経験に該当することを確認するための書類※役員としての経験も含む ・業務分掌規程、過去の稟議書その他これらに準ずる書類 ☐ 「財務管理」、「労務管理」又は「業務運営」の業務経験の期間を確認するための書類 ・人事発令書その他これらに準ずる書類 ※ 上記以外に、被認定者として認定するに値する書類を求める場合があります。	・申請者の会社での経験に限る。 ・左記の全て提出 ※注1 ※注2
	7・建設業の経験	証明者が建設業許可あり	☐ 証明者の建設業許可通知書の写しその他これに準ずる書類	・証明者の証明期間に係る書類を提出 ・証明者は原則として使用者（法人の場合には代表者）とします。ただし、法人の解散等の場合には、被証明者と同等以上の役職にあった者とすることができるとします。 ※注1 ※注2	
		証明者が建設業許可なし	☐ 工事請負契約書 ☐ 注文書 ☐ 工事発注証明書（記名押印ありの原本）		※原則、証明期間1年につき、1件必要
		証明者が非建設業の法人の役員の場合	☐ 登記事項証明書（証明期間にかかるものを提出）		
		証明者が非建設業の法人の役員以外の場合	☐ 証明者として認定するに値する書類を県が指定します。（例：証明期間に係る雇用保険又は社会保険の加入を証明する書類）		
	8・常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の常勤性の確認	75歳未満	※次の書類のいずれか ☐ 健康保険被保険者証 ※提出する場合や電子申請の場合は、記号・番号及び保険者番号をマスキング P124参照 ※申請時点で有効な健康保険証は令和7年12月1日までご利用になれます。 ☐ 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（受付印が許可申請日直近のもの） ☐ 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届及び標準報酬決定通知書（資格取得後間もない等で、上記の標準報酬決定通知書がない場合） ☐ 雇用保険事業所別被保険者台帳照会（発行日が1か月以内のもの）※H29.1.1より65歳以上も対象 ☐ 住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）※電子データの場合は「納税義務者用」も必要。		
		個人事業主	☐ 所得税確定申告書（第一表及び第二表） ☐ 各振興局税務課への個人事業開業届（受付印のあるもの）※新規開業の場合		
		75歳以上	※個人事業主を除く ☐ 申立書＋P127「75歳以上の取扱い」該当の書類		
		出向者	※出向者で出向元の健康保険に加入している場合〔①～③を全て提出〕 ☐ ①出向契約書又は出向協定書＋出向辞令書 ※出向者氏名及び出向期間が確認できるもの ☐ ②健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 ☐ ③給与台帳、出勤簿等の写し		
被扶養者		※次の書類のいずれか ☐ 健康保険被保険者証（被扶養者）＋賃金台帳、出勤簿 ※社会保険加入の場合 ☐ 所得税確定申告書（第一表及び第二表）＋賃金台帳、出勤簿 ※個人事業所の場合			
支配人		※上記常勤性の確認資料のうち、該当するもの又は賃金台帳、出勤簿			
その他		☐ 健康保険の適用除外の承認を受けて、建設国保等に加入の場合は、厚生年金保険の加入状況で確認します。			
更新申請	更新の場合の確認資料は、上記「8. 常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の常勤性の確認」のいずれかのみ。				

※注1 新規・許可換え新規、変更の届出時には必ず必要。

※注2 業種追加等の場合で、前回の許可申請時（又は変更の届出）以降に変更があっていないときは、前回の様式第7号の2の写をもってかえることができます。

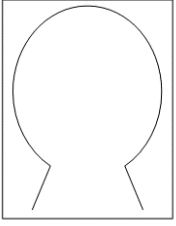
確認資料 営業所技術者等

※電子申請の必要書類は、紙による申請の場合と同じです。（バックヤード連携される情報を除く）

資格証に係る原本提示は、書面・電子申請ともに不要です。

新規申請 ・ 業種追加申請等	1 技術者としての要件確認	国家資格等	該当する次の書類のいずれか ☐ 資格証明書（合格証、免許証等） ※技術検定の合格後合格証明書の受領までの間については、試験実施機関が発出する「合格通知書」の確認で足りるものとするが、後日、合格証明書で確認することを原則とする。[建設業許可事務ガイドライン] ☐ 監理技術者資格者証 [見本は次ページ] ※監理技術者資格者証により、法第7条第2号又は法第15条第2号の基準を満たすことを証明する場合には、学校の卒業証明書、実務経験証明書、指導監督の実務経験証明書、技術検定の合格証明書等の提出は要しない。その際監理技術者資格者証の有効期限が切れているものであっても「資格」や「実務経験」は認めるものとする。[建設業許可事務ガイドライン] ☐ 認定証（大臣特別認定者）
		実務経験	【10年の実務経験、学歴+実務経験など】※監理技術者資格者証で確認できる場合は不要 ☐ 実務経験証明書（様式第9号）（確認資料） ○証明者が建設業許可を有している期間については ・申請業種に係る建設業許可通知書の写し ○証明者が建設業許可を有していない期間については ・契約書、注文書、工事発注証明書（原本）のいずれか（従事期間1件／1年） ※実務経験証明書に記載した工事にかかるものに限る ※附帯工事についての実務経験は、工事内容が確認できるもの ※解体工事の実務経験の算出、内容の確認については、P75参照 ※電気工事の実務経験については、次ページ「電気工事業の実務経験に関する建設業許可上の取扱い」参照
			【2年以上の指導監督の実務経験】※監理技術者資格者証で確認できる場合は不要 ☐ 指導監督の実務経験証明書（様式第10号）（確認資料）実務経験の内容を確認できる契約書、注文書全て
	指定学卒	次の書類のいずれか ☐ 卒業証明書（原本） ☐ 卒業証書	
	2 常勤性の確認	75歳未満	次の書類のいずれか ☐ 健康保険被保険者証 ※提出する場合や電子申請の場合は、記号・番号及び保険者番号をマスキング P124参照 ※申請時点で有効な健康保険証は令和7年12月1日までご利用になれます。 ☐ 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（受付印が許可申請日直近のもの） ☐ 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書（資格取得後間もない等で、上記の標準報酬決定通知書がない場合） ☐ 雇用保険事業所別被保険者台帳照会（発行日が1か月以内のもの）※H29.1.1より65歳以上も対象 ☐ 住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）※電子データの場合は「納税義務者用」も必要。
		事業主	次の書類のいずれか ☐ 所得税確定申告書（第一表及び第二表） ☐ 各振興局税務課への個人事業開業届（受付印のあるもの）※新規開業の場合
		75歳以上	該当する次の書類のいずれか ※個人事業主を除く ☐ 申立書+P127「75歳以上の取扱い」該当の書類 ※役員の場合 ☐ 雇用保険事業所別被保険者台帳照会（発行日が1か月以内のもの）※従業員、兼務役員の場合
		出向者	出向者で出向元の健康保険に加入している場合〔①～③を全て提出〕 ☐ ①出向契約書又は出向協定書+出向辞令書 ※出向者氏名及び出向期間が確認できるもの ☐ ②健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 ☐ ③給与台帳、出勤簿等の写し
		被扶養者	次の書類のいずれか ☐ 健康保険被保険者証（被扶養者）+賃金台帳、出勤簿 ※社会保険加入の場合 ☐ 所得税確定申告書（第一表及び第二表）+賃金台帳、出勤簿 ※個人事業所の場合
		支配人	☐ 上記常勤性の確認資料のうち、該当するもの又は賃金台帳、出勤簿
その他		☐ 健康保険の適用除外の承認を受けて、建設国保等に加入の場合は、厚生年金保険の加入状況で確認します。	
更新申請	上記2「常勤性の確認資料」のいずれか ※技術者としての確認資料は省略可能		

■「監理技術者資格者証」見本

氏名	長崎 太郎	昭和〇〇年〇月〇日 生	本籍	長崎県
住所	長崎県長崎市尾上町3-1			
	初回交付	令和〇〇年〇月〇日	交付	令和〇〇年〇月〇日
	交付番号	第 000100000000 号		
	監理技術者資格者証 令和〇〇年〇月〇日 まで 国土交通大臣指定資格者証交付機関 財団法人 建設業技術者センター理事長 許可番号 国土交通大臣 第000000 号			
所属建設業者	(株)〇〇建設			
有する資格	一土施 一管施 実経(通)			
建設業の種類	土建大左と石屋電管タ鋼筋舗し板力塗防内機絶通園井具水消清解			
有・無	10001100101011001000010001000			

この場合は1級施工管理技士の合格証明書の添付不要

この場合は電気通信工事の実務経験証明書・指導監督の実務経験証明書等の添付不要

※「監理技術者資格者証」についての問い合わせ先
 (一財) 建設業技術者センター：03-3514-4711
 長崎県支部：095-826-1084

■ 電気工事業の実務経験に関する建設業許可上の取扱い

電気工事士法第3条各号において、一般用電気工作物及び事業用電気工作物のうち最大電力500kW未満の自家用電気工作物に係る電気工事にあつては、電気工事士免状等の交付を受けた者でなければ、直接作業に従事することができないことが規定されています。

したがって、建設業許可における電気工事業の実務経験については、電気工事士免状等が必要となる一般用電気工作物及び事業用電気工作物のうち最大電力500kW未満の自家用電気工作物に係る電気工事の実務経験にあつては、免状等の交付後の実務経験に限り、経験期間として算入します。この場合、実務経験証明書の証明者は電気工事業の登録を受けた業者（又はみなし登録業者）に限られます。

■ 健康保険証 マスキング（例）

健康保険被保険者証	本人(被保険者)	00000	
記号	令和〇〇年〇月〇日交付	番号	
氏名	〇〇 〇〇	性別	男
生年月日	昭和〇〇年〇月〇日		
資格取得年月日	平成〇〇年〇月〇日		
事業所所在地	長崎市〇〇〇		
事業所名称	株式会社〇〇〇		
保険者番号			
保険者名称	全国健康保険協会長崎支部		
保険者所在地	長崎市〇〇〇		

枝番、二次元コード(QRコード)がある場合もマスキング要

マスキング(黒塗り)

印

確認資料 営業所

新規申請・営業所の新設等	所在を証明する資料	○ 営業所（本店及び支店等）の写真 ※3ヶ月以内に撮影したもの。 （申請（届出）時の状況を撮影し、営業所名、撮影年月日を明記すること）
		・ 外観全景 （看板等を確認できるもの） （※オフィスビルに入居の場合には、入居者案内板等の写真も必要） ・ 入口付近 （表札等を確認できるもの） ・ 内部全景 （電話、机等 什器備品等を確認できるもの） ・ 建設業の許可票 （標識の記載内容が判読可能なもの） （建設業法第40条に規定する標識 ※新規許可申請及び許可換え新規申請の場合は不要） （営業所の新設の場合も必要です） ※写真台紙に自己所有又は賃貸借等の別を記載すること（写真台紙参照）

・写真貼付台紙

営業所の名称：

所有区分の別：自己所有・賃貸借

外観全景	令和 年 月 日 撮影
建物の全景を撮影してください。 その際、看板等を確認できるようにして下さい。 （看板等が入らない、小さくなるような場合には 看板等を別に撮影してください）	

入口付近	令和 年 月 日 撮影
表札等（営業所名等）を確認できるように撮影して下さい。	

営業所の名称及び撮影年月日を記入してください。

この用紙以外に写真を貼付する場合等（デジタルカメラで撮影したものを印刷した場合）は、用紙（A4）に、営業所名、撮影場所、撮影日等を明記して下さい。

営業所の名称 :

所有区分の別 : 自己所有・賃貸借

内部全景	令和 年 月 日 撮影
電話、机等什器備品を確認できるように撮影して下さい。	

建設業の許可票	令和 年 月 日 撮影
建設業法第40条に規定する標識を 記載内容が判読できるように撮影してください。 (新規許可申請の場合には必要ありませんが、 <u>営業所の新設の場合には必要です</u>)	

営業所の名称及び撮影年月日を記入してください。

この用紙以外に写真を貼付する場合等(デジタルカメラで撮影したものを印刷した場合)は、用紙(A4)に、営業所名、撮影場所、撮影日等を明記して下さい。

(10) 75歳以上の常勤性確認

75歳以上の者を経營業務の管理責任者・営業所技術者等とする 申請に係る常勤性確認について

75歳以上の社会保険適用除外者を経營業務の管理責任者、営業所技術者等とする申請があった場合は、住民税特別徴収税額通知書等の提出をもって常勤性の確認を行うこととしていますが、許可要件である常勤性の担保の徹底の観点から、今後の確認方法及び提出書類については、下表のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

なお、本取扱いについて疑義が生じた場合は、監理課建設業指導班までご相談くださいますようお願いいたします。

※建設業法施行令第3条に規定される使用人の常勤性確認はR2.4.1以降申請分より廃止

75歳以上の者を経營業務管理責任者・営業所技術者等とする申請に係る常勤性確認書類(個人事業主を除く)								
提出書類	経營業務管理責任者(法人役員)							
	特別徴収				普通徴収			
	継続雇用		新規雇用		継続雇用		新規雇用	
申立書	○		○		○		○	
後期高齢者医療被保険者証(写し)	○		○		○		○	
住民税特別徴収税額通知書(写し)	○							
住民税特別徴収切替届出書(写し)			○					
給与台帳					○		○	
出勤簿					○		○	
前年度源泉徴収票(写し)					○			
法人税確定申告書(表紙)	○				○			
法人税申告書勘定科目内訳書 (役員報酬手当等の内訳)	○				○			
提出書類	営業所技術者等							
	法人役員				従業員			
	特別徴収		普通徴収		特別徴収		普通徴収	
	継続雇用	新規雇用	継続雇用	新規雇用	継続雇用	新規雇用	継続雇用	新規雇用
申立書	○	○	○	○	○	○	○	○
後期高齢者医療被保険者証(写し)	○	○	○	○	○	○	○	○
住民税特別徴収税額通知書(写し)	○				○			
住民税特別徴収切替届出書(写し)		○				○		
給与台帳			○	○			○	○
出勤簿			○	○			○	○
前年度源泉徴収票(写し)			○				○	
法人税確定申告書(表紙)	○		○					
法人税申告書勘定科目内訳書 (役員報酬手当等の内訳)	○		○					
(備考)								
・住民税特別徴収切替届出書については、市町村担当課の受付印が押印されたものに限る。								

平成29年1月1日より、65歳以上の方も雇用保険の適用対象となったため廃止

許可番号	長崎県知事許可（ ー ）第 号
------	--

令和 年 月 日

長崎県知事 殿

主たる営業所の所在地

商 号 又 は 名 称

代 表 者 氏 名

申 立 書

私（当社）が、令和 年 月 日付で提出した建設業許可申請書（建設業許可申請書及び添付書類等の変更届）に記載している次の者は、75歳以上の後期高齢者であるため被用者を対象とした社会保険には加入できませんが、当社に常勤で勤務しており、かつ、健康状態等について担当業務を行うについて支障がないものであることに相違ないことを申し立てます。

以上については、事実相違なく、本申立書に反することがあった場合は、許可取消しを含む処分を受けても異議ありません。

記

（該当者は次のとおりです。）

担 当 業 務	氏 名	生年月日	年齢
常 勤 役 員 等 （経營業務の管理責任者等）			
常 勤 役 員 等 を 直 接 に 補 佐 す る 者			
営 業 所 技 術 者 等			

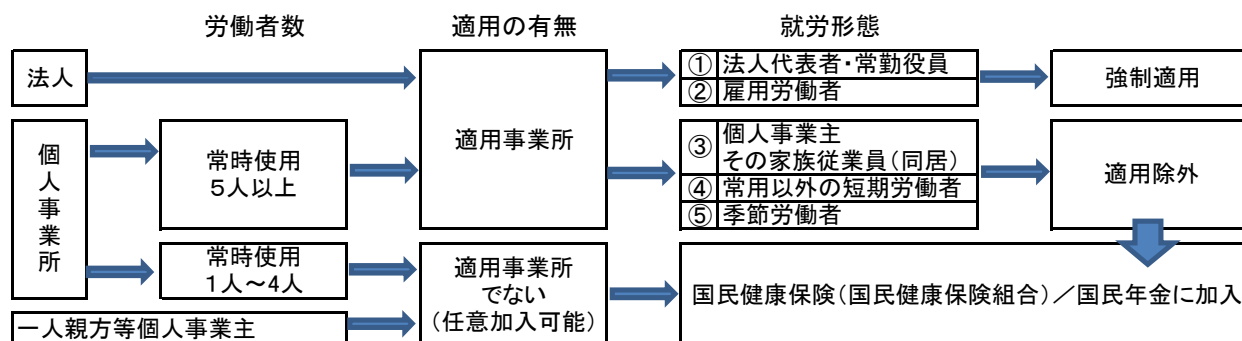
(11) 社会保険等について

令和2年10月以降の社会保険等の許可要件化について

「適切な保険に加入していること」が許可要件となりました。
令和2年10月1日以降の申請（更新含む）については、適切な社会保険等に加入していない場合、許可することができませんのでご注意ください。

①健康保険及び厚生年金保険

■健康保険及び厚生年金保険の適用について



※その他の適用除外者 (健康保険) 75歳以上の者 (厚生年金保険) 70歳以上の者

詳しい適用関係については、最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

■健康保険及び厚生年金保険の加入状況の確認方法(提出書類)

ケース	確認資料 ※いずれも、申請時の直前のものであること。
① 全国健康保険協会管掌健康保険 (協会けんぽ) に加入	下記のいずれか
	イ 【口座振替納付の場合】「保険料納入告知額・領収済額通知書」
	ロ 【窓口納付の場合】「納入告知書 納付書・領収証書」
	ハ 厚生労働省が発行する「社会保険料納入(申請)証明書」(発行から3か月以内のもの)
	ニ 年金事務所長が発行する「社会保険料納入確認書」(発行から3か月以内のもの)
② 組保管掌健康保険に加入	ホ 【新規適用の場合】保険証・新規適用届・適用通知書のいずれか
	イ 組保管掌健康保険の「保険料の領収証書」 及び
③ 建設業に係る国民健康保険組合に加入 (全国土木建築国民健康保険組合等)	ロ (厚生年金保険について) 年金事務所長発行の「保険料領収証書」
	※上記①イ～ホのいずれか
	イ 建設業に係る国民健康保険組合が発行した「加入証明書」の原本 (発行から3か月以内のもの) 及び
	ロ (厚生年金保険について) 年金事務所長発行の「保険料領収証書」
	※上記①イ～ホのいずれか

■健康保険及び厚生年金保険の加入状況の記入方法

	保険加入の有無			事業所整理記号等	
	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	健康保険	事業所整理記号及び事業所番号
上記①のケース	1	1		厚生年金保険	事業所整理記号及び事業所番号
上記②のケース	1	1		雇用保険	
				健康保険	健康保険組合の名称
				厚生年金保険	事業所整理記号及び事業所番号
上記③のケース	2	1		雇用保険	
				健康保険	建設国保の名称
				厚生年金保険	事業所整理記号及び事業所番号
適用除外の場合	2	2		雇用保険	
				健康保険	
				厚生年金保険	
一括適用の承認に係る営業所の場合	3	3		雇用保険	
				健康保険	本店一括
				厚生年金保険	本店一括

※建設国保と協会けんぽの両方に加入している場合は、協会けんぽについて記入してください。

資料① 領収証書(様式) <健康保険・厚生年金保険関係>

領 収 済 通 知 書			国 庫 金	厚生 保 険
6118	00063140	厚生労働省年金局(函館)		
事業所整理記号	事業所番号	領収証書番号	納付目的 健康保険料 厚生年金保険料 児童手当拠出金 平成 年度 厚生労働省所管 年金特別会計	
00500			上記の合計額を領収しました。 (領収日付印)	
納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構 函館年金事務所			平成 年度 厚生労働省所管 年金特別会計	
収入者 歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長 (所在地) (〒100-8916) 千代田区森が岡1-3-2 (税務課長兼庶務主任) 日本年金機構の事務所(〒100-8916) 千代田区森が岡1-3-2 この納入告知書(納付書)は、日本年金機構(以下「年金機構」という)のATM、 インターネットバンキング等を利用して納付することができます。			上記の合計額を領収しました。 (領収日付印) (厚生労働省年金局送付分)	
担当課 函館年金事務所徴収担当			翌年度5月1日以降現年度歳入組入	

領 収 控			国 庫 金	厚生 保 険
6118	00063140	厚生労働省年金局(函館)		
納付目的年月 平成 年 月 日	健康保険料 健康保険料	厚生年金保険料 厚生年金保険料	児童手当拠出金 児童手当拠出金	納付目的 健康保険料 厚生年金保険料 児童手当拠出金 平成 年度 厚生労働省所管 年金特別会計
事業所整理記号 事業所番号	領収証書番号	上記の合計額を領収しました。 (領収日付印)		
00500		平成 年度 厚生労働省所管 年金特別会計		
収入者 歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長 (所在地) (〒100-8916) 千代田区森が岡1-3-2 (税務課長兼庶務主任) 日本年金機構の事務所(〒100-8916) 千代田区森が岡1-3-2 この納入告知書(納付書)は、日本年金機構(以下「年金機構」という)のATM、 インターネットバンキング等を利用して納付することができます。			上記の合計額を領収しました。 (領収日付印) (厚生労働省年金局送付分)	
担当課 函館年金事務所徴収担当			翌年度5月1日以降現年度歳入組入	

事業所整理記号・
事業所番号

納入告知書 納付書・領 収 証 書			国 庫 金	厚生 保 険
6118	00063140	厚生労働省年金局(函館)		
納付目的年月 平成 年 月 日	健康保険料 健康保険料	厚生年金保険料 厚生年金保険料	児童手当拠出金 児童手当拠出金	納付目的 健康保険料 厚生年金保険料 児童手当拠出金 平成 年度 厚生労働省所管 年金特別会計
事業所整理記号 事業所番号	領収証書番号	上記の合計額を領収しました。 (領収日付印)		
00500		平成 年度 厚生労働省所管 年金特別会計		
収入者 歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長 (所在地) (〒100-8916) 千代田区森が岡1-3-2 (税務課長兼庶務主任) 日本年金機構の事務所(〒100-8916) 千代田区森が岡1-3-2 この納入告知書(納付書)は、日本年金機構(以下「年金機構」という)のATM、 インターネットバンキング等を利用して納付することができます。			上記の合計額を領収しました。 (領収日付印) (厚生労働省年金局送付分)	
担当課 函館年金事務所徴収担当			翌年度5月1日以降現年度歳入組入	

令和 年 月 日 申請

社会保険料納入確認(申請)書

1. 申請者

事業所整理記号	事業所番号

事業所所在地 (船舶所有者住所)	
事業所名称	
事業主氏名(船舶所有者氏名)	印
電話番号	()-()-()

2. 申請事由

3. 確認書の請求枚数

枚

4. 確認事由

月 分	保 険 料			収納年月日
	健康保険	厚生年金	子ども・子育て拠出金	
平成・令和 年 月分				平成・令和 年 月 日
平成・令和 年 月分				平成・令和 年 月 日
平成・令和 年 月分				平成・令和 年 月 日
平成・令和 年 月分				平成・令和 年 月 日
平成・令和 年 月分				平成・令和 年 月 日
平成・令和 年 月分				平成・令和 年 月 日
平成・令和 年 月分				平成・令和 年 月 日
平成・令和 年 月分				平成・令和 年 月 日
平成・令和 年 月分				平成・令和 年 月 日
平成・令和 年 月分				平成・令和 年 月 日
平成・令和 年 月分				平成・令和 年 月 日
平成・令和 年 月分				平成・令和 年 月 日

上記のとおり相違ないことを確認します。

令和 年 月 日

日本年金機構
年金事務所長 印

委任欄

私、上記申請者は社会保険料納入確認書の交付申請及び受領について、
下記の者に委任します。

印

受任者氏名

受任者住所

委任者との関係

②雇用保険

■雇用保険の適用について

就労形態		適用の可否
A	B以外の労働者	強制適用
B	①1週の労働時間20時間未満 ②65歳以上で新規雇用 ※H29.1.1より適用対象 ③31日以上継続雇用の予定なし ④学生、生徒等	適用除外 (任意適用)
C	法人代表者・役員 個人事業主 その家族従業員(同居)	加入不可 ※

※ただし、使用人兼務役員(例えば、取締役・工事部長)について、就労実態等からみて労働者の性格が強く、雇用関係が明確に存在している場合には加入。

詳しい適用関係については、最寄りのハローワークにお問い合わせください。

■雇用保険の加入状況の確認方法(提出書類)

ケース	確認資料 ※いずれも、申請時の直前のものであること。
①自社で納付申告の場合	「労働保険概算・確定保険料申告書」 及び 「領収済通知書」
②労働保険事務組合に委託している場合	事務組合発行の「労働保険料等納入通知書」 及び 「労働保険料等領収書」 ※収納済確認印が押印してあれば、領収書は不要 ※労働保険番号の記入がない場合には、番号がわかるものを添付
③新規加入の場合	新規事業所設置届
※その他の確認資料	労働局が発行している「労働保険料納入証明書」
※一括適用の認可に係る営業所の場合	営業所が雇用保険事業所非該当承認を受けている場合は、「雇用保険の適用が除外される場合」に該当するものとし、「事業所非該当承認通知書の写し」の提出が必要

■雇用保険の加入状況の記入方法

	保険加入の有無			事業所整理記号等	
	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
上記のケースすべて			1	健康保険	
				厚生年金保険	
				雇用保険	労働保険番号
適用除外の場合			2	健康保険	
				厚生年金保険	
				雇用保険	
一括適用の認可に係る営業所の場合			3	健康保険	
				厚生年金保険	
				雇用保険	本店一括

「労働保険料等納入証明書」について

R3.12改訂

「労働保険料等納入証明書」は、証明日現在において労働保険料(労災保険料・雇用保険料)及び一般拠出金の滞納が無いことを証明するものであり、地方公共団体等の公共工事発注にかかる資格審査時等に必要な書類です。

同証明書の取り扱いは下記のとおりですので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

- 1 証明書様式は、次ページをプリントアウトしてご利用下さい。
- 2 発行手続きは、
 - ① 長崎労働局総務部労働保険徴収室
 - ② 県内各労働基準監督署・駐在事務所
 - ③ 県内各公共職業安定所・出張所のいずれにおいても管轄に関係なく発行しておりますので、ご都合のよい機関をご利用ください。なお、発行手数料は不要です。
- 3 発行手続きの際の注意事項
 - (1) 様式は、必要枚数+1枚(発行機関控え)を作成し、提出してください。
 - (2) 付与されているすべての労働保険番号の領収書の写しを添付してください。
また、年度更新処理期間中(6～9月頃)に手続きをされる場合は、その年度の労働保険概算・確定保険料申告書(控)の写しも添付してください。
 - (3) 保険料の納付に口座振替をご利用の場合は、各振替日までの証明となります。
また、年度更新処理期間中のほか、振替済みの通知書がお手許に届く振替日から2週間程度は、領収書に代わるものとして、引き落としが記帳された通帳、またはその部分の写しを添付してください。
※これらが添付されていない場合は、即時発行ができないこともありますので、ご了承ください。
 - (4) 申請事業場以外の方がお越しいただく場合は、身分を証明する書類を提示していただくことがあります。
 - (5) 郵送による手続きを希望される場合は、前記(1)、(2)及び(3)に加え、切手を貼付した返信用封筒を同封の上、郵送してください。
- 4 その他、ご不明な点がございましたら、長崎労働局総務部労働保険徴収室、県内各労働基準監督署・駐在事務所、又は県内各公共職業安定所・出張所までお問い合わせください。

〒850-0033 長崎市万才町7番1号 TBM長崎ビル4階
長崎労働局総務部労働保険徴収室
TEL 095-801-0025 FAX 095-801-0026

労働保険料等納入証明書

(兼労働保険料等納入証明願書)

R3.12改訂

令和 年 月 日

労働保険特別会計歳入徴収官
長 崎 労 働 局 長 殿

労働保険番号

府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
42				
42				
42				
42				
42				

事業場所在地
事業場名称
代表者氏名

労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定による労働保険料、及び、石綿による健康被害の救済に関する法律の規定による一般拠出金の滞納がないことを証明願います。

※申請事業場以外の方がお越しいただく場合、記載してください。

次の者に証明書を交付願います。

氏 名

上記について、証明日現在滞納がないことを証明します。
なお、この証明書は、令和 年 月 日まで有効とする。

労働保険特別会計歳入徴収官
長 崎 労 働 局 長

第 号

- ※ 本書は必要枚数+1枚(発行機関控え)を作成し、直近に納付された上記労働保険番号すべての領収書(写)を添付してください。
- ※ 口座振替の場合は、直近の振替済みの通知書(写)又は引落しが記帳された通帳(写)を添付してください。
- ※ 労働保険料等の滞納がある場合、本書は証明できません。
- ※ 申請事業場以外の方がお越しいただく場合は、身分を証明する書類を提示していただくことがあります。
- ※ 郵送にて請求される場合は、返信用切手及び封筒を同封の上、長崎労働局に郵送してください。
(宛先 〒850-0033 長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル4F)
- ※ 年度更新処理期間中(6~9月頃)に手続きをされる場合は、その年度の労働保険概算・確定保険料申告書(控)の写しも添付してください。

記載例

労働保険料等納入証明書

(兼労働保険料等納入証明願書)

R3.12改訂

令和 3 年 12 月 10 日

労働保険特別会計歳入徴収官
長 崎 労 働 局 長 殿

労働保険番号

府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
42	1	01	654321	000
42	3	01	123456	000
42				
42				
42				

番号を2つ以上お持ちの場合、すべての番号を記入してください。

事業場所在地 長崎県長崎万才町7-1
事業場名称 労働建設土木 株式会社
代表者氏名 代表取締役 労働 一郎

労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定による労働保険料、及び、石綿による健康被害の救済に関する法律の規定による一般拋出金の滞納がないことを証明願います。

※申請事業場以外の方がお越しいただく場合、記載してください。

次の者に証明書を交付願います。

氏 名

以下の欄は記入しないでください。

上記について、証明日現在滞納がないことを証明します。

なお、この証明書は、令和 年 月 日まで有効とする。

労働保険特別会計歳入徴収官
長 崎 労 働 局 長

第 号

- ※ 本書は必要枚数+1枚(発行機関控え)を作成し、直近に納付された上記労働保険番号すべての領収書(写)を添付してください。
- ※ 口座振替の場合は、直近の振替済みの通知書(写)又は引落しが記帳された通帳(写)を添付してください。
- ※ 労働保険料等の滞納がある場合、本書は証明できません。
- ※ 申請事業場以外の方がお越しいただく場合は、身分を証明する書類を提示していただくことがあります。
- ※ 郵送にて請求される場合は、返信用切手及び封筒を同封の上、長崎労働局に郵送してください。
(宛先 〒850-0033 長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル4F)
- ※ 年度更新処理期間中(6~9月頃)に手続きをされる場合は、その年度の労働保険概算・確定保険料申告書(控)の写しも添付してください。

(12) 工事経歴書「チェックリスト」

審査の際、よく誤りがみられるポイントをまとめました。
以下のポイントをすべてチェックしたうえで提出してください。
(このチェックリストは提出不要です)

No.	内 容	チェック
1	業種区分は建設業法どおりに仕分けされ、当該業種の工事経歴書に適切に記入されていますか。	☐
2	土木一式・建築一式工事に専門工事が計上されていませんか。 (個別の専門工事として施工が可能な工事は、一式工事ではなく専門工事に該当します)	☐
3	土木一式・建築一式工事に小規模な工事が計上されていませんか。 (一式工事は「大規模かつ複雑で、専門工事では施工困難な工事」とも定義されているので、小規模な工事については認められません)	☐
4	様式上部の「税込・税抜」の欄に、「○」が記入されていますか。	☐
5	工事名は、契約書(注文書)どおりに正しく記入されていますか。また、個人名はアルファベットで記入されていますか。	☐
6	複数の異なる工事(契約書)が、一つにまとめて記入されていませんか。 (追加工事契約については当初契約とまとめて計上します)	☐
7	一つの工事を、複数の異なる業種に分けて計上されていませんか。 (複数の業種に関係する工事は、原則金額の高い業種の区分に計上します)	☐
8	工事は請負代金の大きい順に、P 25 のとおりに記入されていますか。 (契約書を取り交わさなかった等の理由で、代わりに額の小さい工事を記載することはできません)	☐
9	工事経歴書に記載以外の部分(合計と小計の差額)に、当該業種以外の建設工事や委託業務等が含まれていませんか。	☐
10	工事件数(合計件数)は合っていますか。 (工事台帳や作業日報等と一致していますか)	☐
11	「工事現場のある都道府県名及び市区町村名」欄には、「都道府県」と「市区町村」の両方が記入されていますか。	☐
12	「主任技術者」または「監理技術者」欄のいずれか一方に、「レ点」が適切に記入されていますか。	☐
13	営業所技術者等が配置技術者となっていませんか。 (工事現場に専任を要する配置技術者や、遠方の工事現場の配置技術者との兼任はできません)	☐
14	保守点検や草刈り、委託業務などの兼業事業が、建設工事の完成工事高に計上されていませんか。	☐

(13)よくあるお問い合わせ(Q&A)

【許可全般】

番号	質 問	回 答
1	どういった場合に建設業の許可は必要ですか。	建設業（建設工事の完成を請負う営業を行う者）を営む者で、軽微な建設工事（Q2解説）のみを請負うことを営業とする者以外は、建設業の許可を受けなければなりません。
2	軽微な建設工事とはどのようなものですか。	工事1件の請負代金の額が ・建築一式工事：1,500万未満の工事又は延べ面積150㎡未満の木造住宅工事 ・建築一式工事以外の工事：500万未満の工事
3	在日米軍基地内の建設工事については許可は必要ですか。	必要です。 （日本政府が米国に対して使用を許しているものであり、アメリカの領域ではないため、日本の法令が適用されます。）
4	屋根の上に設置する「太陽光発電」設置工事は許可が必要ですか。	工事金額が500万円以上の場合は電気工事業の許可が必要です。 （装置代含む）
5	住宅工事において断熱目的で行う発泡ウレタン吹きつけ工事は、内装仕上り工事に該当するのですか。	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事であるので、熱絶縁工事になります。
6	1年未満の間休業した場合決算変更届の提出は必要ですか。	許可の有効期限内である限り必要です。 （1年以上休業する場合は廃業届の提出が必要です。）
7	青色申告書及び白色申告書の保存期間は何年ですか。	どちらも7年保存の義務があります。（税務署確認） 白色申告書の一部は5年ですが7年と認識して欲しいとのことです。
8	使用人数一覧表（様式第4号）に法人又は個人事業の代表者は含むのですか。	H21. 4月以降の申請分より含んで記載します。
9	LLP（有限責任事業組合）は建設業許可を取得できますか。	有限責任事業組合は法人格を有していないため、建設業許可は取得できません。 有限責任事業組合が建設業許可が必要となる工事を請負うには、全ての組合員が個々に建設業許可を取得する必要があります。
10	法人事業税を滞納している場合は許可は受けられないのですか。	許可の要件には該当しないため、許可を受けられないということはありません。

【経營業務の管理責任者関係】

番号	質 問	回 答
1	経營業務の管理責任者としての経験を証明する者は当時の代表者でないといけないのですか。	原則として使用者（法人の場合は現在の代表者、個人の場合は当該本人）でなければなりません。 法人の解散等の場合には、被証明者と同等以上の役職にあった者としします。 なお、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には自己証明となります。（使用者以外の証明が得られない場合は備考欄にその理由を記載する必要があります。） 喧嘩別れにより証明をもらいづらいなどは、正当な理由に該当しません。
2	経營業務の管理責任者は営業所専任になるのですか。	専任となります。
3	経營業務の管理責任者は本店（主たる営業所）にいないといけないのですか。	経營業務の管理責任者は、建設業法上の主たる営業所に常勤で勤務しなければなりません。

4	他の会社からの出向社員を経営業務の管理責任者とすることはできますか。	常勤性が確認できれば認められます。 ただし、出向社員は、工事現場に置かれる主任技術者、監理技術者にはなりません。
5	経営業務の管理責任者の経験した時の地位は支店長、営業所長でもよいが、令3条の使用人に限られるのですか。 (許可がない場合はだめなのか?)	令3条の使用人に限られます。 「経営業務の管理責任者としての経験」とは、営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、建設業の経営業務について総合的に監理した経験であり、工事の施工に関する事務所の長のような経験はこれに含まれない。
6	役員でも雇用保険に加入できるのですか。	原則加入できません。例外として、報酬ではなく賃金での支給の場合及び勤務形態についても就業規則に縛られる等の条件であれば加入できます。

【営業所技術者等関係】

番号	質 問	回 答
1	営業所技術者等としての経験（実務経験）を証明する者は当時の代表者でないといけないのですか。	原則として使用者（法人の場合は現在の代表者、個人の場合は当該本人）でなければなりません。 法人の解散等の場合には、被証明者と同等以上の役職にあった者としします。 なお、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には自己証明となります。（使用者以外の証明が得られない場合は備考欄にその理由を記載する必要があります。） 退職時のトラブルなどは、正当な理由に該当しません。
2	営業所技術者等の役割はなんですか。	建設工事についての専門知識を有する者として恒常的な技術指導を行い、建設工事に関する請負契約の適正な締結、履行を確保することにあります。
3	営業所技術者等は営業所に専任しなければならないと聞いたのですがどういうことですか。	「営業所技術者等とは」：営業所に常勤して専ら職務に従事することを要する者をいい、雇用契約等により事業主体と継続的な関係を有し、休日その他勤務を要しない日を除き、通常の勤務時間中はその営業所に勤務しなければなりません。
4	どういう場合に専任と認められないのですか。	・現在住んでいる所が、勤務を要する営業所所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者 ・他の営業所の営業所技術者等になっている者。 ・他の法令により営業所技術者等になっている者。（同一事務所と兼ねている場合は除く） ・他に個人営業を行っている者や他の法人の常勤役員になっている者。 ・国及び地方公共団体の議員になっている者。
5	営業所技術者等は現場に出ることができないのですか。	原則、現場の主任技術者等になることはできません。 例外として、次の基準を全て満たせば兼ねることができます。 ・当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。 ・工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事し得る程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとり得る体制にあること。 ・当該建設工事が、工事現場への専任を要する工事（公共性のある工作物に関する重要な工事）で請負金額4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上でないこと。
6	指導監督的実務経験証明書に記載する技術者の、JVの場合の契約金額の取扱いはどうなるのですか。	出資割合ではなく、契約金額の総額とします。
7	実務経験10年で営業所技術者等として登録しようと思っているのですが、その中に外国での経験が含まれるのですが、外国での経験は認められるのですか。	外国での実務経験で申請しようとする場合は、あらかじめ国土交通大臣の認定が必要となります。 国土交通大臣の認定証を添付し、申請となります。
8	他の会社からの出向社員を営業所技術者等とすることはできますか。	常勤性が確認できれば認められます。 ただし、出向社員は、工事現場に置かれる主任技術者、監理技術者にはなりません。

【財産的基礎関係】

番号	質 問	回 答
1	金融機関の残高証明は、いつの時点のものが必要ですか。	「現在残高証明日（残高日）」が、申請書類提出日前1ヶ月以内のものとなります。 なお、複数の金融機関の証明を取る場合は同一日の残高の証明でなければなりません。

【常勤性関係】

番号	質 問	回 答
1	私は法人（会社）の役員ですが、年金を受給している関係で月5万円しか役員報酬をもらっていないので、社会保険に加入することができません。この場合は何で常勤性を確認されるのですか。	常勤であり、役員報酬をもらっていれば、金額の多寡に関係なく社会保険に加入することができます。 詳細については、日本年金機構にお問い合わせください。
2	私は法人（会社）の役員ですが、無報酬で勤務しています。確認書類として何が必要ですか。	一般的に無報酬で永続的に常勤の役員となっていることはないと思われますが、そのような事例については、その理由と常勤状況等について個別に調査を行い判断いたします。 申請前に監理課建設業指導班までお問い合わせ願います。
3	個人で事業を開始したばかりで、第1回目の確定申告の時期を経過していない場合、確認書類として何が必要ですか。	受付印のある「個人事業開業届出書」（振興局税務部（税務課）に提出する書類）の控えで確認します。 併せて、給与台帳、出勤簿の確認をします。
4	法人（会社）を設立したばかりで、まだ給与の支払いがなく、雇用保険や社会保険にも加入していません。このような場合、常勤性の確認はどうなりますか。	法人は、強制適用事業所として社会保険加入が義務付けられています。 なお、社会保険の資格証明の取得に時間がかかる場合は、暫定的に受付印のある「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」の控えを確認書類として取り扱うことも可能です。（資格取得後、資格証明書を提出） 雇用保険の場合は「被保険者証」などで確認します。

【財務諸表】

番号	質 問	回 答
1	一般建設業の新規許可申請時期が決算日直後で直前期の決算が未確定（未申告）であったため、やむを得ず前々期の決算（財務諸表）を添付して許可を受けた。直前期の決算が確定したが、どのようにすべきか。	決算変更届を提出してください。 ※本設例は特殊なケースですが、許可申請にあたっては、原則、直前期の財務諸表（確定申告済）を添付してください。

(14) 問い合わせ先等

(1) 許可申請全般に関する問い合わせ・提出先

問い合わせ・提出先	電話・FAX
〒850-8570 長崎市尾上町3-1 長崎県土木部監理課 建設業指導班	直通：095-894-3015 FAX：095-894-3460

(2) 業者ファイル閲覧場所

振興局名	郵便番号	所在地	電話（内線）	所管市町
県央振興局 建設部 管理課	854-0071	諫早市永昌東町25-8	0957-22-0010 (811～814)	諫早市 大村市
島原振興局 建設部 管理課	855-8501	島原市城内1-1205	0957-63-0111 (411～415)	島原市 雲仙市 南島原市
県北振興局 建設部 建設管理課	857-8502	佐世保市木場田町3-25	0956-23-4211 (351～354)	佐世保市 東彼杵町 川棚町 波佐見町 小値賀町 佐々町
県北振興局 建設部 田平土木維持管理事務所	859-4825	平戸市田平町山内免808	0950-57-0562	平戸市 松浦市
県北振興局 建設部 大瀬戸土木維持管理事務所	857-2301	西海市大瀬戸町瀬戸板浦郷 1128-16	0959-22-0067	西海市
五島振興局 建設部 管理・用地課	853-8502	五島市福江町7-1	0959-72-2121 (322～323)	五島市
五島振興局 上五島支所 建設部 管理・用地課	857-4211	南松浦郡新上五島町有川郷 578-2	0959-42-1141	新上五島町
壱岐振興局 建設部 管理・用地課	811-5133	壱岐市郷ノ浦町本村触570	0920-47-1111 (281～283)	壱岐市
対馬振興局 建設部 管理課	817-8520	対馬市厳原町宮谷224	0920-52-1311 (311～314)	対馬市

※長崎振興局が所管する市町（長崎市、長与町、時津町）の業者の閲覧は長崎県庁行政棟6階の土木部監理課で対応します

(3) 国土交通大臣許可申請に関する問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 建政部 建設産業課

TEL 092-471-6331（代表）※自動音声案内

九州地方整備局建政部HP

<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/>



建設業許可申請の手引き
(令和 7 年 2 月発行)

発行者 長崎県土木部監理課 建設業指導班

所在地 〒850-8570

長崎市尾上町3-1

電話番号 095-894-3015 (直通)

FAX 095-894-3460

ホームページ

<https://www.pref.nagasaki.jp/hunrui/machidukuri/tochi-kensetsusugyo/kensetsu/kensetsu-kyoka/>